

添付資料4-1 官庁施設の基本的性能基準適用表

大項目	中項目	小項目	適用（分類）			特記
			防災棟庁舎	官用自転車駐輪場	渡り廊下	
社会性	地域性	地域性	I	I	I	
	景観性	景観性	I	I	I	
環境保全性	環境負荷低減性	長寿命	適用	適用	適用	
		適正使用・適正処理	適用	適用	適用	
		エコマテリアル	適用	適用	適用	
		省エネルギー・省資源	適用	適用	適用	
	周辺環境保全性	地域生態系保全	適用	適用	適用	
		周辺環境配慮	適用	適用	適用	
安全性	耐震	構造体	I	III	I	
		建築非構造部材	A	B	A	
		建築設備	甲	乙	甲	
	対火災	耐火	適用	適用	適用	【添付資料4-2】「各室性能表」による。
		初期火災の拡大防止	適用	適用	適用	【添付資料4-2】「各室性能表」による。
		火災時の避難安全確保	I	I	I	
	防災性	対浸水	適用	-	-	【添付資料4-2】「各室性能表」による。
		対津波	-	-	-	
	耐風	構造体	I	III	I	
		建築非構造部材	I	III	I	
		建築設備	I	III	I	
	耐雪・耐寒	構造体	適用	適用	適用	
		外部空間、建築物の形状、仕上げ等及び建築設備	適用	適用	適用	
	対落雷		I	II	I	
常時荷重		適用	適用	適用	【添付資料4-2】「各室性能表」による。	
機能維持性	機能維持性	I	II	I		
防犯	防犯	適用	適用	適用	【添付資料4-16】「セキュリティの考え方」による。	
機能性	利便性	移動	適用	適用	適用	
		操作	適用	適用	適用	
	ユニバーサルデザイン	ユニバーサルデザイン	適用	適用	適用	
		室内環境性	音環境	適用	-	-
	光環境		適用	-	-	【添付資料4-2】「各室性能表」による。
	熱環境		適用	-	-	【添付資料4-2】「各室性能表」による。
	空気環境		適用	-	-	【添付資料4-2】「各室性能表」による。
	衛生環境		適用	-	-	
	振動	人の動作又は設備	適用	-	-	
		交通	適用	-	-	
風		適用	-	-		
情報化対応性	情報化対応性	情報処理機能	適用	-	-	【添付資料4-2】「各室性能表」による。
		情報交流機能	II	-	-	
経済性	耐用性	構造体	適用	適用	適用	
		建築非構造部材	適用	適用	適用	
		建築設備	適用	適用	適用	
		フレキシビリティ	I	II	II	
	保全性	作業性	適用	適用	適用	
更新性		適用	適用	適用		









室名	活動拠点室等 添付資料4-2-1参照	官庁施設の基本的性能基準										建築										電気設備														機械設備													
		耐火	初期火災	対浸水	防犯	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性	室面積	天井高	二重床高	内装仕上げ	ブラインド等	ビクチャーレール	床荷重	入室制限	出入口扉の箇所数	廊下出入口扉	ガラス窓	鍵管理	外部窓	照明		コンセント		電話 FAX		出退表示		時刻表示	拡声	テレビ受信	入退館管理(共用部)	監視カメラ(共用部)	監視カメラ(専用部)	防犯(専用部)	鍵管理(専用部)	その他		空調設備	換気設備	衛生器具・給排水	給湯	ガス	特殊消火設備		
																								照度	発電回路	一般コンセント	発電回路	専用機器	電話	FAX	表示									操作	館内放送							LAN機器等	映像音響機器
中国四国厚生局 健康福祉部等																																																	
健康福祉部長室	—	IV	II	II	I	II	II	II	I	II	36.00	2.6	100	B	ブ	無	A	I	1	無	無	B	有	A	無	B(2)	無	無	A1 C1	無	無	無	有1	有	有	無	無	無	無	無	有	無	A	E	無	無	無	無	
年金管理官室	—	IV	II	II	I	II	II	II	I	II	36.00	2.6	100	B	ブ	無	A	I	適宜	無	無	B	有	A	無	B(1)	無	無	A1 C1	無	無	無	有1	無	有	無	無	無	無	無	有	無	A	E	無	無	無	無	
健康福祉部 (男女更衣室及び休憩室含む)	A	II	I	I	II	III	II	II	I	I	376.90	2.6	100	A	ブ	無	A	II	適宜	有	無	A	有	A	A	A	有	有	A5 C33	3	無	無	有1	有	有	無	無	無	無	無	無	有	無	A	E	無	無	無	無
年金部門	—	IV	II	II	II	III	II	II	I	I	190.70	2.6	100	A	ブ	無	A	II	適宜	有	無	A	有	A	A	A(2)	有	有	A1 C20	1	無	無	有1	無	有	無	無	無	無	無	無	有	無	A	E	無	無	無	無
社会保険審査官室	—	IV	II	II	II	III	II	II	I	II	60.00	2.6	100	A	ブ	無	A	II	適宜	適宜	無	A	有	A	無	A(3)	無	無	C10	無	無	無	有1	無	無	無	無	無	無	無	有	無	A	E	無	無	無	無	
面談室 1	—	IV	II	II	II	II	II	I	I	III	10.00	2.6	100	A	—	無	A	II, III	適宜	有	無	B	適宜	B	無	C	無	無	C1	無	無	無	有1	無	無	無	無	無	無	無	無	有	無	A	E	無	無	無	無
面談室 2	—	IV	II	II	II	II	II	I	I	III	10.00	2.6	100	A	—	無	A	II, III	適宜	有	無	B	適宜	B	無	C	無	無	C1	無	無	無	有1	無	無	無	無	無	無	無	無	有	無	A	E	無	無	無	無
審議会室	—	IV	II	II	II	II	I	I	I	III	40.00	2.6	100	A	ブ	無	A	II	適宜	有	無	B	適宜	B	無	C	無	無	C1	無	無	無	有1	無	無	無	無	無	無	無	有	無	A	E	無	無	無	無	
専用会議室	—	IV	II	II	II	II	I	I	I	III	24.20	2.6	100	A	ブ	無	A	II	適宜	有	無	B	適宜	B	無	C(1)	無	無	C1	無	無	無	有1	無	無	無	無	無	無	無	無	有	無	A	E	無	無	無	無
倉庫	—	II	I	II	II	—	III	III	II	III	90.90	2.6	100	A	—	無	B	II	適宜	有	無	B	適宜	E	無	G(1)	無	無	無	無	無	無	有1	無	無	無	無	無	無	無	無	有	無	A	E	無	無	無	無
合計面積											874.70																																						

室名	活動拠点室等 添付資料4-2-1参照	官庁施設の基本的性能基準										建築										電気設備														機械設備												
		耐火	初期火災	対浸水	防犯	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性	室面積	天井高	二重床高	内装仕上げ	ブラインド等	ビクチャールール	床荷重	入室制限	出入口扉の箇所数	廊下出入口扉	ガラス窓	鍵管理	外部窓	照明		コンセント		電話 FAX		出退表示		時刻表示	拡声	テレビ受信	入退館管理(共用部)	監視カメラ(共用部)	監視カメラ(専用部)	防犯(専用部)	鍵管理(専用部)	その他		空調設備	換気設備	衛生器具・給排水	給湯	ガス	特殊消火設備	
																								照度	発電回路	一般コンセント	発電回路	専用機器	電話	FAX	表示									操作	館内放送							LAN機器等
職業安定部長室	—	IV	II	II	I	II	II	I	II	29.00	2.6	100	B	ブ	有	A	I	1	無	無	C	有	A	A	B① (0,1)	有	有	C外1	無	無	有	有1	有	有	無	無	無	無	有	有	無	A	E	無	無	無	無	
事務室A・B・C (相談コーナー・作業コーナー含む)	—	IV	II	II	II	III	II	I	II	704.80	2.6	100	A	ブ	無	A	II,III	5	有	有	A	有	A	A	A①	有	有	C外100	2	有	無	有7	有	有	無	無	無	無	無	無	有	無	A	E	無	無	無	無
大会議室	—	IV	II	II	II	I	I	I	III	95.00	2.6	100	A	ブ	無	A	II	2	有	無	F	有	B	B	C③ (0,1)	無	有	C外2	無	無	無	有2	有	有	無	無	無	無	有	有	有	A	E	無	無	無	無	
書庫/倉庫	—	II	I	II	I	—	III	III	II	213.60	2.6	無	P	ブ	無	C	II	2	有	無	C	適宜	E	C	G(2)	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	有	無	無	A	D	無	無	無	無
通信機械室	—	III	I	II	II	III	III	III	II	15.00	2.3	100	C	ブ	無	E	II	1	無	無	C	適宜	C	B	G①	有	有	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	有	有	無	B	E	無	無	無	無
事務機械室	—	IV	II	II	II	III	II	III	I	20.00	2.6	100	C	ブ	無	A	II	1	無	無	B	適宜	A	C	G① (0,3)	無	有	C外1	無	無	無	有1	有	無	無	無	無	無	無	無	有	無	A	E	無	無	無	無
雇用保険電子申請センター	—	IV	II	II	II	III	II	II	I	140.00	2.6	100	A	ブ	無	A	II	適宜	有	有	A	有	A	B	A①	無	有	C外21	1	無	無	有2	有	無	無	無	無	無	無	無	有	無	A	E	無	無	無	無
合計面積										1217.40																																						





室名	活動拠点室等	官庁施設の基本的性能基準									建築										電気設備												機械設備													
		耐火	初期火災	対浸水	防犯	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性	室面積	天井高	二重床高	内装仕上げ	フラインド等	ビクチャールール	床荷重	入室制限	出入口扉の箇所数	外部窓	廊下出入口扉	ガラス窓	鍵管理	照明	コンセント		電話 FAX		出退表示		時刻表示	拡声	テレビ受信	人退館管理(共用部)	監視カメラ(共用部)	監視カメラ(専用部)	防犯(専用部)	鍵管理(専用部)	その他		空調設備	換気設備	衛生器具・給排水	給湯	ガス	特殊消火設備
	添付資料4-2-1参照	I II III IV	I II	I II	I II III	I II III	I II III	I II	I II III	m	m	mm	添付資料4-2-2参照	添付資料4-2-3参照	有・無	添付資料4-2-5参照	添付資料4-2-4参照	数	有・無	有・無	添付資料4-2-4参照	有・無	添付資料4-2-6参照	添付資料4-2-6参照	添付資料4-2-6参照	有・無	有・無	添付資料4-2-6参照	台・無	有・無	有・無	有(数)・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	添付資料4-2-7参照	添付資料4-2-7参照	添付資料4-2-7参照	添付資料4-2-7参照	添付資料4-2-7参照	添付資料4-2-7参照
中国地方整備局 統括防災官室等																																														
合計面積										1760.00																																				



室名	活動拠点室等	官庁施設の基本的性能基準										建築										電気設備														機械設備													
		耐火	初期火災	対浸水	防犯	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性	室面積	天井高	二重床高	内装仕上げ	ブラインド等	ビクチャールール	床荷重	入室制限	出入口扉の箇所数		外部窓	照明		コンセント			電話FAX		出退表示		時刻表示	拡声	テレビ受信	入退館管理(共用部)	監視カメラ(専用部)	監視カメラ(共用部)	防犯(専用部)	鍵管理(専用部)	その他		空調設備	換気設備	衛生器具・給排水	給湯	ガス	特殊消火設備			
																			廊下	出入口扉		照度	発電回路	一般コンセント	発電回路	専用機器	電話	FAX	表示	操作									館内放送	LAN機器等							映像音響機器		
	添付資料4-2-1参照	Ⅱ Ⅲ Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ Ⅲ	Ⅱ Ⅲ	Ⅱ Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ Ⅲ	m <sup>2</sup>	m	mm	添付資料4-2-2参照	添付資料4-2-3参照	有・無	添付資料4-2-5参照	添付資料4-2-4参照	数	有・無	有・無	添付資料4-2-4参照	添付資料4-2-6参照	添付資料4-2-6参照	添付資料4-2-6参照	添付資料4-2-6参照	添付資料4-2-6参照	有(数)・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	添付資料4-2-7参照	添付資料4-2-7参照	添付資料4-2-7参照	添付資料4-2-7参照	添付資料4-2-7参照	添付資料4-2-7参照	添付資料4-2-7参照	添付資料4-2-7参照					
広島東税務署																																																	
閲覧室	—	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅲ	50.00	2.6	100	A	ブ	無	A	Ⅲ	3	有	有	B	有	A	無	C①	無	無	A外1	無	無	無	有2	有	無	無	無	無	無	無	有	無	A	E	無	無	無	無	
KSK事務機械室	—	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	21.00	2.6	100	C	ブ	無	A	Ⅱ	1	適宜	有	F	有	A	無	B①	無	有	A外1	無	無	無	無	有	無	無	無	無	有	有	無	A	E	無	無	無	無		
KSKサーバー室	—	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	12.00	2.6	100	A	-	無	D	Ⅰ	1	有	無	F	無	C	無	A①	有	有	無	無	無	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	無	C	E	無	無	無	無	
男子更衣室	—	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅲ	55.41	2.4	無	J	ブ	無	A	Ⅱ	1	有	無	F	適宜	E	無	C	無	無	A外1	無	無	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	無	無	A	E	無	無	無	無
女子更衣室	—	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅲ	31.14	2.4	無	J	ブ	無	A	Ⅱ	1	有	無	F	適宜	E	無	C	無	無	A外1	無	無	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	無	無	A	E	無	無	無	無
男子休養室	—	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	—	49.90	2.4	無	J	ブ	無	A	Ⅱ	1	有	有	B	有	B	無	C	無	有	A外1	無	無	無	有1	有	有	無	無	無	無	無	無	無	無	G	E	無	無	無	無
女子休養室	—	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	—	38.24	2.4	無	J	ブ	無	A	Ⅱ	1	有	有	B	有	B	無	C	無	有	A外1	無	無	無	有1	有	有	無	無	無	無	無	無	無	無	G	E	無	無	無	無
給湯室	—	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	7.00	2.4	無	G	—	無	A	Ⅱ	1	有	有	B	適宜	E	無	D(1)	無	有	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	A	E	C	無	無	無	無
会議室	—	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	200.30	2.6	100	A	ブ	無	A	Ⅲ	3	有	有	B	有	A	無	C①	無	無	A外2	無	無	無	有2	有	有	無	無	無	無	無	無	有	有	G	E	無	無	無	無
耐火書庫1	—	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	—	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	—	191.70	2.6	無	P	—	無	C	Ⅱ	2	無	無	F	無	E	無	G(1)	無	無	A外1	無	無	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	無	無	無	E	無	無	無	無
耐火書庫2	—	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	—	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	—	191.70	2.6	無	P	—	無	C	Ⅱ	2	無	無	F	無	E	無	G(1)	無	無	A外1	無	無	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	無	無	無	E	無	無	無	無
倉庫1	—	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	—	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	—	72.45	2.6	無	P	—	無	B	Ⅱ	1	有	無	D	無	B	無	G(1)	無	無	A外1	無	無	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	無	無	無	E	無	無	無	無









室名	活動拠点室等	官庁施設の基本的性能基準									建築										電気設備														機械設備												
		耐火	初期火災	対浸水	防犯	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性	室面積	天井高	二重床高	内装仕上げ	フラインド等	ビクチャレール	床荷重	入室制限	出入口扉の箇所数	廊下出入口扉	ガラス窓	鍵管理	外部窓	照明	コンセント		電話・FAX		出退表示		時刻表示	拡声	テレビ受信	人退館管理(共用部)	監視カメラ(共用部)	監視カメラ(専用部)	防犯(専用部)	鍵管理(専用部)	その他		空調設備	換気設備	衛生器具・給排水	給湯	ガス	特殊消火設備	
		I II III IV	I II	I II	I II III	I II III	I II III	I II	I II III	m	m	mm	添付資料4-2-2参照	添付資料4-2-3参照	有・無	添付資料4-2-5参照	添付資料4-2-4参照	数	有・無	有・無	添付資料4-2-4参照	有・無	添付資料4-2-6参照	添付資料4-2-6参照	添付資料4-2-6参照	有・無	有・無	添付資料4-2-6参照	台・無	有・無	有・無	有(数)・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	添付資料4-2-7参照	添付資料4-2-7参照	添付資料4-2-7参照	添付資料4-2-7参照	添付資料4-2-7参照	添付資料4-2-7参照
共用部																																															
清掃員控室	—	IV	II	II	III	III	III	II	I	III	適宜	適宜	—	K	ブ	無	A	II	1	有	有	E	有	D	C	C①	無	無	C1	無	無	無	有1	有	有	無	無	無	無	無	無	E	E	無	無	無	無
地下部 合計面積										1,670.20																																					
建物全体 合計面積										16,906.0	※各官署専用部面積含む																																				

室名	原則、部局毎に配置された壁により区画された空間の名称
室の分類	凡例は、室の使用内容、グレードにより分類。おおよその内装仕上げ及びスペックの目安となる。
活動拠点室等	<ul style="list-style-type: none"> <li>A 活動拠点室</li> <li>B 活動支援室</li> <li>C 活動上重要な設備室</li> <li>D 機能停止が許されない室</li> <li>- 対象外</li> </ul>
耐火	<ul style="list-style-type: none"> <li>I 特に重要な財産・情報を保管する室</li> <li>II 重要な財産・情報を保管する室</li> <li>III 危険物を貯蔵又は使用する室、火気を使用する室、設備関係諸室等</li> <li>IV 分類 I IIIに該当しない室等</li> </ul>
初期火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>I 重要な財産・情報を保管する室</li> <li>II 分類 I に該当しない室等</li> </ul>
対浸水	<ul style="list-style-type: none"> <li>I 水害発生時に災害応急対策活動のために機能の維持が必要な室等。</li> <li>II 分類 I に該当しない室等。</li> </ul>
防犯性	<ul style="list-style-type: none"> <li>I 上級室等の重要な室、重要な財産を保管する室等</li> <li>II 事務室、会議室等、設備関係諸室</li> <li>III 分類 I 及び II に該当しない建物内の室等</li> </ul>
音環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>I 上級室、会議室等のうち特に重要なもの</li> <li>II 上級室、会議室等</li> <li>III 事務室等</li> <li>- 対象外</li> </ul>
光環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>I 講演又はプレゼンテーションを行う室等</li> <li>II 事務作業を行う室等</li> <li>III 分類 I 及び II に該当しない室等</li> </ul>
熱環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>I 来客等による利用者数の大幅な変化又は不定期的な利用が予想される室等</li> <li>II 事務作業を行う室等</li> <li>III 熱環境の確保が必要な設備関係諸室、通信・情報機器室、倉庫等。</li> <li>- 対象外</li> </ul>
空気環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>I 事務作業を行う室等</li> <li>II 空気環境の確保が必要な設備関係諸室、通信・情報機器室、倉庫等、室、又は燃焼ガス若しくは排気ガスの発生する室等</li> <li>- 対象外</li> </ul>
情報化対応性	<ul style="list-style-type: none"> <li>I 重要な又は大容量の通信・情報処理装置を収容する室等</li> <li>II 人当たり 1 台程度の端末機が導入される事務室等</li> <li>III 分類 I 及び II に該当しない室等</li> </ul>

外部仕上げ	
床	ポーチ・通路：磁器質タイル（一部スロープタイル）、インターロッキングブロック 車道：アスファルト舗装
外壁	PCカーテンウォール、磁器質タイル相当
窓	アルミニウム製
玄関扉	ステンレス製（自動）
その他出入口	鋼製
屋根	アスファルト断熱保護防水 AI-2工法

## 仕上げ共通性能

床	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水勾配の目的がある場合を除き、床仕上げ面は水平かつ平坦とする。</li> <li>・仕上げ材は、日常行動及び交通・物流等による衝撃で欠損、剥離等がない。</li> <li>・床仕上げは清掃性の良いものとする。</li> <li>・床仕上げ面に取り付けるものは歩行に支障がない。</li> <li>・床面の空調吹き出し口を設ける場合には壁又は窓際に設け、スリット及びルーバーは周辺の仕上げ材との対比が目立たない。</li> <li>・また、ルーバーは、ピンヒール、硬貨等が落ちにくいよう配慮し、落ちた場合には拾える構造とする。</li> <li>・人の往来が予定される床面にEXPJを設ける場合は、仕上げ材で隠蔽する。</li> </ul>
壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常行動及び交通・物流等による衝撃で欠損、剥離、傾き、曲がり等が生じない強度を有し、ぐらつきが生じない。</li> <li>・仕上げ面には、傷やビス等がない。</li> <li>・床の取り合い部分は、変位等による破損、経年変化による隙間等の発生及び傷等を防止する。</li> <li>・壁面に設置する又は設置可能な各種設備機器は、法令等により規定のあるものを除き、壁面から突出させない。</li> <li>・地下外壁は、結露対策を施すこと。</li> <li>・地下外壁は、湧水対策を施すこと。</li> <li>・垂直かつ平坦とする。</li> </ul>
天井	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天井部分の梁型及び目的上隠蔽することができない設備機器を除く各種設備機器は、天井内に隠蔽する。</li> <li>・天井内に隠蔽される各種設備機器は、点検口により点検できる。</li> <li>・天井面に取り付ける各種設備機器は、法令等により規定のあるものを除き、天井から突出させない。</li> <li>・また、設備機器の配置は、可能な限りモジュールを想定し、照明機器配置に沿った配置とする。</li> <li>・壁の取り合い部分は変位等による破損及び経年変化による隙間等の発生を防止する。</li> <li>・壁の取り合い部分で底目地とする場合は、目地底は天井と同色の塗装を行う。</li> <li>・スクリーン、プロジェクター等を設ける場合は、天井埋め込みのボックス、カバー等により隠蔽する。</li> <li>・水平かつ平坦とする。</li> </ul>

内部仕上げ		
区分	部位	仕 上 げ
A 事務室、 会議室	床	二重床（フリーアクセスフロア）のうえタイルカーペット又は帯電防止ビニル床タイル
	幅木	ビニル幅木
	壁	石こうボードのうえ塗装又はモルタルのうえ塗装
	天井	ロックウール化粧吸音板
	備考	
B 上級室	床	二重床（フリーアクセスフロア）のうえタイルカーペット
	幅木	木製幅木
	壁	石こうボードのうえ塗装又は壁紙
	天井	ロックウール化粧吸音板
	備考	

C 事務機械室	床	二重床（フリーアクセスフロア）のうすタイルカーペット又は 帯電防止ビニル床タイル
	幅木	ビニル幅木
	壁	吸音用穴あきケイカル板のうす塗装 グラスウール裏込め
	天井	ロックウール化粧吸音板
	備考	
D 玄関ホール 待合	床	磁器質タイル
	幅木	花崗岩 又は タイル
	壁	磁器質タイル
	天井	金属成形板
	備考	
E 階段室	床	ビニル床シート
	幅木	ビニル幅木
	壁	石こうボードのうす塗装
	備考	※鋼製階段の部分：鋼製のうす塗装
F 基準階ホール 廊下	床	ビニル床シート
	幅木	ビニル幅木
	壁	石こうボードのうす塗装
	天井	ロックウール化粧吸音板
	備考	
G 洗面所、 便所、 湯沸室	床	ビニル床シート
	幅木	ビニル幅木 又は タイル
	壁	陶器質タイル 又は メラミン化粧板
	天井	ロックウール化粧吸音板
	備考	
H シャワー室	床	ユニットシャワー
	幅木	ユニットシャワー
	壁	ユニットシャワー
	天井	ユニットシャワー
	備考	
I 脱衣室	床	ビニル床シート
	幅木	ビニル幅木
	壁	ケイカル板のうす塗装
	天井	ケイカル板のうす塗装
	備考	
J 休養室、仮 眠室	床	タイルカーペット 又は ビニル床シート
	幅木	ビニル幅木
	壁	石こうボードのうす塗装 又は 壁紙
	天井	化粧石こうボード
	備考	
K 休養室、仮 眠室(和室)	床	畳
	幅木	(畳寄せ)、一部木製幅木
	壁	石こうボードのうす塗装
	天井	化粧石こうボード
	備考	※参考：建築工事標準詳細図(平成28年度版)
L 庁舎管理室 等	床	二重床（フリーアクセスフロア）のうすタイルカーペット
	幅木	ビニル幅木
	壁	石こうボードのうす塗装
	天井	ロックウール化粧吸音板
	備考	

M 常に人が出入りする書庫、中央監視室	床	ビニル床タイル
	幅木	ビニル幅木
	壁	石こうボードのうえ塗装
	天井	不燃積層石こうボード（化粧有）
	備考	
N 消音が必要な機械室・電気室（周囲に居室を配置する場合）	床	コンクリート直均し仕上げのうえ合成樹脂塗材
	幅木	合成樹脂塗材塗り上げ 又は ビニル幅木
	壁	グラスウールのうえガラスクロス張り
	天井	グラスウールのうえガラスクロス張り
	備考	※壁面下部はコンクリート打放し 又は 石こうボードのうえ塗装
O 自動車車庫	床	コンクリート直均しのうえ合成樹脂塗材（防滑）
	幅木	合成樹脂塗材塗り上げ
	壁	壁材素地 又は 壁材のうえ塗装
	天井	直天井
	備考	※駐車場の配置・構造形式に応じて適切に選定する
P 倉庫、書庫、機械室、電気室（周囲に居室を配置しない場合）、EPS、PS、DS	床	コンクリート直均し仕上げのうえ合成樹脂塗材
	幅木	ビニル幅木 又は 壁材素地
	壁	壁材素地
	天井	直天井
	備考	
Q ごみ置場	床	ビニル床シート
	幅木	ビニル幅木 又は 周囲仕上げに倣う（湯沸室等の一角の場合）
	壁	ケイカル板のうえ塗装 又は 周囲仕上げに倣う（湯沸室等の一角の場合）
	天井	化粧石こうボード 又は ケイカル板のうえ塗装
	備考	
R ごみ集積所	床	コンクリート直均しのうえ合成樹脂塗材
	幅木	合成樹脂塗材塗り上げ
	壁	壁材素地
	天井	直天井
	備考	
S シールドルーム	床	
	幅木	
	壁	
	天井	
	備考	※個別配布
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執務室エリアに配置する各室は、将来のレイアウト変更に対応できるように事務室と同様の床仕上げ（O Aフロア）とする。</li> <li>・上記に記載のない室の仕上げ等は、事業者の提案による。</li> <li>・仕上仕様と各室性能表に不整合がある場合は、各室性能表を優先する。</li> <li>・要求水準を満たした上で合理的な理由に基づく提案を行い発注者と協議が整った場合は、仕上げを変更することができる。</li> </ul>	



建築：各室性能表「入室制限」の凡例

※セキュリティ、警備の範疇に属する内容は、【添付資料4-16】「セキュリティの考え方」、  
【添付資料5-8】「警備業務に係る要求水準」による。

※清掃等維持管理業務に従事する業務従事者の入室条件については【添付資料5-2】「諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限」による

区分	項目	説明	例示
Ⅲ	一般来庁者が利用	一般来庁者が立ち入ることができる区域	共用部、交通部分、トイレ、職員立ち会いのもと入室できる室等
Ⅱ	主に職員が使用	主に職員が使用する区域	事務室、休養室、設備室等
Ⅰ	限られた職員のみ	限られた職員のみが立ち入ることができる、重要度が高いもの、人が存在する区域	コンピューター室、上級室等

建築：各室性能表「鍵管理」の凡例

区分	管理方式	管理方法	
A	庁舎管理室等で管理	・ 人から人への受渡しを行う	
B	各官署ごと（各階ごと）に管理ボックスを設置し管理	・ 職員が管理ボックス用のキーを所有し、登退庁時に管理ボックスを開閉し鍵の出し入れを行う	
C	電気錠を設置し入室の管理（退室の管理を行う場合は【添付資料4-2-6】に定める）	カード方式	・ 代表者のみがカードを保有する
D			・ 限定の職員がカードを保有する
E			・ 職員各自がカードを保有する
F	テンキー方式	・ 暗証番号等を入力することより、鍵の解錠を行う	
G	生体認証方式	・ 生体認証により、鍵の解錠を行う	

#### 注 記

- 1 生体認証とは指紋、静脈など生体の一部を用いて行う認証をいう。
- 2 「業務要求水準書」、【添付資料4-9】「主要諸室の性能特記事項」に仕様の記載がある場合は、「業務要求水準書」、【添付資料4-9】「主要諸室の性能特記事項」の仕様が優先する。

(単位：N/m<sup>2</sup>)

区分	室名等	床版又は小梁計算用	大梁又は基礎計算用	地震力計算用	備考
一	常時人が使用する場合	1,800	1,300	600	設備機器（基礎を含む）等の荷重については別途、固定荷重として考慮すること。
	通常時人が使用しない場合	980	600	400	
	鉄骨庇	980	0	0	
	片持形式のバルコニー、庇等	1,800	1,300	600	
A	事務室、会議室、食堂等	2,900	1,800	800	
B	一般書庫、倉庫等	7,800	6,900	4,900	
C	移動書架を設置する書庫、ヘビーデューティゾーン(HDZ)等	11,800	10,300	7,400	
D	機械室等	4,900	2,400	1,300	積載荷重を超えるような機器を積載する場合は、別途、固定荷重として考慮すること。
E	サーバー室、電算室	9,800	4,800	2,600	積載荷重を超えるような機器を積載する場合は、別途、固定荷重として考慮すること。
F	自動車車庫及び自動車通路	5,400	3,900	2,000	
G	休養室、給湯室、仮眠室、PS、EPS等	1,800	1,300	600	

注 記

- 1 建築基準法および「建築構造設計基準の資料（令和3年改定版）」に示されている積載荷重を基本とする。基準法および同基準を満足した上で、実況に応じた積載荷重を設定する。
- 2 機械室等において、実状を勘案して設定する他、機械等が設置される部分については別途局部荷重としての検討も行う。
- 3 廊下、玄関及び階段等の値は令第85条によるほか、その階の主な室の用途により適切に算定する。
- 4 床応答加速度の低減を要求する部屋において、免震床を設置する場合は、免震床の自重（1,500N/m<sup>2</sup>程度）を適宜見込むこと。
- 5 一般事務室において、事務室の積載荷重を超過すると想定される重量機器（耐火金庫、特殊機器等）がある場合には当該部分について、床荷重の割り増しを行う。
- 6 床荷重は上表によるほか【添付資料4-9】「主要諸室の性能特記事項」及び【添付資料4-17】「付帯設備等に係る要求水準」【添付資料4-19】「専用機器一覧」を考慮し適宜設定すること。
- 7 改修対象共用部については、改修前の室の荷重条件を示している。【添付資料4-2】「各室性能表」の制約条件区分を確認し、改修後床荷重が構造安全上問題ないように機器配置を計画すること。

項目	内容	記号	性能	
照明	照度 (単位：lx)	A	750	VDT使用室 (PC、端末、CAD等VDT機器の 使用を主目的とした室)
				設計室、製図室
				上級室、中央監視室、診察室
				一般事務室、研修室
		B	500	会議室、応接室、講堂、厨房、守衛室
		C	300	玄関ホール、待合室、電算機械室
		D	200~500	食堂、喫茶室、リフレッシュルーム、休養室
				宿直室、洗面所、湯沸室、更衣室、便所、書庫
		E	200	階段、電気室、機械室
	F	100	倉庫、廊下	
	G	75	車庫	
	発電回路	A	全灯数を発電回路とする。(必要時調光する。)	
		B	全灯数の1/2以上を発電回路とする。(50%調光でも良い)	
		C	室内の1スパン1灯以上を発電回路とする。(10%調光でも良い)	
無		不要(10%未満の調光でもよい。)		
コンセント	一般 コンセント	A	8㎡につき1箇所設置する。 ただし、括弧内の数字は追加の設置数を示す。コンセント形式(壁付、OAタップ形等)は契約締結後、業績監視職員との協議による。	事務室 (OAフロア)
		A①	壁付コンセント又はOAタップ形コンセント(ハーネスジョイントボックス接続)を8㎡につき1箇所設置する。ただし、括弧内の数字は追加の設置数を示す。 例：90㎡の事務室でA①(3)の場合、 $90 \div 8 = 11.25 < 12$ より、12箇所+3箇所=15箇所。 6.5㎡の事務室でAの場合、 $6.5 \div 8 \approx 0.8 < 1$ より1箇所。	
		A②	壁付コンセント又はターミナルボックス形を8㎡につき1箇所設置する。 ただし、括弧内の数字は追加の設置数を示す。	
		A③	壁付コンセント又はインナーコンセントを8㎡につき1箇所設置する。 ただし、括弧内の数字は追加の設置数を示す	
		B	壁付コンセントを1箇所設置する。 ただし、括弧内の数字は追加の設置数を示す。	上級室、宿直室
		B①	壁付コンセントを1箇所とOAタップ形コンセント(ハーネスジョイントボックス接続)を1箇所設置する。 ただし、括弧内の数字は追加の設置数を示す。 例：B①(2,0)の場合、壁付コンセント3箇所とOAタップ形コンセント1箇所。 B①(0,1)の場合、壁付コンセント1箇所とOAタップ形コンセント2箇所。	
		B①③	OAタップ形コンセント(ハーネスジョイントボックス接続)を1箇所とインナーコンセントを1箇所を設置する。 ただし、括弧内の数字は追加の設置数を示す。 例：B①③(1,2)の場合、OAタップ形コンセント2箇所とインナーコンセント3箇所。	

項目	内容	記号	性能	
コンセント	一般 コンセント	C	壁付コンセントを30㎡につき1箇所設置する。 ただし、括弧内の数字は追加の設置数を示す。  例：105㎡の事務室でC①(3)の場合、 $105 \div 30 = 3.5 < 4$ より、4箇所+3箇所=7箇所。	会議室、更衣室、 休憩室
		C①	壁付コンセントを30㎡につき1箇所とOAタップ形コンセント（ハーネスジョイントボックス接続）を1箇所設置する。 ただし、括弧内の数字は追加の設置数を示す。  例：105㎡の事務室でC①(2,0)の場合、壁付コンセント6箇所、OAタップ形コンセント1箇所。	
		C③	壁付コンセントを30㎡につき1箇所とインナーコンセントを1箇所設置する。 ただし、括弧内の数字は追加の設置数を示す。  例：105㎡の事務室でC③(2,0)の場合、壁付6箇所、インナーコンセント1箇所。	
		D	壁付コンセントを1箇所設置する。 ただし、括弧内の数字は追加の設置数を示す。	湯沸室
		E	2スパンにつき1箇所設置する。 ただし、括弧内の数字は追加の設置数を示す。	車庫
		F	壁付コンセントを歩行距離20mにつき1箇所設置する。 ただし、括弧内の数字は追加の設置数を示す。	廊下、玄関ホール、エレベータホール
		G	壁付コンセントを出口近傍に1箇所設置する。 ただし、括弧内の数字は追加の設置数を示す。	倉庫、書庫、電気室、 配線室、機械室
		G①	壁付コンセントを出口近傍に1個とOAタップ形コンセントを1箇所設置する。 ただし、括弧内の数字は追加の設置数を示す。  例：G①(1,2)の場合、壁付コンセント2箇所とOAタップ形コンセント3箇所。	
		H	壁付コンセントを8箇所と大容量コンセントを2箇所設置する。	シールドルーム
	I	壁付きコンセント1箇所以上及び、大便器の数と同数のコンセントを設置する。	便所	
		無	不要	
	発電回路	有	発電回路とする。	
		無	不要	
専用機器	有	【添付資料4-19】「専用機器一覧表」による入居官署工事の機器の電源、配線経路、スペースを確保する。		
	無	不要		

項目	内容	記号	性能
電話	電話 (PFI事業内で 新設)	A	一般電話機 (数値は設置台数を示す。)
		B	P H S内線電話機 (数値は設置台数を示す。)
		C	多機能電話機 (数値は設置台数を示す。)
		無	不要
		適宜	適宜
	電話 (PFI事業外で 新設)	A外	一般電話機 (数値は設置台数を示す。)
		B外	P H S内線電話機 (数値は設置台数を示す。)
		C外	多機能電話機 (数値は設置台数を示す。)
		無	不要
		適宜外	適宜入居官署で設置
	電話(既存利用)	A既	一般電話機 (数値は設置台数を示す。)
		B既	P H S内線電話機 (数値は設置台数を示す。)
		C既	多機能電話機 (数値は設置台数を示す。)
		無	不要
	FAX	数字	F A Xの設置数とし、モジュラジャックまでを設ける。
無		不要	
出退表示	表示	有	表示状態が確認できる機能を設ける。
		無	不要
	操作	有	出退表示の操作が可能な機能を設ける。
		無	不要
時刻表示		有	時刻表示機能を設ける。(数値は設置台数を示す。)
		無	不要
拡声	館内放送	有	壁等にて一般放送の音量調節(「切」を含む4段階以上)機能を設ける。
		無	不要
テレビ受信		有	テレビ共同受信機能を設ける。
		無	不要
監視カメラ(共用部)		有	監視カメラを設ける。
		無	不要
監視カメラ(専用部)		有	監視カメラを設ける。ただし、入居官署工事で監視カメラを設置とし、配線経路、スペースを確保する。
		無	不要
入退館管理(共用部)		有	I Cカードリーダー又は入退館ゲートを設ける。ただし、施設費において入退館管理設備が設置できるよう配管、ボックスの費用を計上するものとし、入退館管理設備の機材、据付・調整に係る費用は維持管理・運営費、その他の費用にて計上すること。
		無	不要
防犯(専用部)		有	防犯用センサを設ける。ただし、入居官署工事で防犯センサを設置とし、配線経路、スペースを確保する。
		無	不要
鍵管理(専用部)		有	認識部を設ける。ただし、(有)は入居官署工事で認識部を設置とし、配線経路、スペースを確保する。また、認識部の種類は【添付資料4-2】「各室性能表」、【添付資料4-2-4】「建築：扉の鍵の管理について」による。
		無	不要

項目	内容	記号	性能
その他	LAN機器等	有	LAN機器を設ける。ただし、入居官署工事で構内情報通信網設備を設置とし、機器設置スペース、配線経路を確保する。
		無	不要
	映像音響機器	有	映像音響設備を設ける。ただし、入居官署工事で映像音響設備を設置とし、機器設置スペース、配線経路を確保する。なお、共用会議室（大）は、施設費にて機器設置、配線を行う。
		無	不要

#### 注 記

- 1 二重床に設けるOAコンセントは室内レイアウト変更時にも容易に追従できるものとし、設置位置は国と協議する。
- 2 OAフロアよりテレビ端子を設置する場合は、ケーブルの先が2分配されたF型接線付きでもよい。
- 3 小数点以下の存在する場合は上位の自然数以上の箇所数とする。なお、1室とは原則として、軽量間仕切、ガラス、区画とする後置家具・ブース・ローパーティションなどで区切られる区画の最小単位とする。
- 4 コンセントには分電盤番号回路番号を明記する。また、発電回路のコンセントはそれ自身の表示色を標準とは別の色（一例：赤）とし区別できること。なお表示・色等は提案による。
- 5 適宜の場合は機器設置の有・無、設置数は事業者提案による。
- 6 「業務要求水準書」、【添付資料4-9】「主要諸室の性能特記事項」に数量及び仕様の記載がある場合は、「業務要求水準書」、【添付資料4-9】「主要諸室の性能特記事項」の数量及び仕様を優先する。

区 分		種別	性 能	
空調設備	凡例	A	一般空調	<b>定時に空調を行う基本空調</b> 残業時間対応は、一定の管理のもとに行う。
		B	特殊空調1	<b>コンピューター室等、機器の発熱に対応する空調</b> 基本的に年間を通して冷房を行う。
		C	特殊空調2	温湿度の条件が決められている空調を行う必要がある場合 【添付資料4-9】「主要諸室の性能特記事項」記載の条件によること。
		D	特殊空調3	<b>24時間業務を行う部屋</b> 24時間連続して業務を行う部屋。
		E	特殊空調4	<b>休日・夜間に使用する部屋</b> 休日、夜間等時間外に頻繁に使用する部屋。
		F	災害時に活動する部屋	<b>災害活動拠点として使用する部屋</b> 官庁施設の総耐震基準（平成18年8月4日国営計第65号）による、災害時に活動する部屋
		G	その他の条件	<b>上記以外の特殊な条件</b> 【添付資料4-9】「主要諸室の性能特記事項」記載の条件によること。
		無	不要	
換気設備	凡例	A	臭気又はガス等を局所的に排気する必要がある場合	
		B	火気使用室	
		C	局所的な発熱のある室	
		D	上記以外の特殊条件下で個別に換気が必要な室は、【添付資料4-9】「主要諸室の性能特記事項」記載の条件によること。	
		E	通常の居室の換気	
衛生器具・給排水	凡例	A	洗面器・手洗器等を設置する室	
		B	洗面化粧台等を設置する室	
		C	ミニキッチン等を設置する室	
		D	流し台等を設置する室	
		E	上記以外の衛生器具等の設置が必要な室は、記載の条件によること	
		無	不要	
	給湯	有	給湯設備を設けること	
		無	不要	
ガス	凡例	有	給湯以外でガス設備を設置する室	
		無	不要	
特殊消火設備	凡例	有	水損対策室 ・コンピュータ室等、ガス系消火設備の必要な部屋（人がいる部屋は除く）	
		無	不要	

## 注 記

- 1 「業務要求水準書」、【添付資料4-9】「主要諸室の性能特記事項」に数量及び仕様の記載がある場合は、「業務要求水準書」、【添付資料4-9】「主要諸室の性能特記事項」の数量及び仕様を優先する。

## 添付資料4-4 地震動作成の際の適合条件

### <検討方法>

地震動を作成する際には、次の適合条件を満足することを確認する。

参考文献：「設計用入力地震動作成手法技術指針(案)」  
(建設省建築研究所・(財)日本建築センター)

### <応答スペクトルの適合条件>

擬似応答スペクトル(減衰定数5%)の適合度は、以下に示す条件を満足すること。

#### ① 最少応答スペクトル比

$$\varepsilon_{\min} = \left\{ \frac{S_{psv}(T_i, 0.05)}{DS_{psv}(T_i, 0.05)} \right\}_{\min} \geq 0.85$$

#### ② 目標設計用応答スペクトルからの変動係数 ( $\nu$ : COV)

$$\nu \leq 0.05$$

#### ③ 平均値の誤差

$$|1 - \varepsilon_{ave}| \leq 0.02$$

ただし、

$S_{psv}$  : 擬似速度応答スペクトル

$DS_{psv}$  : 設計用応答スペクトル

$T_i$  : 誤差を判定する周期

$$\nu = \sqrt{\frac{\sum (\varepsilon_i - 1.0)^2}{N}}$$

$$\varepsilon_{ave} = \frac{\sum \varepsilon_i}{N}$$

$$\varepsilon_i = \frac{S_{psv}(T_i, 0.05)}{DS_{psv}(T_i, 0.05)}$$

## 添付資料 4-5-1 大地震動時の層間変形角の検討方法

大地震動時の層間変形角の算定方法は、次のいずれかとする。なお、耐震計算ルートと同一とする必要はない。

- ① 時刻歴応答解析
- ② 限界耐力計算
- ③ 建築基準法施行令第 82 条の 2 に規定する層間変形角より推定する方法  
推定の方法としては、下式に示すエネルギー一定則に基づく方法を原則とする。  
なお、変位一定則に基づく方法による場合は、適用の妥当性を検証すること。

ア. エネルギー一定則により推定する方法

$$\delta_p = \frac{C_{op}}{2 \cdot C_{oe}} \cdot \left( D'_s + \frac{1}{D'_s} \right) \cdot \delta_e$$

$\delta_p$  : 大地震動時における建築物の最大水平変形

$C_{op}$  : 令第 88 条第 3 項に規定する標準せん断力係数 (1.0 以上)

$C_{oe}$  : 令第 88 条第 2 項に規定する標準せん断力係数 (0.2 以上)

$\delta_e$  : 令第 82 条の 2 に規定する建築物の地上部分に生じる水平方向の層間変位

$D'_s$  : 保有水平耐力の余裕を考慮し、構造特性係数を補正した係数

$$D'_s = D_s \cdot \frac{Q_u}{Q_{un}}$$

$Q_u$  : 保有水平耐力

$Q_{un}$  : 必要保有水平耐力

$D_s$  : 構造特性係数

イ. 変位一定則により推定する方法

$$\delta_p = \frac{C_{op}}{C_{oe}} \cdot \delta_e$$

## 添付資料 4-5-2 地下階の耐震安全性確保の検討方法

大地震動に対する地下階の耐震安全性の検討手法は、以下のとおりとする。

$${}_B Q_U \geq I \cdot {}_B Q_{UN}$$

$I$  : 重要度係数で構造体の耐震安全性の分類 I 類の場合は1.50、II類の場合は1.25、III類の場合は1.00 とする。

${}_B Q_U$  : 地下階の保有水平耐力  
 $\Sigma 2.5\alpha A_W + \Sigma 0.7\alpha (1.0) A_C$  により算定してよい。  
( ) 内の数値は鉄骨鉄筋コンクリート造の場合を示す。  
なお、 $A_W$ 、 $A_C$ 、 $\alpha$ は、昭和55年建設省告示第1791号による。

${}_B Q_{UN}$  : 地下階の必要保有水平耐力

$${}_B Q_{UN} \geq {}_1 Q_{UN} \cdot \frac{{}_B Q_D}{{}_1 Q_D}$$

${}_1 Q_{UN}$  : 1階の必要保有水平耐力

${}_B Q_D$  : 地下階の設計用層せん断力

${}_1 Q_D$  : 1階の  $C_0 = 0.2$  における設計用層せん断力

### 添付資料4-5-3 杭の耐震安全性確保の検討方法

杭の保有水平耐力の検討方法は、次のとおりとする。

- (1) 杭の保有水平耐力は、上部構造の必要保有水平耐力時において、杭に作用する圧縮力、引張力及び水平力を設定し、これらが終局強度を上回らないことを確認する。

なお、水平力は基礎スラブの根入れによる低減を許容応力度計算時と同様な方法により考慮してよい。

$${}_{\rho}Q_U \geq {}_{\rho}Q_{UN}$$

${}_{\rho}Q_U$  : 杭の保有水平耐力(kN)

${}_{\rho}Q_{UN}$  : 杭の必要保有水平耐力(kN)

$${}_{\rho}Q_{UN} \geq Q_{UN} \cdot \frac{{}_{\rho}Q_D}{Q_D}$$

$Q_{UN}$  : 杭の直上階の必要保有水平耐力(kN)

${}_{\rho}Q_D$  : 杭の一次設計用せん断力(kN)

$Q_D$  : 杭の直上階の一次設計用せん断力(kN)

杭の必要保有水平耐力は、原則として、上部構造の必要保有水平耐力以上となるよう設定する。

- (2) 上部構造の構造特性係数 ( $D_s$ ) が 0.4 より大きい場合で、SC 杭、場所打ち鋼管コンクリート杭等の靱性を有する杭を使用した場合は、杭の必要保有水平耐力を上部構造の構造特性係数にして 0.4 相当まで低減してよい。
- (3) 1 スパン又はこれに近い少数スパン構造の場合は、杭の保有水平耐力に十分な余裕を持たせる。

## 添付資料 4-6 建築非構造部材に関する耐震安全性確保の検討方法

建築非構造部材に関する耐震安全性確保の検討は、次のとおりとする。

1. 設計用水平地震力は、次式による。

$$F_H = K_H \cdot W$$

$$K_H = Z \cdot K_S$$

$F_H$  : 設計用水平地震力(kN)  
 $K_H$  : 設計用水平震度  
 $K_S$  : 設計用標準水平震度  
 $Z$  : 地域係数 (1.0とする。)  
 $W$  : 建築非構造部材の重量(kN)

表4-4-5(1) 建築非構造部材の設計用標準水平震度 ( $K_S$ )

場 所	耐震安全性の分類	
	機能の停止が許されない室、 A類施設の外部及び特定室	一般室及びB類施設の外部
上層階 屋上及び塔屋	1.0	1.0
中間階	1.0	0.6
1階及び地下階	0.6	0.4

(注)上層階の定義は、次のとおりとする。

- 2 6階建の場合は最上階、7 9階建の場合は上層2階、10 12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。  
 平屋建の場合は、1階及び地下階の値を用いる。

2. 設計用鉛直地震力は、次式による。

$$F_V = K_V \cdot W$$

$$K_V = 1/2 \cdot K_H$$

$F_V$  : 設計用鉛直地震力(kN)  
 $K_V$  : 設計用鉛直震度

3. 設計用標準水平震度は、特別の調査又は研究の結果に基づき算出する場合を除き、表4-4-5(1)による。

## 添付資料 4-7 建築設備に関する耐震安全性確保の検討方法

建築設備に関する耐震安全性確保の検討は、次のとおりとする。

1. 設計用水平地震力は、次式による。

$$F_H = K_H \cdot W$$

$$K_H = Z \cdot K_S$$

$F_H$  : 設計用水平地震力(kN)

$K_H$  : 設計用水平震度

$K_S$  : 設計用標準水平震度

$Z$  : 地域係数 (1.0 とする。)

$W$  : 機器の重量(kN)

表4-4-6(1) 建築設備の設計用標準水平震度 ( $K_S$ )

設置場所	耐震安全性の分類			
	特定の施設		一般の施設	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階	2.0	1.5	1.5	1.0
屋上及び塔屋	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6
	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)
1階及び地下階	1.0	0.6	0.6	0.4
	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)

(注) ( )内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。

- ・上層階の定義は、次のとおりとする。
  - 2 6階建の場合は最上階、7 9階建の場合は上層2階、10 12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。
- ・中間階の定義は、次のとおりとする。
  - 地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないものを中間階とする。
  - (平屋建は1階と屋上で構成され中間階はなし。)
- ・設置場所の区分は機器を支持している床部分にしたがって適用する。床又は壁に支持される機器は当該階を適用し、天井面より支持(上階床より支持)される機器は支持部材取付床の階(当該階の上階)を適用する。
- ・表4-4-6(1)のうち「特定の施設」とは「災害応急対策活動に必要な施設」、「避難所として位置づけられた施設」、「人命及び物品の安全性確保が特に必要な施設」を示し、「一般の施設」とはその他の施設を示す。

## 添付資料 4 - 7 建築設備に関する耐震安全性確保の検討方法

- ・設備機器の重要度による分類は、「重要機器」及び「一般機器」の2分類とし、「重要機器」の判断は次による。

- (ア)災害応急対策活動又は災害時の業務継続計画における非常時優先業務等の活動を行う上で、本施設等の機能維持上必要な設備機器。
- (イ)危険物、可燃性ガス、その他漏出により二次災害を引き起こすおそれのあるものの貯蔵又は使用に係る機器の内、被害を防止するために必要な設備機器。
- (ウ)避難、消火等の防災機能を果たす設備機器。
- (エ)火災、水損、避難の障害等の二次災害を引き起こすおそれのある設備機器。
- (オ)その他これらに類する機器。

2. 設計用鉛直地震力は、次式による。

$$F_V = K_V \cdot W$$

$$K_V = 1/2 \cdot K_H$$

$F_V$  : 設計用鉛直地震力(kN)

$K_V$  : 設計用鉛直震度

3. 設計用標準水平震度は、特別の調査又は研究の結果に基づき算出する場合を除き、表4-4-6(1)による。

## 添付資料4-8 高潮、津波による浸水想定資料

### 1. 高潮による浸水想定

水防法の規定に基づき、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合の浸水を示した広島県作成の「高潮浸水想定区域図」によるものとし、設計用水深は最大値を採用すること。

### 2. 津波による浸水想定

津波による浸水想定は、最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合の浸水想定結果のうち、最も浸水深が深くなる場合を想定した「津波ハザードマップ」における「基準水位」によるものとし、津波による水位等は最大値を採用すること。

※「基準水位」は、「広島県津波浸水想定区域図（広島県危機管理課 平成25年3月作成）」に定める浸水により、津波が建築物に衝突したときのせり上がりの高さを考慮した水位であり、地盤面からの高さを表示している。

### 3. 洪水による浸水想定

洪水による浸水想定は、想定し得る最大規模の降雨が発生した際に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を示す「洪水浸水想定区域図」によるものとし、洪水による水位等は最大値を採用すること。

※上に記載した「高潮浸水想定区域図」「津波ハザードマップ」「洪水浸水想定区域図」の詳細については【参考資料4-3】「ハザードマップ関連資料」に示す。なお、【参考資料4-3】については、誓約書提出事業者のみ実施方針公表時に配布する。

はじめに、官署配置の考え方について以下に示す。

- ・各官署においては、原則「近接」を前提とするが、計画上諸室が複数階にまたがる場合は、可能な限り最小フロア数の塊として配置し、動線の配慮を行う。  
官署単位の階層構成に関しては、【添付資料 4 - 1 0】「階層構成及びアクセス動線の考え方」を参照する。
- ・主用諸室の必要性能を以下に示す。記載のない諸室については、業務要求水準書に示す性能を満たすものとし、記載のない条件については事業者の提案とする。

### ①中国総合通信局

#### ○ 共通事項

(建築)

- ・電波監視用施設を整備する。(以下参照)

場所は屋上とし、アンテナの設置(PFI 事業外)、監視室までの配管(空配管は PFI 事業内)を行う。また、関係者以外立入禁止の区画とする。アンテナの詳細については、参考資料として【参考資料 4 - 1 2】「03 中国総合通信局\_電波の監視に必要な施設の概要」、【参考資料 4 - 1 3】「04 中国総合通信局 監視用空中線一覧」、【参考資料 4 - 1 4】「05 監視用空中線取付状況図面(平面)(参考レイアウト)」を示す。

#### 【監視用施設としての要求事項】

- ・屋上に監視用空中線を設置する。(PFI 事業外)
- ・中波帯、短波帯が受信できる線状空中線を設置する。(PFI 事業外)
- ・連絡用無線局の空中線を設置 (PFI 事業外) し、監視室で運用できるようにする。  
また、事務室内でも連絡用無線局が運用できるようにする。
- ・屋上に電波監視設備を設置できる専用スペースを確保する。
- ・屋上に電波監視施設を臨時に設置するため、15 m × 15 m 以上のスペースを確保する。  
周囲に電波をさえぎる物の無い、屋上の高い位置とする。
- ・屋上に設置した空中線のケーブルとは別のケーブルを設置して屋上に臨時に空中線を追加使用ができるように接続用端子盤を設置する。(PFI 事業外)
- ・屋上で測定器等が使用できるように電源盤を設置する。
- ・監視室に空中線を切替えて使用するための切替盤を設置する。(PFI 事業外)
- ・監視室に空中線を共用して使用するための共用装置を設置する。(PFI 事業外)
- ・「リモート電波監視装置」の新規配備が予定されているため、当該装置を設置できるスペースを確保する。
- ・次の諸室について、外壁窓で開閉可能な部分については全て網戸を設ける。  
局長室、総務部長室、情報通信部長室、放送部長室、無線通信部長室、電波監理部長室、一般事務室 1、一般事務室 2、一般事務室 3、会議室、監視室、男子休憩室、女子休憩室、休憩室、テレビ会議室。

- ・次の諸室については、中間期の窓開閉による自然換気を行うこと。  
局長室、総務部長室、情報通信部長室、放送部長室、無線通信部長室、  
電波監理部長室、一般事務室 1、一般事務室 2、一般事務室 3、会議室、監測室、  
男子休憩室、女子休憩室、休憩室、テレビ会議室。

(電気設備)

- ・省内 LAN は、親機を各事務室、各会議室天井に設置する。(空配管まで PFI 事業内。)
- ・官署内放送設備を。電話交換機に館内放送用設備を接続し、各電話器からの館内放送が可能であること。官署内一系統とする。チャイムの設定ができること。  
スピーカーは音量調整が可能であること。
- ・局長、総務部長、情報通信部長、放送部長、無線通信部長、電波監理部長、総括調整官について、登退庁表示装置を設置する。操作は各部長室(5 室)及び一般事務室 1 (総務部) (局長、調整官用)で行い、局長室、各部長室(5 室)、一般事務室 5 か所(各部)に表示する。表示内容はいずれも「在」「不在」とする。
- ・電算システム (総合無線局監理システム (PARTNER)、電波監視システム (DEURAS)、総務省 LAN) は、本施設整備に併せて新たに設置する。

(PFI 事業外)

- ・現在電算室内にて免許状等の高速印刷機を設置 (PFI 事業外) し、免許状等用紙及びトナー等の保管を行っているため、引き続き設置及び保管する場所を確保する。その他電算システムの詳細については【添付資料 4 - 1 9】「専用機器一覧表」【参考資料 4 - 1 7】「専用機器諸室参考レイアウト」による。
- ・別途通信局負担工事にて、現庁舎同等のアンテナ (グラウンドプレーン 27MHz 帯、グラウンドプレーン 50MHz 帯、144MHz 帯、430MHz 帯、グラウンドプレーン 144MHz 帯、430MHz 帯、コーリニア 1500MHz 帯、コーリニア 1900MHz 帯、GPS1575MHz、GPS1575MHz) を屋上に設置予定 (PFI 事業外) の為、アンテナが避雷針保護角範囲内に入るようにすること。
- ・次の諸室のテレビ端子については、4K8K 対応とする。  
局長室、総務部長室、情報通信部長室、放送部長室、無線通信部長室、電波監理部長室、一般事務室 1、一般事務室 2。
- ・電話交換機を設置する。

○ 局長室

(建築)

- ・局長の個室、応接室を兼ねる。
- ・一般事務室 1 (総務部、情報通信部、放送部、無線通信部) のうち総務部の付近を通り、入室とする。

- ・ 出入口扉は室内の会話が漏れ聞こえない程度の遮音性を確保する。
- ・ 出入口扉の鍵は出退庁時及び外出時のみカードキーでの開閉を行い、執務時間中は開放状態を維持する。

(電気設備)

- ・ 非常用コンセント（テレビ会議用モデム）を設置する。

(機械設備)

- ・ 災害拠点室となるため、非常用電源からの給電で動作する空気調和設備、換気設備とする。

○ 総務部長室

(建築)

- ・ 総務部長の個室、応接室を兼ねる。
- ・ 出入口扉は室内の会話が漏れ聞こえない程度の遮音性を確保する。
- ・ 出入口扉の鍵は出退庁時及び外出時のみカードキーでの開閉を行い、執務時間中は開放状態を維持する。

(電気設備)

- ・ 非常用コンセント（テレビ会議用モデム）を設置する。

(機械設備)

- ・ 災害拠点室となるため、非常用電源からの給電で動作する空気調和設備、換気設備とする。

○ 情報通信部長室

(建築)

- ・ 情報通信部長の個室、応接室を兼ねる。
- ・ 出入口扉は室内の会話が漏れ聞こえない程度の遮音性を確保する。
- ・ 出入口扉の鍵は出退庁時及び外出時のみカードキーでの開閉を行い、執務時間中は開放状態を維持する。

○ 放送部長室

(建築)

- ・ 放送部長の個室、応接室を兼ねる。
- ・ 出入口扉は室内の会話が漏れ聞こえない程度の遮音性を確保する。
- ・ 出入口扉の鍵は出退庁時及び外出時のみカードキーでの開閉を行い、執務時間中は開放状態を維持する。

○ 無線通信部長室

(建築)

- ・無線通信部長の個室、応接室を兼ねる。
- ・出入口扉は室内の会話が漏れ聞こえない程度の遮音性を確保する。
- ・出入口扉の鍵は出退庁時及び外出時のみカードキーでの開閉を行い、執務時間中は開放状態を維持する。

○ 電波監理部長室

(建築)

- ・電波監理部長の個室、応接室を兼ねる。
- ・出入口扉は室内の会話が漏れ聞こえない程度の遮音性を確保する。
- ・出入口扉の鍵は出退庁時及び外出時のみカードキーでの開閉を行い、執務時間中は開放状態を維持する。

○ 一般事務室 1 (総務部、情報通信部、放送部、無線通信部)

(建築)

- ・来客対応を含む。
- ・局長室へは総務部から直接行き来する。局長室に入室する際は総務部事務室を通る配置とする。
- ・局長室前の待機スペースとして、出入口付近に、簡易なテーブルと椅子 (4 名程度) を置きパーティションで仕切るスペースを設ける。
- ・外来者が申請等で来局するため、カウンターを設ける。
- ・一般事務室 1 を分割する場合は、各部、以下の必要面積程度を確保し、近接配置とすること。

<必要面積>

総務部 254.2 m<sup>2</sup>程度

情報通信部 194.4 m<sup>2</sup>程度

放送部 139.0 m<sup>2</sup>程度

無線通信部 260.4 m<sup>2</sup>程度

合 計 848.0 m<sup>2</sup>程度

- ・各部配置付近に 1 か所以上の出入口を設ける。
- ・出入口扉・建具は、開放状態が維持できるものとする。

(電気設備)

- ・総務部に一般光回線 (現 MEGA EGG) の空配管を設置する。
- ・各デスク及びプリンタに OA タップを設ける。

(機械設備)

- ・総務部区域は災害拠点室となるため、非常用電源からの給電で動作する空気調和設備、換気設備とする。

○ 一般事務室 2 (電波監理部)

(建築)

- ・来客対応を含む。
- ・出入口扉・建具は、開放状態が維持できるものとする。

(電気設備)

- ・各デスク及びプリンタに OA タップを設ける。

○ 一般事務室 3

(建築)

- ・使用人数は 10 名とする。
- ・深夜の利用はないが、土日祝日を含め毎日使用する。

○ 会議室

(建築)

- ・外来者が出入りする事があるため、監視室、シールドルーム、電算室とは別フロアとする。
- ・会議室の一部に椅子や机を収納するスペースを設ける。収納スペースに収納する机及び椅子の数は【添付資料 4 - 1 7】「付帯設備等に係る要求水準」を参照すること。
- ・使用人数は 10～90 名で、15 回／月の頻度で使用する。1 回あたりの使用時間は、2～4 時間程度とする。

(電気設備)

- ・一般光回線 (現 MEGA EGG) の空配管を設置する。
- ・照明は、プロジェクターの使用に配慮した調光を可能とする。
- ・壁面 AV コネクター (HDMI) を 1 口設ける。

(機械設備)

- ・災害拠点室となるため、非常用電源からの給電で動作する空気調和設備、換気設備とする。

○ 監視室

(建築)

- ・電波の監視業務を行うため、電波の受信装置、電波の測定装置、遠隔電波監視施設の制御装置を設置する (PFI 事業外)。職員は常駐しないが、電波の監視業務を行う場合

は室内で長時間の勤務を行う。

- ・アンテナからのケーブルロスを押さえるため上階に設置する。
- ・土足禁止とする。
- ・現況同様、出入口扉W160cm、踏込部W120cm×D120cm程度確保する。
- ・機材搬入等のため踏込部にはスロープを設置する。(但し、段差が発生する場合に限る。)
- ・使用人数は 10 名で、休日を含め、毎日使用する。1 日あたりの使用時間は、6 時間程度とする。

(電気設備)

- ・電気室から屋上階監視スペースへ空配管を施工する。
- ・電算室 (DEURAS) からの配線を設ける。
- ・一般事務室 2 (電波監理部) からの配線を設ける。

○ 機器保管室

(建築)

- ・電波監視業務で使用する設備等を保管する。日常の保守点検作業も行う。  
なお、部屋に常駐しての業務はなしとする。
- ・両開き扉とする。
- ・使用人数は 5 名で、毎日使用する。1 日あたりの使用時間は、1 時間程度とする。

○ シールドルーム (電磁遮断室)

(建築)

- ・無線機の測定及び電波の測定器の調整、保守等を行う。なお、部屋に常駐しての業務はなしとする。
- ・無線機から発射する電波が外部に漏えいしないように、また測定器の調整等を行う際に外部からの電波が入らないように、天井、壁面、床、出入口扉に電波の遮へい機能を組み込む。詳細については【参考資料 4 - 10】「01 中国総合通信局シールドルーム参考資料」による。
- ・土足禁止とする。前室を設け、壁面収納を設置する。
- ・使用人数は 3 名で、3 回/週の頻度で使用する。1 日あたりの使用時間は、2 時間程度とする。
- ・一般事務室 2(電波監理部)に出入口を設置した場合は、廊下からの出入りを不要としてよい。
- ・電波漏えい防止機能 (100kHz~10GHz で 100dB の遮へい効果) を設ける。

(電気設備)

- ・フィルタに電波漏えい防止機能 (100kHz~10GHz で 100dB の遮へい効果) を設ける。

- ・シールドルームの外部への電波漏えい防止のため、接続する電源系統、通信系統にフィルタを挿入する。詳細については【参考資料 4 - 1 1】「02中国総合通信局シールドルーム分電盤回路」による。
- ・蛍光灯等の照明設備からの不要電波発射を防止するため、白熱電球のみの照明設備も併用する。
- ・大電力の装置を使用するため電気室もしくは **EPS** 内分電盤より **3 相 200V** の配線を行う。
- ・シールドボックスを設置する。
- ・測定器の校正装置を設置する(**PFI** 事業外)。
- ・使用表示装置を設置する。操作場所は、シールドルーム内とし、表示内容は「使用中」とする。

(機械設備)

- ・シールドルームは密閉空間となるため、換気設備を設ける。

○ ワーキングスペース

(建築)

- ・対面での面談や職場復帰時の試し出勤時等に使用する。
- ・使用人数は **2 名** とする。

○ 図書室

(建築)

- ・図書保管がメインで **1 名** から **2 名** の少人数で使用する。

○ 男子更衣室 (ロッカールーム)

(建築)

- ・廊下及び男子休憩室へ直接入室出来る配置とする。

○ 男子休憩室

(建築)

- ・男子更衣室 (ロッカールーム) から直接入室出来る配置とする。
- ・和室とする (床: 畳、上がり框)。
- ・踏込み部は、**10 名** 程度の靴がおけるスペース (**900×1800** 程度を想定) を設ける。その他の部分は全て畳とする。
- ・出入口扉は男子更衣室に通じる **1 か所** とする。

○ 女子更衣室 (ロッカールーム)

(建築)

- ・廊下及び女子休憩室へ直接入室出来る配置とする。

○ 女子休憩室

(建築)

- ・女子更衣室（ロッカールーム）から直接入室出来る配置とする。
- ・和室とする（床：畳、上がり框）。
- ・踏込み部は、10名程度の靴がおけるスペース（900×1800程度を想定）を設ける。その他の部分は全て畳とする。
- ・出入口扉は女子更衣室に通じる1か所とする。

○ 休憩室（障害者用）

(建築)

- ・障害者に対する職場環境整備のため設ける室とする。
- ・廊下から直接入室出来る配置とする。

○ 原簿保管室 1（情報通信部／放送部）

(建築)

- ・紙の原簿、申請書類を保管する。
- ・一般事務室からの入室とする。廊下からしか入室出来ない場合は職員証等での鍵管理設備（空配管及びボックス以外はPFI事業外）を設ける。
- ・部屋を分割することが困難なため、一般事務室が分割された場合、事務室隣接よりも一つのスペースとすることを優先する。

○ 原簿保管室 2（無線通信部）

(建築)

- ・紙の原簿、申請書類を保管する。
- ・一般事務室からの入室とする。廊下からしか入室出来ない場合は職員証等での鍵管理設備（空配管及びボックス以外はPFI事業外）を設ける。

○ 原簿保管室 3（電波監理部）

(建築)

- ・紙の原簿、申請書類を保管する。
- ・一般事務室からの入室とする。廊下からしか入室出来ない場合は職員証等での鍵管理設備（空配管及びボックス以外はPFI事業外）を設ける。

○ 電算室（3システム共用）

## (建築)

- ・総務省 LAN 設置エリア：省内 LAN のサーバーを設置する。(PFI 事業外)
- ・PARTNER 設置エリア：業務に使用する情報処理システムの管理・運用及び免許状用紙等、厳重な管理が求められる機材・物品等の保管に使用する。(PARTNER 設置 PFI 事業外)
- ・DEURAS 設置エリア：電波監視業務の業務情報、遠隔方位測定設備からの測定情報等を集約するためのサーバーを設置する。(PFI 事業外)
- ・3 システムのパーティション等による分割は不要とする。
- ・メンテナンスエリアとして各サーバーラック周囲 2m の面積を確保する。(メンテナンスエリアが狭い場合サーバーラックを移設する際に多額の費用がかかるため。)
- ・機器メンテナンス時は最大 10 名程度が入室する。
- ・常駐する職員はなしとする。
- ・防火区画とする。
- ・機材搬入等のためスロープを設置する。

## (電気設備)

- ・短波監視装置の本体装置を設置する。(PFI 事業外)
- ・電波監視施設用光回線の空配管を設置する。
- ・電話交換機を設置する。
- ・LAN ケーブル用の空配管を施工する。
- ・電算室から電波監視システム、監視室、一般事務室 2 (電波監理部) までの配線を行う。
- ・DEURAS 用の回線の接続のため、光ファイバの引込み用空配管を施工する。
- ・PARTNER、総務省 LAN、DEURAS は、システム毎に専用盤 (PFI 事業外) を設置し 1 次側の配線を施工する。

## (機械設備)

- ・空調は、年間を通して温度 20℃～25℃、湿度 40%～55%(コンピュータ仕様は【添付資料 4 - 1 9】「専用機器一覧」による) とする。
- ・災害時も機能維持が必要であるため、非常用電源からの給電で動作する空気調和設備とし、停電復旧後の自動起動機能を設ける。

## ○ 情報公開室

## (建築)

- ・廊下から直接行き来出来、かつ、総務部事務室と同じフロアに配置する。
- ・使用人数は 5 名程度とする。常時使用者はなしとする。

## ○ 印刷室

(建築)

- ・廊下から直接入室出来る配置とする。
- ・使用人数は 2 名程度とする。常時使用者はなしとする。

○ テレビ会議室

(建築)

- ・会議に使用する（主に少人数での WEB 会議を想定）。
- ・廊下から直接入室出来る配置とする。
- ・使用人数は 10～20 名で、15 回／月の頻度で使用する。1 回あたりの使用時間は、2～4 時間程度とする。

(電気設備)

- ・一般光回線（現 MEGA EGG）の空配管を設置する。
- ・無線 LAN も使用する。（PFI 事業外）
- ・照明は、プロジェクターの使用に配慮した調光を可能とする。
- ・壁面 AV コネクター（HDMI）を 1 口設ける。

(機械設備)

- ・災害拠点室となるため、非常用電源からの給電で動作する空気調和設備、換気設備とする。

○ 災害対策用機器保管庫

(建築)

- ・災害対応に使用する機器を保管する。

(電気設備)

- ・停電時に照明が使用できるものとする。

○ 倉庫（総務部総務課）

(建築)

- ・資料等を保管する。
- ・総務部事務室からの直接の出入りが可能であれば、廊下からの出入りは不要である。

○ 倉庫（総務部財務課）

(建築)

- ・物品・消耗品を保管する。
- ・総務部事務室からの直接の出入りが可能であれば、廊下からの出入りは不要である。

○ 倉庫 1

(建築)

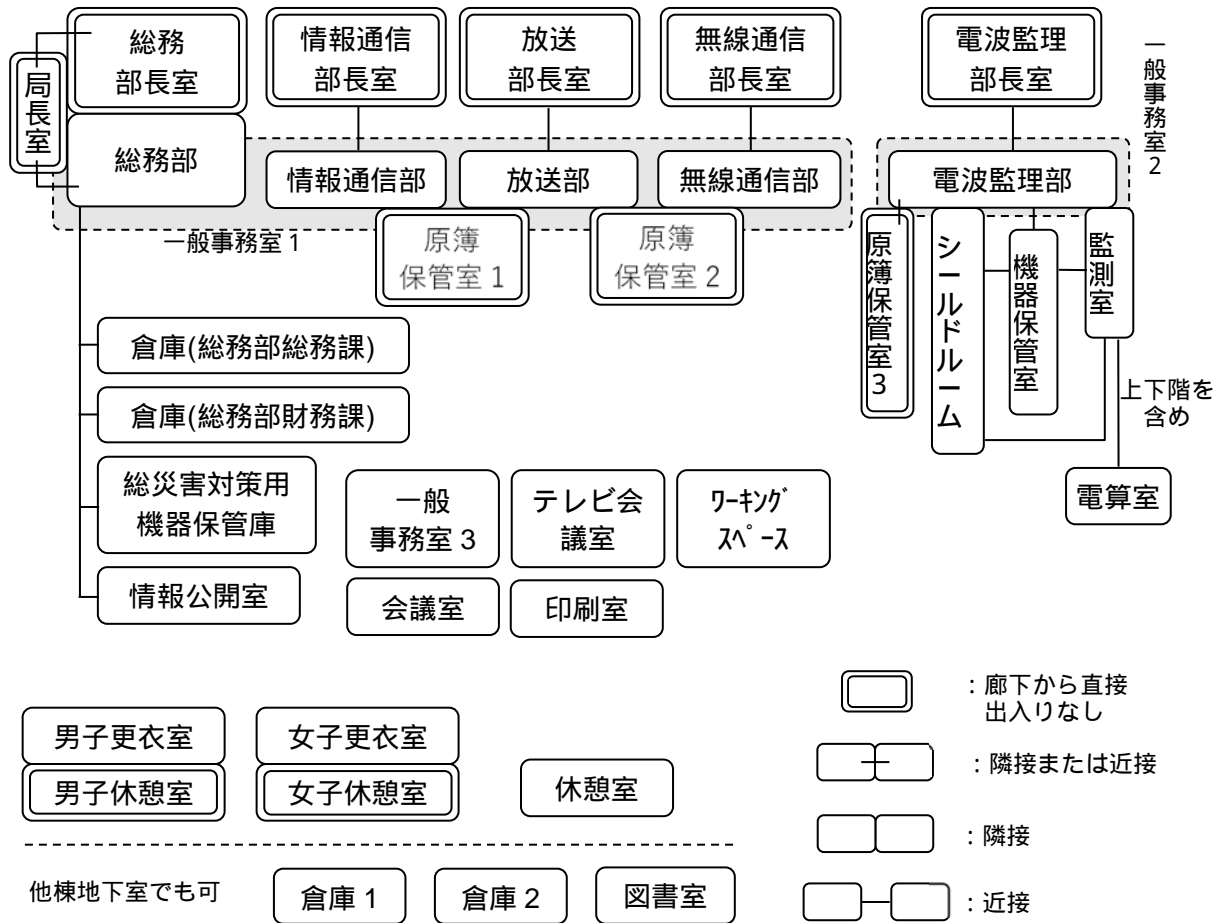
- ・その他、備品類を保管する。

○ 倉庫 2

(建築)

- ・その他、備品類を保管する。

【中国総合通信局 隣接・近接関係図】



②中国四国厚生局健康福祉部等

○ 共通事項

(建築)

- ・次の諸室について、外壁窓で開閉可能な部分については全て網戸を設ける。  
健康福祉部長室、年金管理官室、健康福祉部、年金部門、社会保険審査官室、審議会室、専用会議室、倉庫。
- ・次の諸室については、中間期の窓開閉による自然換気を行うこと。

健康福祉部長室、年金管理官室、健康福祉部、年金部門、社会保険審査官室、審議会室、専用会議室、倉庫。但し、年金管理官室、審議会室、専用会議室、倉庫については、外壁窓を設けた場合に限る。

(電気設備)

- ・電算システムは現庁舎で使用中の既設機器を移設する (PFI 事業外)。電算用分電盤 (PFI 事業外)、電力幹線を設置する。
  - ・次の諸室については、外壁窓を設けない場合、停電時に室内の照明器具が 1 個以上、発電機回路にて点灯することとする。(発電機回路にて点灯時は 1LX 以上を確保する。)
- 面談室 1、面談室 2、審議会室、専用会議室、倉庫。
- ・電話交換機を設置する。

○ 健康福祉部長室

(建築)

- ・健康福祉部長の個室、応接室を兼ねる。
- ・健康福祉部からの入退室のみとする。

○ 年金管理官室

(建築)

- ・年金管理官の個室、応接室を兼ねる。

○ 健康福祉部 (男女更衣室及び休憩室を含む。)

(建築)

- ・健康福祉課、地域包括ケア推進課、医事課、保険年金課、食品衛生課の執務室とする。
- ・男女更衣室及び休憩室は、個室として設ける。
- ・更衣室と休憩室は兼用とし、男女別に設ける。
- ・更衣室兼休憩室の床は畳とし、男女とも 8 畳程度とする。

○ 年金部門

(建築)

- ・年金審査課、年金管理課の執務室とする。
- ・カウンターと執務室の間に、鍵付きの扉とする。(一般来庁者の執務室部分への立入を防ぐため) (PFI 事業外)
- ・窓口装置等、設置部署の立入りを許可されていない者が容易に立ち入ることができない施錠可能な事務室とする。

○ 社会保険審査官室

(建築)

- ・ 社会保険審査官の執務室とする。

○ 面談室 1

(建築)

- ・ 年金審査課及び社会保険審査官の口頭意見陳述に使用する。また、一般来庁者の対応、**WEB** 会議、内部打合せに使用する。

○ 面談室 2

(建築)

- ・ 年金審査課及び社会保険審査官の口頭意見陳述に使用する。また、一般来庁者の対応、**WEB** 会議、内部打合せに使用する。

○ 審議会室

(建築)

- ・ 中国四国地方年金記録訂正審議会等に使用する。
- ・ 使用人数は **5～15** 名で、**4** 回／月の頻度で使用する。**1** 回あたりの使用時間は、**3** 時間程度とする。

○ 専用会議室

(建築)

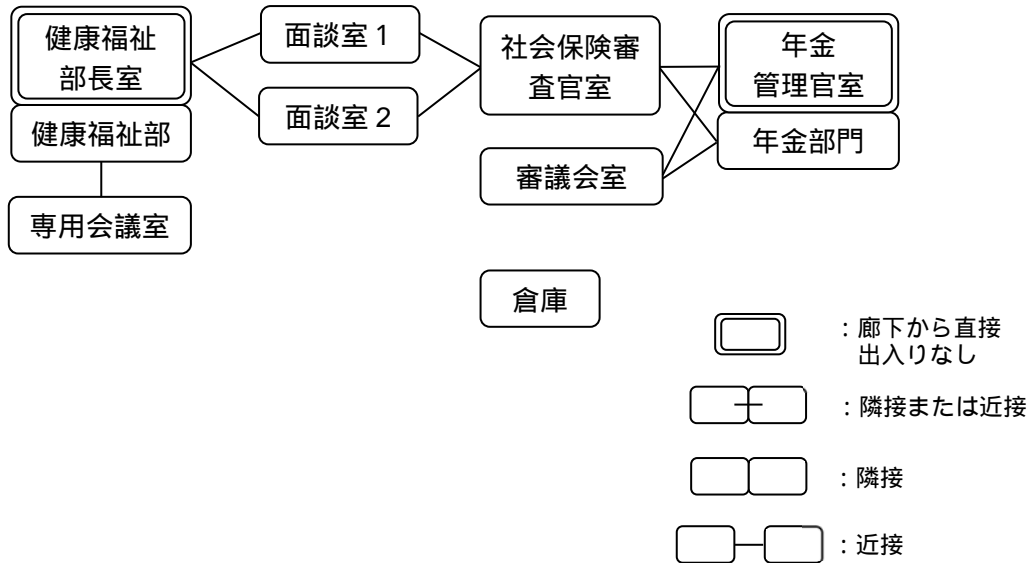
- ・ 健康福祉部、年金部門の各種会議・研修に使用する。
- ・ 使用人数は **4～8** 名で、**15** 回／月の頻度で使用する。**1** 回あたりの使用時間は、**2** 時間程度とする。

○ 倉庫

(建築)

- ・ 行政文書等を保管する。

【中国四国厚生局健康福祉部等 隣接・近接関係図】



③広島労働局職業安定部

○ 共通事項

(建築)

- ・次の諸室について、外壁窓で開閉可能な部分については全て網戸を設ける。  
職業安定部長室、事務室A・B・C、大会議室、事務機械室、雇用保険電子申請センター。
- ・次の諸室については、中間期の窓開閉による自然換気を行うこと。  
職業安定部長室、事務室A・B・C、大会議室、事務機械室、雇用保険電子申請センター。但し、事務機械室については、外壁窓を設けた場合に限る。

(電気設備)

- ・官署内放送設備を設ける。放送を発信する室は事務機械室とし、放送エリアは事務室、相談室、作業室、大会議室とする。時報の設定ができること。また、BGM用のCDプレイヤーを設置する。大会議室のスピーカーは音量調整が可能であること。
- ・2号館労働局の館内放送を、事務室A・B・Cでも放送されるようにすること。
- ・職業安定部長について、登退庁表示装置を設ける。操作は職業安定部長室で行い、事務室、相談室、作業室、2号館労働局事務室に表示する。表示内容は「在」「会議中」「不在」とする。
- ・電算システムは、現庁舎で使用中の既設機器を移設する。(PFI事業外)  
電算用分電盤(PFI事業外)、電力幹線を設置する。EPSと電算室間の通信管路を敷設する。
- ・電話機は、既存交換機(2号館6階の交換機)へ接続を行う。(PFI事業外)

## ○ 職業安定部長室

## (建築)

- ・職業安定部長室の個室、応接室を兼ねる。部長及び幹部職員の打合せに使用する。
- ・事務室A経由での入室とする。
- ・壁面に10～20kg程度の管内図（PFI事業外）を設置する。

## (電気設備)

- ・コンセントはロック機能つきとする。大型プリンタは、消費電力が多いため専用の回路（1回路当たり1台）を使用する。1回路当たりの総容量は1600Wを超えないこととする。

## ○ 事務室A・B・C（相談コーナー・作業コーナー含む）

## (建築)

- ・助成金の支給申請並びに派遣・職業紹介事業者の許可申請の受付など、来客対応を行い、職員が常駐する。また、不正受給の調査計画、呼出対応も行う。
- ・計704.8㎡程度（125名）を事務室A519.8㎡程度（86名）、B108㎡程度（24名）、C77㎡程度（15名）に区切る。仕様はすべて同一とする。
- ・事務室A、B、Cは床から天井までの間仕切り壁にて、区分けする。
- ・事務室Aは共用部からの出入りを必須とする。
- ・B及びCは共用部に接することとする。構造上難しければ、接しないことも可とする。
- ・出入口扉5か所の内訳は、事務室A3か所、事務室B1か所、事務室C1か所とする。
- ・機械室までの什器、端末機器搬入のための有効通路幅及び有効扉幅を確保すること。事務室、機械室の什器、端末機器最大サイズは以下に示す。

事務室：（複合機）W1,300×D780×H1,160、（作業机）W1,800×D890×H730

通信機械室：（メインラック）W700×D1,000×H1,950

事務機械室：（印刷機）W1,260×D800×H1,250、

（作業机）W1,800×D890×H730

- ・事務机周りは、書類の入ったコンテナボックスを置くスペースを設ける。作業が終了したコンテナボックスは書庫へ返却するため、事務室と書庫の動線に配慮する。
- ・事務室Cには、衣類・手荷物を収容するロッカー（PFI事業外）を設置するスペースを設ける。
- ・近接配置を行う諸室の優先順位は、①雇用保険電子申請センター、②書庫・倉庫、③大会議室とする。

## (電気設備)

- ・コンセントはロック機能つきとする。大型プリンタは、消費電力が多いため専用の回路（1回路当たり1台）を使用する。1回路当たりの総容量は1600Wを超えないこととする。

とする。

- ・コンセントの数は、【添付資料 4 - 2】「各室性能表」より、**89** 箇所以上となる。その **6** 割程度を **OA** タップ形（ハーネスジョイントボックス接続）とし、残りを壁付コンセントとする。

#### ○ 大会議室

##### （建築）

- ・緊急雇用対策本部、連絡協議会、組織検討会議、サービス向上推進委員会、職員研修、所長会議、ミーティング、補佐会議、オンライン会議、検査（監査）受検を行う。
- ・使用人数は **10～30** 名で、**16** 回／月の頻度で使用する。**1** 回あたりの使用時間は、**3** 時間程度とする。
- ・出入口扉は **2** か所（親子扉）うち **1** か所は共有部に接すること。
- ・会議室に適した音環境となるように計画する。
- ・事務室 A B C と近接することを原則とするが、困難な場合、近隣階（上下 **2** 階以内）への配置も可能とする。

##### （電気設備）

- ・照明は、プロジェクターの使用に配慮した調光を可能とする。
- ・コンセントはロック機能つきとする。**1** 回路当たりの総容量は **1600W** を超えないこととする。
- ・**WEB** 会議は有線で行う。

#### ○ 書庫／倉庫

##### （建築）

- ・長期保存文書、物品、システム消耗品を保管する。
- ・職員は常駐しない。
- ・倉庫・書庫を **1** 室とできない場合は、倉庫 **36** m<sup>2</sup>程度、書庫 **177.6** m<sup>2</sup>程度とする。  
その場合の倉庫・書庫は隣接もしくは近接とする。困難な場合は、配置階が **1** 階と **6** 階など大きく離れなければ近隣階への配置も可とする。
- ・事務室もしくは雇用保険電子申請センターに隣接する場合は、出入口 **2** か所の内 **1** か所を事務室もしくは雇用保険電子申請センターに面する。
- ・閲覧・確認作業スペース **10.5** m<sup>2</sup>程度を確保する。
- ・書庫／倉庫を囲う間仕切りは防火区画とする。
- ・事務室 A B C と近接することを原則とするが、困難な場合、近隣階（上下 **2** 階以内）への配置も可能とする。

○ 通信機械室

(建築)

- ・職員は常駐しない。
- ・端末機器搬入のための有効通路幅及び有効扉幅を確保すること。事務室機械室の什器、端末機器最大サイズは以下に示す。

(メインラック) **W700×D1,000×H1,950**

(電気設備)

- ・【メインラック】コンセントは 2 口・抜け止め仕様とする。1 ブレーカにコンセント 1 個とし (単独回路とする。)、ブレーカ数は 20A×4 回路とする。(PFI 事業外)
- ・【統合ネットワーク(上段)】機器台数 8 台、コンセント数 8 口、合計の最大消費電力 67.7W、VA×100V(合計) 137VA。コンセントは下段の都道府県LANのOAタップに接続する。(PFI 事業外)
- ・【都道府県LAN(下段)】ラック内上下段合計でOAタップ(アース付)計 6 本以上必要。(PFI 事業外)

(機械設備)

- ・災害時も機能維持が必要であるため、非常用電源からの給電で動作する空気調和設備とし、停電復旧後の自動起動機能を設ける。

○ 事務機械室

(建築)

- ・助成金の支給入力、大量印刷を行う。入力担当者 3 名が常駐する。
- ・端末機器搬入のための有効通路幅及び有効扉幅を確保すること。事務室機械室の什器、端末機器最大サイズは以下に示す。

(印刷機) **W1,260×D800×H1,250**、(作業机) **W1,800×D890×H730**

(電気設備)

- ・コンセントはロック機能つきとする。大型プリンタは、消費電力が多いため専用の回路 (1 回路当たり 1 台) を使用する。1 回路当たりの総容量は 1600W を超えないこととする。

○ 雇用保険電子申請センター

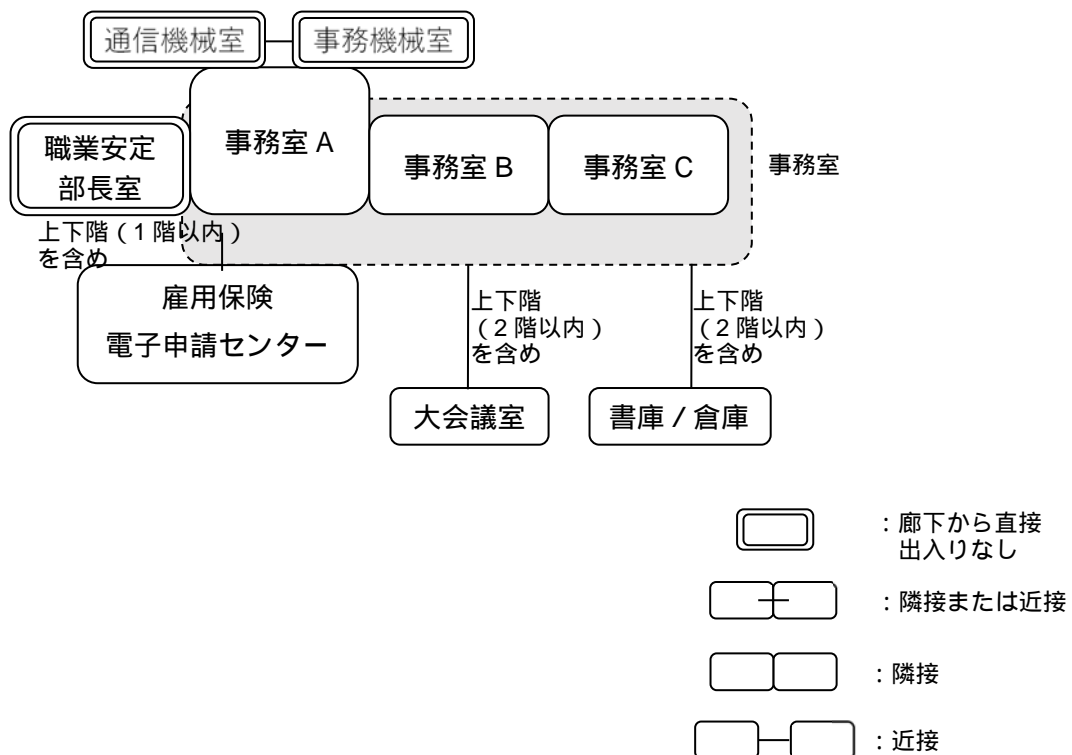
(建築)

- ・事業主等から申請・届出のあった雇用保険の各種手続きを専用システムで受付、処理を行う。職員が常駐する。
- ・事務室ABCと隣接または近接することを原則とするが、困難な場合、近隣階 (上下 1 階以内) への配置も可能とする。

(電気設備)

- ・コンセントはロック機能つきとする。大型プリンタは、消費電力が多いため専用の回路（1回路あたり1台）を使用する。1回路当たりの総容量は1600Wを超えないこととする。
- ・電話機は広島労働局職業安定部の他室と同じ主装置に接続する。

【広島労働局職業安定部 隣接・近接関係図】



④中国地方整備局統括防災官室等

○ 共通事項

(建築)

- ・洪水や津波により庁舎敷地又は広島ヘリポートが浸水した場合でも、災害対策用ヘリコプターの機動性を確保し、災害対策本部要員がヘリコプターに乗機し活動できるよう、屋上ヘリポートを設置する。
- ・電算室（サーバー室等）へ大型で重量のある装置を設置するため、外部からの搬入と外部へ搬出ができる手段を設ける。（想定機器：サーバーラック、空調室内機、CVCF。）搬出入にはトラック1台、ラフタークレーン車1台等を用いる可能性もあるため、建物周囲にスペースを確保する。
- ・次の諸室について、外壁窓で開閉可能な部分については全て網戸を設ける。  
災害対策室、記者会見室、河川情報管理室、道路情報管理室、電算室（SE 常駐場所）、

電算室（サーバー室等）、統括防災官室、整備局会議室。

- ・次の諸室については、中間期の窓開閉による自然換気を行うこと。

災害対策室、記者会見室、河川情報管理室、道路情報管理室、統括防災官室、統括防災官個室、総括防災調整官個室、用地部長室、用地調整官室、用地調査官室、用地部事務室、整備局会議室、備蓄物品庫。

（電気設備）

- ・屋内に無停電電源装置（蓄電池含む）を設置する。（PFI 事業外）
- ・官署内放送設備を設ける。放送を発信する室は 2 号館総務部総務課とし、放送エリアは官署内全体とし、官署内一系統での放送を行うものとする。放送設備は時報の設定ができること。統括防災官室、統括防災官個室、総括防災調整官個室、用地部長室、用地調整官室、用地調査官室のスピーカーは音量調整が可能であること。
- ・光ケーブル引き込み用管路を敷設する。（ケーブル配線は PFI 事業外）
- ・既設庁舎より各種サーバー等の移設、無停電電源装置の移設を行う。（PFI 事業外）
- ・電算システムは、現庁舎で使用しているものを移設する。（PFI 事業外）
- ・電算室（SE 常駐場所）、電算室（サーバー室等）、それぞれに鍵管理設備（空配管及びボックス以外は PFI 事業外）が必須であるため専用インターホンを設ける。
- ・電算室（SE 常駐場所）、電算室（サーバー室等）、それぞれ認められた職員以外入室できないように機械式警備（IC カード類）を設ける。（空配管及びボックス以外は PFI 事業外）
- ・災害対応のため、扉の鍵については鍵管理設備（空配管及びボックス以外は PFI 事業外）が不具合時でも入室可能な仕様とする。
- ・各室に一般コンセントとは別に OA 機器用の分電盤を設ける。
- ・高規格道路管理センターの諸室のテレビ端子については、BS 対応とする。
- ・次の諸室のテレビ端子については、地デジ・BS 対応のものとし、複数設置する。  
災害対策室、河川情報管理室、道路情報管理室、統括防災官室。
- ・電話交換機及び電話機は PFI 事業外とする。（空配管は PFI 事業）
- ・官署内のテレビは、2 号館より敷設する光ケーブルにて映像及び音声を配信する。  
（PFI 事業外）
- ・電気室から電算室への無停電電源装置用電源ケーブルの配線経路を設ける。
- ・電算室から各執務室等へ配線する LAN ケーブル、電源ケーブルの配線経路を設ける。

○ 高規格道路管理センター

（建築）

- ・高規格道路の管制（24 時間常駐）を行う。
- ・高規格道路管理センターに勤務する職員の夜間休憩室（日中は打合せスペースとして利用）を設ける。

- ・夜間休憩室に直接出入りできる出入口を設ける。
- ・使用人数は **10～20** 名で、**20** 回／月の頻度で使用する。1 回あたりの使用時間は、**1.5** 時間程度とする。

(電気設備)

- ・電算室（サーバー室等）、から配線する LAN ケーブル、電源ケーブル配線経路を設ける。
- ・大型情報表示装置用分電盤及びコンセントを設ける。(PFI 事業外)
- ・現状の大型情報表示装置は【添付資料 4 - 1 9】「専用機器一覧」による。ただし、今後の道路管理の増加を踏まえ、幅が **1.5** 倍程度増設できること（【参考資料 4 - 1 7】「専用機器諸室参考レイアウト」参照。）
- ・PC 作業用分電盤及びコンセントを設ける。(PFI 事業外)
- ・大型モニターへ、天井照明器具の光が映り込まないように映込防止対策（ノングレア対策）を行う。
- ・室内のコンセントは、無停電電源（無瞬断：常時インバータ給電方式）補償 **10** 分及び発電機補償 **168** 時間とする。
- ・コンセントは接地極付とし、雷害対策を施したものとする。
- ・災害時の停電に備える為、電算室（サーバー室等）設置の無停電装置より配線を行い、専用分電盤を設け、室内の専用機器類の電気をまかなうものとする。（冷蔵庫や電子レンジ・ポットは除く。）(PFI 事業外)
- ・室内全てのコンセントは非常用コンセントとする。

(機械設備)

- ・**24** 時間・**365** 日体制となるため、空調は単独で使用可能とする。
- ・空調は、停電復旧後の自動起動機能を設ける。

○ 災害対策室

(建築)

- ・防災計画書において、非常災害対策本部の設置場所として定められている場所で、内容は災害対策要員が一堂に会し、情報収集や他機関との連絡調整、要員に対する指揮命令を行う。
- ・共用部からの出入口は **3** か所とする。
- ・隣接する河川・道路情報管理室との間は全面可動間仕切りを設置する。
- ・使用人数は **80～100** 名で、不定期に使用する。使用時は **1** 日あたり最長 **24** 時間使用する。

(電気設備)

- ・大型モニターへ電源を供給する際は、専用分電盤及び専用コンセントを設ける。(PFI 事業外)

- ・ 室内設置の大型モニターへ天井照明器具の光が映り込まないように、映込防止対策（ノングレア対策）を行う。
- ・ コンセントは接地極付とし、雷害対策を施したものとする。
- ・ コンセントの数は、【添付資料 4 - 2】「各室性能表」より、**53 箇所**以上となる。そのうち **28 箇所**以上を壁付コンセント、**25 箇所**以上をインナーコンセント形とする。
- ・ 災害時の停電に備えるため電算室（サーバー室等）設置の無停電装置より配線を行い、専用分電盤を設け、専用機器類の電気をまかなうものとする。（冷蔵庫や電子レンジ・ポットは除く。）（PFI 事業外）
- ・ 室内全てのコンセントは非常用コンセントとする。（冷蔵庫や電子レンジ・電気ポット含まず）。
- ・ LAN ケーブル等通信ケーブルについて、電算室（サーバー室等）より配線接続を行う。（PFI 事業外）

（機械設備）

- ・ 休日・夜間も災害対策活動の拠点となるため、空調は単独で使用可能とする。
- ・ 空調は停電復旧後の自動起動機能を設ける。

○ 記者会見室

（建築）

- ・ 記者会見を行う。
- ・ 使用人数は **50～60 名**で、不定期に使用する。**1 回**あたりの使用時間は、**3 時間**程度とする。
- ・ 整備局会議室と一体利用できるよう、会議室との間は移動間仕切りとする。

（電気設備）

- ・ 大型モニターへ天井照明器具の光が映り込まないように、映込防止対策（ノングレア対策）を行う。
- ・ 合同記者会見に対応した調光を行う。
- ・ 災害時の停電に備えるため電算室（サーバー室等）設置の無停電装置より配線を行い、専用分電盤を設け、専用機器類の電気をまかなうものとする。（PFI 事業外）
- ・ 大型モニター、ネットワーク機器の将来増設に対応できるよう配慮する。
- ・ LAN ケーブル等通信ケーブルについて、電算室（サーバー室等）からの配線接続に対応できるよう考慮する。（ケーブル配線は PFI 事業外。）
- ・ コンセントの数は、【添付資料 4 - 2】「各室性能表」より **21 箇所**以上となる。そのうち、**6 箇所**以上を壁付コンセント、**15 箇所**以上を OA タップ形コンセント（ハーネスジョイントボックス接続）とする。（コンセント形式は契約後調整要。）

（機械設備）

- ・ 災害拠点室となるため、非常用電源からの給電で動作する空気調和設備、換気設備と

する。

- ・休日・夜間も会見の対象となるため、空調は単独で使用可能とする。

○ 河川情報管理室

(建築)

- ・災害対策における河川関係の指揮命令系統の中核として使用する。内容は河川関係の災害対策要員が一堂に会し、情報収集や支部との連絡調整を行う。
- ・隣接する災害対策室との間は移動間仕切りを設置する。
- ・使用人数は **20～30** 名で、不定期に使用する。使用時は最長 **24** 時間使用する。
- ・将来天吊りモニター及び天吊りスピーカーを設置できる仕様とすること。

(電気設備)

- ・大型モニターへ電源を供給する際は、専用分電盤及び専用コンセントを設ける。(PFI 事業外)
- ・大型モニターへ、天井照明器具の光が映り込まないように映込防止対策(ノングレア対策)を行う。
- ・コンセントは接地極付とし、雷害対策を施したものとする。
- ・災害時の停電に備えるため電算室(サーバー室等)設置の無停電装置より配線を行い、専用分電盤を設け、専用機器類の電気をまかなうものとする。(冷蔵庫や電子レンジ・ポットは除く。)(PFI 事業外)
- ・室内全てのコンセントは非常用コンセントとする。(冷蔵庫や電子レンジ・電気ポット含まず)。
- ・コンセントの数は、【添付資料 4-2】「各室性能表」より **23** 箇所以上となる。そのうち、**15** 箇所以上を壁付コンセント、**8** 箇所以上をインナーコンセントとする。

(機械設備)

- ・休日・夜間も執務があるため、個別の空気調和設備、換気設備を設ける。
- ・休日・夜間も災害対策活動の拠点となるため、空調は単独で使用可能とする。
- ・空調は、停電復旧後の自動起動機能を設ける。

○ 道路情報管理室

(建築)

- ・災害対策における道路関係の指揮命令系統の中核として使用する。内容は道路関係の災害対策要員が一堂に会し、情報収集や支部との連絡調整を行う。
- ・隣接する災害対策室との間は移動間仕切りを設置する。
- ・使用人数は **20～30** 名で、不定期に使用する。使用時は最長 **24** 時間使用する。
- ・将来天吊りモニター及び天吊りスピーカーを設置できる仕様とすること。

(電気設備)

- ・大型モニターへ電源を供給する際は、専用分電盤及び専用コンセントを設ける。
- ・大型モニターへ、天井照明器具の光が映り込まないように映込防止対策（ノングレア対策）を行う。
- ・コンセントは接地極付とし、雷害対策を施したものとする。
- ・災害時の停電に備えるため電算室（サーバー室等）設置の無停電装置より配線を行い、専用分電盤を設け、専用機器類の電気をまかなうものとする。（冷蔵庫や電子レンジ・ポットは除く。）（PFI 事業外）
- ・室内全てのコンセントは非常用コンセントとする。（冷蔵庫や電子レンジ・電気ポット含まず）。
- ・LAN ケーブル等通信ケーブルについて、電算室（サーバー室等）より配線接続を予定している。（PFI 事業外）
- ・コンセントの数は、【添付資料 4 - 2】「各室性能表」より 21 箇所以上となる。そのうち、13 箇所以上を壁付コンセント、8 箇所以上をインナーコンセントとする。

（機械設備）

- ・休日・夜間も災害対策活動の拠点となるため、空調は単独で使用可能とする。
- ・空調は、停電復旧後の自動起動機能を設ける。

○ 電算室（SE 常駐場所）

（建築）

- ・SE 職員が常駐する。（各種システムサポート業務。）システムメンテナンス作業、PC 設定作業、予備 PC 等保管を行う。
- ・停電に備えて物理的な鍵も設ける。

（電気設備）

- ・室内全てのコンセントを接地極付の壁付コンセントとし、かつ、非常用コンセントとする。

（機械設備）

- ・災害拠点室となるため、非常用電源からの給電で動作する空気調和設備、換気設備とする。
- ・サーバー室空調の警報盤を設ける。

○ 電算室（サーバー室等）

（建築）

- ・サーバー室、空調機室（無停電電源装置及び空調室内機を設置する）、予備品置場、作業スペースを含む。
- ・中国地方整備局全ての主要なシステムのサーバー設置、機器搬入搬出仮置きを行う。
- ・停電に備えて物理的な鍵も設ける。

- ・高さ 2m 程度の機器の搬入搬出が可能な出入口扉とする。(既設扉約 H2300 mm × W1800 mm)
- ・通常時は電算室 (SE 常駐場所) を経由し、入室する。機器搬入時等は廊下から直接出入りできる計画とする。
- ・床はアンカーボルト打設が可能な仕様とする。
- ・エレベータの中も含めて既設ラックや空調など装置を運搬できる大きさとする。
- ・無停電電源装置、サーバー、ラックの搬入搬出口、仮置き場を設ける。
- ・使用人数は 13~40 名で、20 回/月の頻度で使用する。1 回あたりの使用時間は、8 時間程度とする。
- ・各種システムサポート業務、システムメンテナンス作業、PC 設定作業に使用するスペースを合計 4.4 m<sup>2</sup>程度確保する。
- ・高規格道路管理センター、災害対策室との近接配置が原則だが、困難な場合、上下階への配置も可能とする。但し、高規格道路管理センター、災害対策室へ容易にケーブル敷設ができる計画とすること。
- ・電算室 (サーバー室等) には【参考資料 4 - 1 5】「中国地方整備局サーバー室参考資料」の機器を設置予定。  
床荷重は添付資料4-3「各室性能表」及び添付資料4-2-5「床荷重」のとおり、適切に見込むこと。
- ・サーバー室内に収容するサーバー収容架は 1 架あたり W700 mm × D1120 mm 程度、架数は 68 架程度を想定している。(PFI 事業外)  
また、サーバー収容架と壁の距離は1200mm (壁面設置の分電盤等の厚み300mm程度を見込む)、サーバー収容架同士の距離は1500mmを標準とする。  
空気調和設備、無停電電源装置及び上記をふまえたレイアウト案を【参考資料 4 - 1 5】「中国地方整備局サーバー室参考資料」に示す。

(電気設備)

- ・各種部屋、無停電電源から出入りする LAN ケーブル、電源ケーブル配線経路を設け、全て床下配線とする。(PFI 事業外)
- ・インターネット回線×10 程度、外部から引き込み用管路を敷設する。
- ・停電時非常要発電機負荷の対象とする。(連続 72 時間以上)
- ・無停電電源装置 (蓄電池含む) は、サーバー室専用の空調機室内に設置する。(PFI 事業外) 設置する機器の参考レイアウトは【参考資料 4 - 1 5】「中国地方整備局サーバー室参考資料」による。
- ・室内全てのコンセントを接地極付の壁付コンセントとし、かつ、非常用コンセントとする。
- ・サーバー等用分電盤及びコンセントを設ける。(PFI 事業外)

(機械設備)

- ・ サーバー室専用の空調を設ける。
- ・ 非常用電源からの給電で動作するように電復旧後の自動起動機能を設ける。
- ・ 設置するサーバー類及び無停電電源装置による熱負荷は約 160kW を見込む。空調機の点検や故障時に備えて空調の予備機を設ける。
- ・ 操作はサーバー室内とし、操作・監視盤を設ける。  
操作及び監視項目等は以下のとおりとする。
  - ア. サーバー室内設定温度 [操作・表示]
  - イ. サーバー室内温度表示 (5 箇所程度) [表示]
  - ウ. サーバー室内設定温度上限超過警報 [表示・警報]
  - エ. 各空調機の送風機 (電動機) の発停 [操作・表示]
  - オ. 各空調機の送風機 (電動機) の過電流・欠相 [表示・警報]
  - カ. 送風温度監視 (床下) [表示]
- ・ 空調は、専用警報システムを組む (PFI 事業外) ため、故障時に警報信号を外部に出力する 機能を設ける。
- ・ 空調は床吹出し方式とし、収容架への気流の流れを考慮した計画とする。  
全ての収容架に対して効果的に冷却風を送ることが可能な空調方式とする。
- ・ 無停電装置を設置する室は、必要な換気量を確保すること。  
なお、必要換気の影響により、無停電装置室を独立させることが合理的と判断される場合には、単独室としてもよい。

○ 統括防災官室

(建築)

- ・ 中国地方整備局の所掌事務に関する防災に関する事務を統括するための執務を行う。

(電気設備)

- ・ 大型モニターへ、天井照明器具の光が映り込まないように映込防止対策 (ノングレア対策) を行う。
- ・ コンセントは接地極付とし、雷害対策を施したものとする。
- ・ 災害時の停電に備えるため電算室 (サーバー室等) 設置の無停電装置より配線を行い、専用分電盤を設け、専用機器類の電気をまかなうものとする。(冷蔵庫や電子レンジ・ポットは除く。) (PFI 事業外)
- ・ LAN ケーブル等通信ケーブルについて、電算室 (サーバー室等) より配線接続を予定している。(PFI 事業外)
- ・ コンセントの数は、【添付資料 4 - 2】「各室性能表」より統括防災官室、統括防災官個室、総括防災調整官個室の 3 室合計で 29 箇所以上となる。そのうち 19 箇所を壁付コンセント、10 箇所をインナーコンセント (統括防災官室 8 箇所、統括防災官個室 1 箇所、総括防災調整官個室 1 箇所) とする。

- ・夜間・休日の執務があり、個別の機械警備を設ける。(空配管及びボックス以外は PFI 事業外)

(機械設備)

- ・災害拠点室となるため、非常用電源からの給電で動作する空気調和設備、換気設備とする。
- ・休日・夜間も災害対策活動の拠点となるため、空調は単独で使用可能とする。
- ・空調は、停電復旧後の自動起動機能を設ける。

○ 統括防災官個室

(建築)

- ・出入口からの各上級室の並びは(受付カウンター→総括防災調整官個室→統括防災官個室)とする。
- ・統括防災官室からの入室のみとする。

(電気設備)

- ・コンセントは接地極付とし、雷害対策を施したものとする。
- ・コンセントの数は、【添付資料 4 - 2】「各室性能表」より統括防災官室、統括防災官個室、総括防災調整官個室の 3 室合計で 29 箇所以上となる。そのうち 19 箇所を壁付コンセント、10 箇所をインナーコンセント(統括防災官室 8 箇所、統括防災官個室 1 箇所、総括防災調整官個室 1 箇所)とする。

(機械設備)

- ・災害拠点室となるため、非常用電源からの給電で動作する空気調和設備、換気設備とする。
- ・休日・夜間も災害対策活動の拠点となるため、空調は単独で使用可能とする。
- ・空調は、停電復旧後の自動起動機能を設ける。

○ 総括防災調整官個室

(建築)

- ・出入口からの各上級室の並びは(受付カウンター→総括防災調整官個室→統括防災官個室)とする。
- ・統括防災官室からの入室のみとする。

(電気設備)

- ・コンセントは接地極付とし、雷害対策を施したものとする。
- ・コンセントの数は、【添付資料 4 - 2】「各室性能表」より統括防災官室、統括防災官個室、総括防災調整官個室の 3 室合計で 29 箇所以上となる。そのうち 19 箇所を壁付コンセント、10 箇所をインナーコンセント(統括防災官室 8 箇所、統括防災官個室 1 箇所、総括防災調整官個室 1 箇所)とする。

(機械設備)

- ・災害拠点室となるため、非常用電源からの給電で動作する空気調和設備、換気設備とする。
- ・休日・夜間も災害対策活動の拠点となるため、空調は単独で使用可能とする。
- ・空調は、停電復旧後の自動起動機能を設ける。

○ 用地部長室

(建築)

- ・用地部長が執務、来客対応を行う。
- ・出入口からの各上級室の並びは（受付カウンター→用地調査官室→用地調整官室→用地部長室）とする。※但し直線状に限定しない。
- ・用地部事務室からの入退室のみとし、用地調整官室と往来が出来ること。

(電気設備)

- ・一般コンセントは全て接地極付とする。

○ 用地調整官室

(建築)

- ・用地調整官が執務、来客対応を行う。
- ・出入口からの各上級室の並びは（受付カウンター→用地調査官室→用地調整官室→用地部長室）とする。※但し直線状に限定しない。
- ・用地部事務室からの入退室のみとし、用地部長室、用地調査官室と往来が出来ること。

(電気設備)

- ・コンセントは全て接地極付とする。

○ 用地調査官室

(建築)

- ・用地調査官が執務、来客対応を行う。
- ・出入口からの各上級室の並びは（受付カウンター→用地調査官室→用地調整官室→用地部長室）とする。※但し直線状に限定しない。
- ・用地部事務室からの入退室のみとし、用地調整官室と往来が出来ること。

(電気設備)

- ・一般コンセントは全て接地極付とする。

○ 用地部事務室

(建築)

- ・用地計画官、用地補償・土地調整管理官、用地部各課が執務を行う。

- ・ 来客の動線について、できるだけ一般職員の事務室スペース（受付係を除く）通らずに上級室へアクセス出来ること。
- ・ 共用部分等からの出入口は 2 箇所とする。

・【閲覧スペースの設置】

出入口付近において、来訪者 2 名程度が使用できるスペースとする。

3 面は壁、出入口扉は透明、なるべく執務室の会話等が聞こえない構造とする。

(電気設備)

- ・ コンセントは全て接地極付とする。
- ・ コンセントの数は、【添付資料 4 - 2】「各室性能表」より 36 箇所以上となる。そのうち、30 箇所以上を OA タップ形コンセント（ハーネスジョイントボックス接続）、6 箇所以上をインナーコンセントとし、全て接地極付とする。また、OA タップ形コンセントの内 28 箇所以上はデスク周りに設置する。

○ 用地部書庫

(建築)

- ・ 常用書類、常用図書類を保管する。
- ・ 用地部事務室からの入退室のみとする。

○ 整備局会議室

(建築)

- ・ 業務における打ち合わせや各種会議を行う。
- ・ 災害時、災害対応職員が使用する。(単独空調とする。)
- ・ 記者会見室との一体利用を行うため、仕様は記者会見室と同じとする。
- ・ 使用人数は 30～50 名で、毎日使用する。最長 24 時間使用する。
- ・ 記者会見室との間の間仕切りは移動間仕切りとする。

(電気設備)

- ・ コンセントの数は、【添付資料 4 - 2】「各室性能表」より、21 箇所以上となる。そのうち 6 箇所以上を壁付コンセント、15 箇所以上をインナーコンセントとする。

(機械設備)

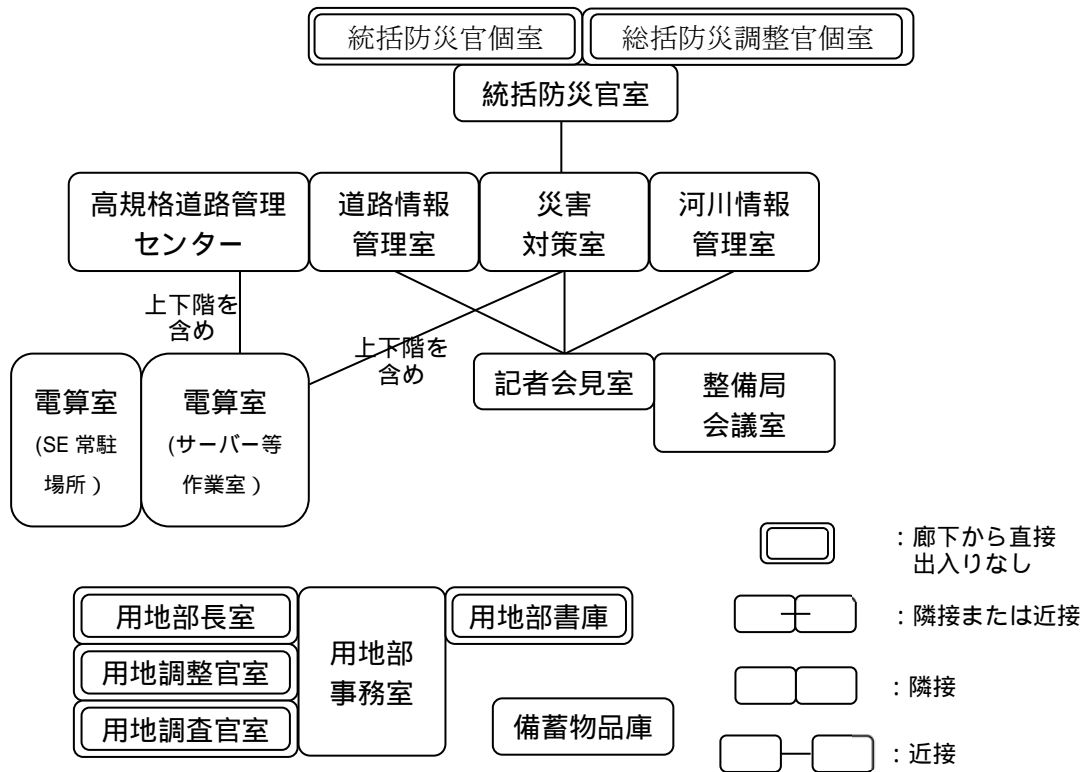
- ・ 災害拠点室となるため、非常用電源からの給電で動作する空気調和設備、換気設備とする。

○ 備蓄物品庫

(建築)

- ・ 災害対策用備蓄品を保管する。

【中国地方整備局統括防災官室等 隣接・近接関係図】



⑤広島東税務署

○ 共通事項

(建築)

- ・ 次の諸室について、外壁窓で開閉可能な部分については全て網戸を設ける。  
署長室、筆頭副署長室、副署長室 1、副署長室 2、一般事務室 1、一般事務室 2、一般事務室 3、一般事務室 4、面接室 1、面接室 2、面接室 3、閲覧室、KSK 事務機械室、男子更衣室、女子更衣室、男子休養室、女子休養室、会議室。
- ・ 次の諸室については、中間期の窓開閉による自然換気を行うこと。  
署長室、筆頭副署長室、副署長室 1、副署長室 2、一般事務室 1、一般事務室 2、一般事務室 3、一般事務室 4、面接室 1、面接室 2、面接室 3、閲覧室、KSK 事務機械室、男子更衣室、女子更衣室、男子休養室、女子休養室、会議室。但し、男子更衣室、女子更衣室については、外壁窓を設けた場合に限る。

(電気設備)

- ・ 官署内放送設備を設ける。放送用マイクを設置する場所は一般事務室 4 とし、放送エリアは官署内全体とする。官署内一系統とする。放送設備には、時報の設定ができる機器を有し、放送機材には BGM 用の CD プレーヤーを設置する。署長室、副署長室、会議室のスピーカーは室内の音量調整が可能であること。
- ・ 電算システムは、本庁舎整備に併せて新たに設置する。(PFI 事業外)

- ・警備員等の配置がなく、1階が無人である場合は、インターホンを設置する。
- ・総合窓口天井（書類提出カウンター頭上）に監視カメラを設置する。（PFI事業外）
- ・電話交換機は官署負担（PFI事業外）にて移設を行い、移設した電話交換機は既存交換機（4号館交換室）へ接続する。電話機等は既設品を移動して使用する。移動先でも番号等を変更せず使用できる様にする。こと。（PFI事業外）

○ 署長室

（建築）

- ・署長室の個室、応接室を兼ねる。
- ・南東角の配置とすること。
- ・出入口2箇所の内メイン出入口は親子扉、もう一方は片開き扉とする。
- ・一般事務室からの出入口を1か所は設け、もう1か所は隣接する部屋からとしてもよい。
- ・遮音扉とする。

（電気設備）

- ・照明器具は埋込型とする。

（機械設備）

- ・空調方式はパッケージ形空気調和機による個別方式とする。

○ 筆頭副署長室

（建築）

- ・筆頭副署長室の個室、応接室を兼ねる。
- ・親子扉とする。
- ・一般事務室からの出入口を1か所は設け、もう1か所は隣接する部屋からとしてもよい。
- ・遮音扉とする。

（機械設備）

- ・空調方式はパッケージ形空気調和機による個別方式とする。

○ 副署長室 1

（建築）

- ・副署長室の個室、応接室を兼ねる。
- ・親子扉とする。
- ・遮音扉とする。

（機械設備）

- ・空調方式はパッケージ形空気調和機による個別方式とする。

○ 副署長室 2

(建築)

- ・副署長室の個室、応接室を兼ねる。
- ・親子扉とする。
- ・遮音扉とする。

(機械設備)

- ・空調方式はパッケージ形空気調和機による個別方式とする。

○ 一般事務室 1 (個人ほか)

(建築)

- ・両開き扉とする。
- ・共用部からの出入口は 2 か所とする。

○ 一般事務室 2 (窓口業務ほか)

(建築)

- ・一般来庁者が利用する、客溜に入る動線を確保する。

(電気設備)

- ・放送設備を設ける。放送を行う室は一般事務室 4 とする。放送機材には、BGM用のCDプレーヤーを設置する。

○ 一般事務室 3 (法人ほか)

(建築)

- ・両開き扉とする。
- ・共用部からの出入口は 2 か所とする。

○ 一般事務室 4 (総務ほか)

(建築)

- ・職員事務室とする。
- ・自動ドア、両開き扉とする。
- ・共用部からの出入口は 2 か所とする。

○ 面接室 1

(建築)

- ・来署者対応用面接室とする。
- ・親子扉とする。
- ・簡易遮音扉とする。

- ・面接室 3 室中 2 室は廊下から直接出入り可能とすること。但し、事務室の客溜まりに面して出入口を設けることが可能な場合は、その限りではない。

○ 面接室 2

(建築)

- ・来署者対応用面接室とする。
- ・親子扉とする。
- ・簡易遮音扉とする。
- ・面接室 3 室中 2 室は廊下から直接出入り可能とすること。但し、事務室の客溜まりに面して出入口を設けることが可能な場合はその限りではない。

○ 面接室 3

(建築)

- ・来署者対応用面接室とする。
- ・親子扉とする。
- ・簡易遮音扉とする。
- ・面接室 3 室中 2 室は廊下から直接出入り可能とすること。但し、事務室の客溜まりに面して出入口を設けることが可能な場合はその限りではない

○ 閲覧室

(建築)

- ・情報公開対応室とする。
- ・簡易遮音扉とする。
- ・共用部からの出入口を 1 か所、事務室からの出入口を 2 か所とする。

○ KSK 事務機械室

(建築)

- ・申告書入力処理室とする。

○ KSK サーバー室

(建築)

- ・洪水対策のため上階に配置する。

(電気設備)

- ・サーバ室内の機器は、専用電源とし、電気室又は **EPS** 内の分電盤より配線を行い、**KSK** サーバー室電算用分電盤を設置する。
- ・【添付資料 4 - 1 9】「専用機器一覧表」の電源の他にラック電源ファン用の専用電源 **1,500VA**、コンセント(接地極付)を床下に 1 箇所、保守用の **1500VA**、コンセント(接地

極付)をフロアに 3 箇所、停電障害時の予備電源 1500VA、コンセント(接地極付)を床下に 4 箇所設ける。

(機械設備)

- ・ 温度：夏季 28℃、冬季 19℃、その他 19～28℃、湿度：20～80%の空調を行うこと。

○ 男子更衣室

(建築)

- ・ 専有部分に男女別に設ける。職員専用出入口付近に配置する。

○ 女子更衣室

(建築)

- ・ 専有部分に男女別に設ける。職員専用出入口付近に配置する。

○ 男子休養室

(建築)

- ・ 休憩、ミーティングに使用する。
- ・ 休養室は専有部分に設ける。
- ・ 親子扉とする。
- ・ 床は 8 畳分を畳とし、その他はビニル床シートとする。

(機械設備)

- ・ 空調方式はパッケージ形空気調和機による個別方式とする。

○ 女子休養室

(建築)

- ・ 休憩、ミーティングに使用する。
- ・ 休養室は専有部分に設ける。
- ・ 親子扉とする。
- ・ 床は 8 畳分を畳とし、その他はビニル床シートとする。

(機械設備)

- ・ 空調方式はパッケージ形空気調和機による個別方式とする。

○ 給湯室

(建築)

- ・ 引き戸とする。
- ・ ミニキッチンに電気給湯器を設置する。

○ 会議室

(建築)

- ・ 会議、説明会、研修を行う。
- ・ 一般来庁者が事務室を経由することなく、廊下から直接入出可能な配置とすること。
- ・ 親子扉とする。
- ・ 簡易遮音扉とする。
- ・ 共用部からの出入口を 2 か所、倉庫 3 からの出入口を 1 か所とする。

(電気設備)

- ・ 照明は、プロジェクターの使用に配慮した調光を可能とする。

(機械設備)

- ・ 空調方式はパッケージ形空気調和機による個別方式とする。

○ 耐火書庫 1

(建築)

- ・ 申告書等保管書庫とする。
- ・ 各フロアに配置する。(ワンストップサービス以外の事務室が 3 フロアに分かれて配置される場合は耐火書庫も 3 室となる。その際、書庫内に階段等は不要とする。)
- ・ 一般事務室 2 に隣接する部分における官庁施設の基本的性能基準の対浸水はⅡとする。
- ・ 親子扉、オートロックとする。

○ 耐火書庫 2

(建築)

- ・ 申告書等保管書庫とする。
- ・ 各フロアに配置する。(ワンストップサービス以外の事務室が 3 フロアに分かれて配置される場合は耐火書庫も 3 室となる。その際、書庫内に階段等は不要とする。)
- ・ 親子扉、オートロックとする。
- ・ 一般事務室 2 に隣接する部分における官庁施設の基本的性能基準の対浸水はⅡとする。

○ 倉庫 1

(建築)

- ・ 防災物品、用紙類、事務用消耗品などを保管する。
- ・ 両開き扉とする。

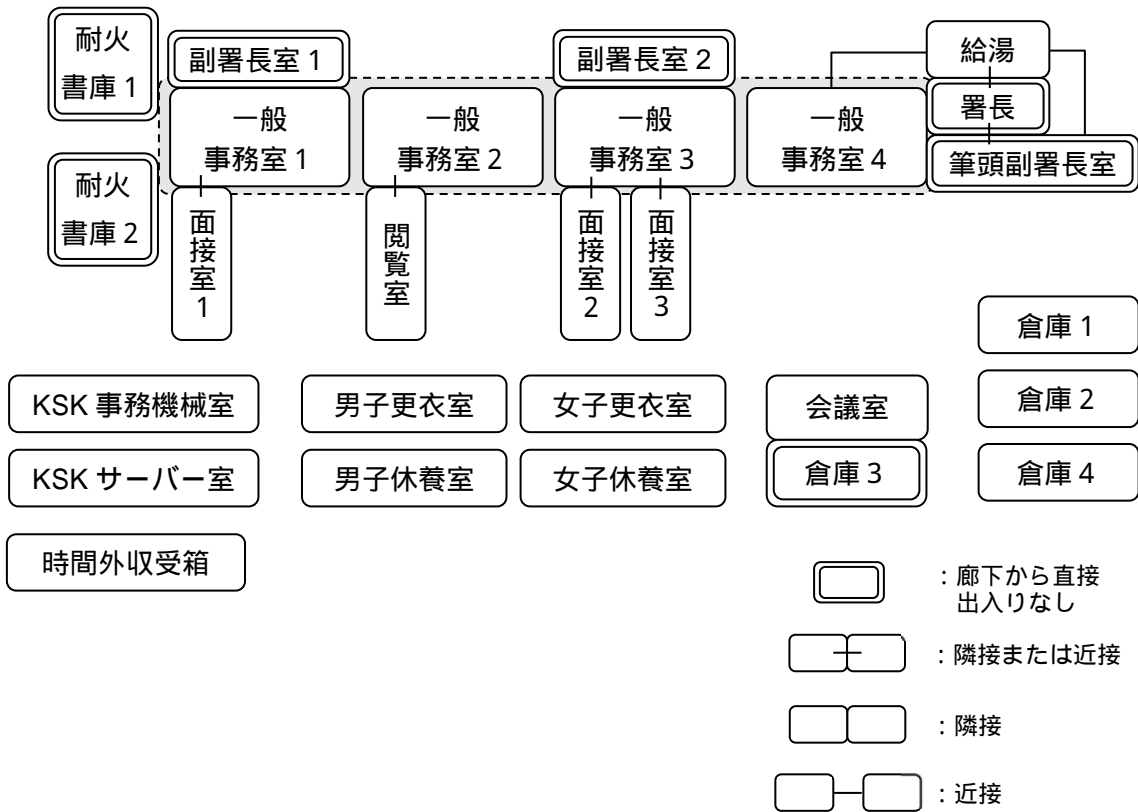
○ 倉庫 2

(建築)

- ・ 防災物品、用紙類、事務用消耗品などを保管する。

- ・両開き扉とする。
- 倉庫 3  
(建築)
  - ・防災物品、用紙類、事務用消耗品などを保管する。
  - ・両開き扉とする。
- 倉庫 4  
(建築)
  - ・防災物品、用紙類、事務用消耗品などを保管する。
  - ・両開き扉とする。
- 時間外収受箱  
(建築)
  - ・申告書等収受箱とする。
  - ・1階エントランス入口付近や夜間受付窓口など一般来庁者が視認しやすい場所に投入口を設置する。

【広島東税務署 隣接・近接関係図】



## ⑥ 共用部

## ○ 共通事項

## (建築)

- ・窓については、汎用性の高い規格とし、屋内から取り外せるなど、修繕等が実施しやすいように整備すること。
- ・建物については、管理しやすい設計（例：配管、電気設備の修繕、点検が容易となるように整備する。外壁、窓の修補が容易。清掃困難となる箇所が無い等）とすること。

## (電気設備)

- ・共用会議室、常駐警備員待機場所などの共用部や、入居官署専用部（希望部分のみ）には合庁内線が利用できるよう整備すること。
- ・執務室内等に設置する時計（共用会議室等共用部含む）は、1～4号館と一括で管理できるよう整備すること。
- ・館内放送は、専用部分や館内単体だけでなく、4号館防災センターからも庁舎全体一括で放送できるような設備とすること。
- ・専用部において、フロア毎に最終退庁者が執務室等の警戒を実施した時点でフロアの警戒が自動で設定されるようにすること。
- ・4号館防災センターに防災棟の警戒情報（警備、消防）の通知がされるように設定すること。防災関連の中央監視装置は、4号館のままとし、防災棟は1～3号館と同様の仕様とする。4号館防災センターで一括管理できるようにすること。
- ・屋外設置の防犯カメラの設置場所は、高所に設置して広範囲を写すものとする。建物内の防犯カメラは、人の顔が写せる能力とし録画時間は1か月程度とする。4号館防災センターに防災棟の監視カメラモニタを設置する。
- ・防犯設備は防災棟建築時には、必要な場所へ空配管を行うものとする。機器取付は維持管理にて設置場所等を決めて取り付けるものとする。

## (機械設備)

- ・屋上等に清掃業者用の洗濯機などを設置する設備や空間を確保すること。

## ○ 共用会議室

## (建築)

- ・官署共用で使用する。
- ・共用会議室1～3の3室に分ける。そのうち、共用会議室2と3は1室としても使用可能なよう、移動間仕切りで70㎡程度と50㎡程度に分割する。
- ・使用人数は、200㎡程度の会議室ならば、80～120名、70㎡程度の会議室ならば、30～40名、50㎡程度の会議室ならば、20～30名とする。

## (電気設備)

- ・ 電話機は外線発信規制を行う。(内線電話専用。)
- ・ 使用表示装置を設置する。表示内容は「使用中」とする。

○ 備蓄倉庫

(建築)

- ・ 災害対策用備蓄倉庫とする。
- ・ 国税庁広島国税局東税務署以外の入居官署で共用とする。各入居官署に 5 m<sup>2</sup>程度割り当てる。
- ・ 共用で使用するが、各入居官署使用部分は専用扱いとなる為、メッシュフェンス等で明確に区分けする。
- ・ 備蓄倉庫内には通路を設け、専用で使用する部分とメッシュフェンス等で明確に区分けする。もしくは、廊下から直接各エリアに到達できる仕様とする。

○ 受付巡視・庁務員室

(建築)

- ・ 計画に応じて必要な機能を持たせる。
- ・ 警備員は 1 階に常駐する。
- ・ 警備員の待機場所では、執務室等の鍵の警戒状況が把握 (警戒設定、解除の操作含む) できるようにすること。
- ・ 24 時間対応の職員が 3 名、日勤の職員が 3 名、常駐する。
- ・ 上記人数は、防災棟の設備 (鍵 BOX 採用による警備員による鍵の受渡し不要、専用部の鍵はカードリーダー式) 状況によっては、24 時間対応の者は不要となる。
- ・ 竣工図など建物の管理に必要な図書の保管場所を設ける。
- ・ 警備員の控室を含む。
- ・ メールボックス 9.5 m<sup>2</sup>程度を含む。

(電気設備)

- ・ 設備保守管理・警備機器等に必要な非常用電源を設置する。
- ・ 館内放送用マイクを設置する。
- ・ 警備員の待機場所では、警備及び消防の警報場所の把握 (ブロック毎に分かるようにするなど) ができるようにすること。
- ・ 警備員の待機場所において、共用部 (会議室含む) の一括警戒の設定及び解除ができるようにすること。

○ 給湯室

(建築)

- ・ 給湯、給茶及び食器洗い等を行う室とする。

- ・基準階各フロアに設置する。

○ 便所・洗面

(建築)

- ・職員及び来庁者等の為の便所、洗面所とする。
- ・機能的であるほか、アメニティに考慮した空間とする。
- ・各階に男女別で設ける。
- ・各階に多機能便所を設ける。
- ・災害時において、災害応急対策活動で使用する階の便所を使用できるようにする。

(電気設備)

- ・多機能便所にトイレ等呼出装置を設置する。呼出場所は受付巡視・庁務員室とする。

○ シャワー室

(建築)

- ・24時間使用可能なシャワー室とする。
- ・男女別で設置する。
- ・脱衣室を含む。

(電気設備)

- ・自動式引戸の電源は、発電回路とする。

○ 自販機スペース

(建築)

- ・自動販売機及びゴミ箱が設置できるスペースを設ける。
- ・自動販売機は1台を最低台数とする。

(電気設備)

- ・PFI 事業外で設置する自動販売機の運営用に、個別メーター検針（中央監視又は集中検針）ができるよう回路、配管、配線及びメーターを設置する。

○ 授乳室

(建築)

- ・主に来庁者が利用する授乳室とする。

○ ゴミ置場

(建築)

- ・1階及び各階のゴミ置き場とする。
- ・給湯室とは、別の個室として計画する。

- ・ 1 階のゴミ集積場に関しては、古紙回収のみとする。

○ 共用倉庫

(建築)

- ・ 建物管理の為の共用倉庫とする。

○ 官用車用倉庫

(建築)

- ・ 官用車車庫と同一フロアとする。

○ 中央監視室（電気保守控室を含む）

(建築)

- ・ 電気室と隣接もしくは近接して配置する。

(電気設備)

- ・ 事業者の提案する設備システム等の応じた中央監視装置を収容する室とする。

(機械設備)

- ・ 災害拠点室となるため、非常用電源からの給電で動作する空気調和設備、換気設備とする。
- ・ 事業者の提案する設備システム等の応じた中央監視装置を収容する室とする。

○ 休憩室（中央監視用）

(建築)

- ・ 電気保守控室（←室名称は添付 4-2 にあわせる）と隣接して配置する。

○ 設備保守控室

(建築)

- ・ 機械室と隣接もしくは近接して配置する。

(機械設備)

- ・ 災害拠点室となるため、非常用電源からの給電で動作する空気調和設備、換気設備とする。

○ 機械室

(建築)

- ・ 設備保守控室と隣接もしくは近接して配置する。
- ・ 事業者の提案する設備システムに応じた機械設備を収容する室とする。

○ 電気室

(建築)

- ・電気保守控室と隣接もしくは近接して配置する。
- ・事業者の提案する設備システムに応じた受変電設備を収容する室とする。

○ 自家発電室

(建築)

- ・防災棟及び既存棟の非常用発電機を収容する室とする。

○ 交換室

(建築)

- ・防災棟等共用の電話交換機を収容する室とする。

○ エントランスホール

(建築)

- ・主に来庁者、職員が利用する玄関ホールとする。
- ・エントランスホールの一角に待合を設ける。

(電気設備)

- ・入退館ゲートを設ける。
- ・情報表示装置については、庁舎内及び屋外表示ともに既存設備と一括管理（情報データ入力等は既存設備と同一のシステムを利用）できるようにすること。  
以上の対応が不可の場合、情報表示装置の新規設置は不要とする。  
そのほか、設置する場合は、管理（修繕等）が安易な設備とすること（例：パワーポイント等の作成データ使用可、修繕機器の取扱いも複数社可能等といった汎用性のある仕様）。

○ エレベーターホール

(建築)

- ・主に来庁者、職員が利用するエレベーターホールとする。

○ 共用廊下（交通部分）

(建築)

- ・主に来庁者、職員が利用する廊下とする。

(電気設備)

- ・電話は内線のみ利用（内線電話）のアナログ回線とする。

○ 階段室

(建築)

- ・主に来庁者、職員が利用する階段とする。

○ 官用車車庫

(建築)

- ・官用車用倉庫と同一フロアする。
- ・41 台分地下に設ける。
- ・1 台分の洗車スペースを設ける。
- ・中国総合通信局監視車両の最大 H2,630mm (伸縮ポール高さ含む) の車高の官用車の入出庫に支障がない計画とする。

(電気設備)

- ・中国総合通信局移動電源車用の電源 (单相 100V、2P15A2 口 1 個) を設ける。
- ・将来電気自動車への充電が行えるものとし、充電用コンセント電気自動車用普通充電装置 6 台及び電気自動車用急速充電装置 1 台の設置が可能なよう、装置設置予定箇所から屋内共用部廊下天井等がある部分まで空配管及びボックスを設けること。

(機械設備)

- ・足洗い場(現地調査等で帰庁した際に靴等についた土を洗い流す) を設ける。

○ 運転手控室

(建築)

- ・他用途にも転用可能とする。

○ 清掃員控室

(建築)

- ・他用途にも転用可能とする。

添付資料4-10 階層構成及びアクセス動線の考え方

●：EV 着床階 ◎：階段設置階

		EV 一般用 (乗用)	EV 非常用 (人荷用)	階 段
ポ ー ト	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヘリポート（場外離着陸場） 建物最上部に配置する。</li> </ul>			◎
ハ ペ ウ ン ス ト 階	<ul style="list-style-type: none"> <li>ペントハウス階</li> <li>屋上 屋外設備機器、太陽光発電パネルを設置する。 通信局の監視作業スペースとアンテナを設置する。 通信局のアンテナの障害とならない配置をする必要がある。メンテナンス時に安全にアクセスできること。</li> </ul>		●	◎
上 層 階	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国総合通信局 上層階が望ましい。屋上にアンテナ等を設ける必要があり、アンテナから監視室までの間のケーブルが長いとロスが大きくなり送受信感度に影響がでるため。</li> </ul>	●	●	◎
中 層 階	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国四国厚生局 健康福祉部等 上下の近隣階であれば、階をまたいで諸室を配置可。</li> </ul>	●	●	◎
	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国地方整備局 道路部の一部 電算室（SE 常駐場所、サーバー室等）は、洪水による浸水時も機能する必要があるため、3階以上の配置が必須。高規格道路管理センターは電算室・仮眠室に近接させる。</li> </ul>	●	●	◎
	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国地方整備局 統括防災官室等 統括防災官室、災害対策室、河川情報管理室、道路情報管理室および電算室は、河川氾濫等による出水時及び地震津波到達時に浸水しない階とする。統括防災官室、災害対策室、記者会見室、河川・道路情報管理室は同じ階であること。用地部は来客頻度が少ないためできるだけ上層階とすることが望ましい。</li> </ul>	●	●	◎
低 層 階	<ul style="list-style-type: none"> <li>広島労働局 職業安定部 低層階が望ましい。国税局優先でよいが、労働局までの来庁者動線に配慮が必要。</li> </ul>	●	●	◎
	<ul style="list-style-type: none"> <li>広島東税務署 1～3階の低層階が望ましい。 来庁者が多く窓口業務を行うことから低層部のアクセスのしやすい配置・動線とすることが望ましい。 ワンストップサービス窓口へは入退館ゲートを通さずに行けるようにすること。（2階に窓口を配置した場合は、1～2階をつなぐセキュリティ外の専用EVが必要）</li> </ul>	●	●	◎
	<ul style="list-style-type: none"> <li>共用会議室 可能な限り入退館管理設備の制限を受けないエリアへの配置が望ましい。</li> </ul>	●	●	◎
1 階	<ul style="list-style-type: none"> <li>1階エントランスホール等、主玄関のあるフロア</li> </ul>	●	●	◎
地 階	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場</li> <li>設備室（活動拠点等に支障のないもの）、図書室、共用倉庫等</li> </ul>	●	●	◎

※電気室、機械室は、浸水対策及び設備機器の更新・改修時の搬出入や荷揚げ作業を考慮した配置を計画すること。  
※非常用エレベーターの設置台数および着床階は、建築基準法施行令第129条の13の3「非常用の昇降機の設置及び構造」の規定による。

添付資料4-11 官用車仕様表、官用車台数一覧

管署名	官用車（令和5年度現在）			駐輪台数
	種別	台数	車両寸法（長さ×幅×高さ）	
中国総合通信局	アルファード(うち1台監視車両)	2	4,940×1,850×1,950mm	自転車5
	エクストレイル(監視車両)	1	4,640×1,820×2,170mm	
	キャラバン(監視車両)	1	4,740×1,700×2,630mm (伸縮ポール高さ含む)	
	DETRO(移動電源車)	1	4,850×1,810×2,430mm	
	コモ(電源運搬車)	1	4,690×1,690×1,990mm	
	ウイングロード	1	4,110×1,690×1,500mm	
	セレナ(監視車両)	1	4,770×1,740×1,870mm	
中国四国厚生局 健康福祉部等	※官用車は既存棟4号館地下駐車場に駐車する。			自転車1
広島労働局 職業安定部	マツダ(小型)	1	4,060×1,695×1,525mm	自転車2
	ダイハツ(小型)	1	3,650×1,665×1,535mm	
	ニッサン(小型)	1	4,430×1,695×1,535mm	
中国地方整備局 統括防災官室等	なし			なし
広島東税務署	アリオン	1	4,560×1,690×1,470mm	バイク1 自転車11
	フィット	7	3,950×1,690×1,550mm	
	シャトル	3	4,400×1,690×1,540mm	
	シャトルHV	3	4,440×1,690×1,540mm	
	インサイト	4	4,390×1,690×1,430mm	
	スイフト	1	3,840×1,690×1,500mm	
	セレナ	1	4,680×1,690×1,860mm	
	N-WGN	1	3,950×1,470×1,650mm	
	ゼスト	3	3,390×1,470×1,640mm	
	ムーブ	1	3,390×1,470×1,630mm	
	ムーブL	1	3,390×1,470×1,630mm	
	ムーブコンテ	3	3,390×1,470×1,650mm	

**(基本事項)**

第1条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

**(秘密の保持)**

第2条 事業者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

**(取得の制限)**

第3条 事業者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

**(利用及び提供の制限)**

第4条 事業者は、国の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

**(複写の禁止)**

第5条 事業者は、国の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために国から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

**(再委託の禁止)**

第6条 事業者は、国の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については、自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

**(事案発生時における報告)**

第7条 事業者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに国に報告し、国の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

**(資料等の返却等)**

第8条 事業者は、この契約による事務を処理するために事業者から貸与され、又は事業者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに事業者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、国が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、国の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを破棄又は消去するとともに、証明書を国に提出しなければならない。

**(管理の確認等)**

第9条 国は、事業者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、国は必要と認めるときは、事業者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

**(管理体制の整備)**

第10条 国は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

**(従事者への周知)**

第11条 事業者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

## (1) 共通事項に関する成果物

成果物の内容	原図等		コピー等		提出・確認時期
	大きさ等	部数	大きさ等	部数	
コスト管理計画書	—	—	A4ファイル綴じ	1	業務要求水準書第4章第6節による
設計業務に係る 要求水準確認計画書	—	—	A4ファイル綴じ	1	業務要求水準書第4章第6節による
工事に係る 要求水準確認計画書	—	—	A4ファイル綴じ	1	業務要求水準書第4章第6節による
設計業務に係る 要求水準確認報告書	—	—	A4ファイル綴じ	1	基本設計完了時 実施設計完了時 工事着手前 ※1
工事に係る 要求水準確認報告書	—	—	A4ファイル綴じ	1	本件工事に係る要求水準確認計画書で規定した時期※1 工事完了時
設計・施工工程表	—	—	A4ファイル綴じ	1	業務要求水準書第4章第6節による
調査計画書	—	—	A4ファイル綴じ	1	各調査着手前
調査報告書	—	—	A4ファイル綴じ	1	各調査終了時
工事概要説明用パンフレット	—	—	A4カラー 8頁程度(表紙共)	1000	防災棟工事着手時
事業完成パンフレット	—	—	A4カラー 8頁程度(表紙共)	1000	工事完成後速やかに
電子データ	任意	1	—	—	各成果品の提出と同時期

※1：説明・確認とし提出は行わない。

## (2) 設計業務に関する成果物

成果物の内容	原図等		コピー等		提出・確認時期
	大きさ等	部数	大きさ等	部数	
設計業務計画書	—	—	A4ファイル綴じ	1	基本設計着手前
設計説明書	—	—	A4ファイル綴じ	1	基本設計完了時
	—	—	A4ファイル綴じ	1	実施設計完了時
リサイクル計画書	—	—	A4ファイル綴じ	1	工事着手前
基本設計書	A3	各1 ※1	A4のり入れ製本	各10 ※1	基本設計完了時
実施設計書	A1	各1 ※1	A4のり入れ製本	各10 ※1	工事着手前※2 実施設計完了時
実施設計変更書	A1	各1 ※1	A4のり入れ製本	各10 ※1	提出の必要が生じた時
面積表及び面積算出資料	A3またはA4	—	A4ファイル綴じ	1	基本設計完了時
			A4ファイル綴じ	1	実施設計完了時
			A4ファイル綴じ	1	工事完成後速やかに
事業内容紹介 プレゼンテーション資料	電子データのみ				実施設計途中
透視図 外観3カット 内観3カット	彩色A3	各1	—	—	工事着手前
事業紹介ポスター	彩色A1 (アルミ額縁共)	1	—	—	工事着手前
完成模型	縮尺1/300	1	—	—	実施設計完了時 (既存本敷地模型に追加)
各種申請書類	—	—	A4のり入れ製本	1	工事着手前
電子データ	任意	1	—	—	各成果品の提出と同時期

※1 基本設計書、実施設計書は業務要求水準書に記載の区分ごとに作成する。

※2 説明・確認とし、成果物の提出は実施設計終了時とする。確認後、変更または追記が生じた場合は、変更内容及びその理由に関する説明資料を作成し、国の確認を受ける。

## (3) 建設業務に関する成果物

成果物の内容	原図等		コピー等		提出・確認時期
	大きさ等	部数	大きさ等	部数	
総合施工計画書	—	—	A4ファイル綴じ	1	工事着手前
施工体制台帳及び施工体系図	—	—	A4ファイル綴じ	1	工事着手前
施工計画書及び品質管理計画書	—	—	A4ファイル綴じ	1	当該部分の工事着手前
施工報告書及び品質管理報告書	—	—	A4ファイル綴じ	1	当該部分の工事完成後速やかに
実施工程表	—	—	A4ファイル綴じ	1	工事着手前
月間工程表	—	—	A4ファイル綴じ	1	当該月前月末日
進捗状況報告書	—	—	A4ファイル綴じ	1	当該月末日
各種申請書類	—	—	A4のり入れ製本	1	当該部分の工事完成後速やかに
国有財産台帳付属図面の調製に係る資料	—	—	A4のり入れ製本	1	工事完了の30日前
完成図	A1	1	A2のり入れ製本 A4のり入れ製本	1 1	工事完成後速やかに
施設の保全に関する資料	A1またはA4	1	金文字黒表紙ファイル製本A4 (A1折り込み)	3	工事完成後速やかに
完成写真 外観正面1箇所	カラー木製パネル半切(324×400mm)			1	防災棟工事完成後速やかに
完成写真 100カット	電子データ (JPEG7カラー・圧縮率1/4程度、2000万画素以上で画像補正を行ったもの、建築完成写真の撮影実績がある者で、監督職員が承諾する撮影業者) (ドローン撮影も含む)			1セット	工事完成後速やかに (防災棟の写真については防災棟の工事完成後速やかに)
事業内容紹介 プレゼンテーション資料	電子データのみ				工事期間中
事業記録	—	—	A4・150頁程度上製本 (布クロスボール紙箔押し程度)	20	工事完成後速やかに
電子データ	任意	1	—	—	各成果品の提出と同時期

## (4) 工事監理業務に関する成果物

成果物の内容	原図等		コピー等		提出・確認時期
	大きさ等	部数	大きさ等	部数	
工事監理業務計画書	—	—	A4ファイル綴じ	1	工事着手前
工程別工事監理業務計画書	—	—	A4ファイル綴じ	1	工事中毎月
工事監理業務報告書	—	—	A4ファイル綴じ	1	工事中毎月
電子データ	任意	1	—	—	各成果品の提出と同時期

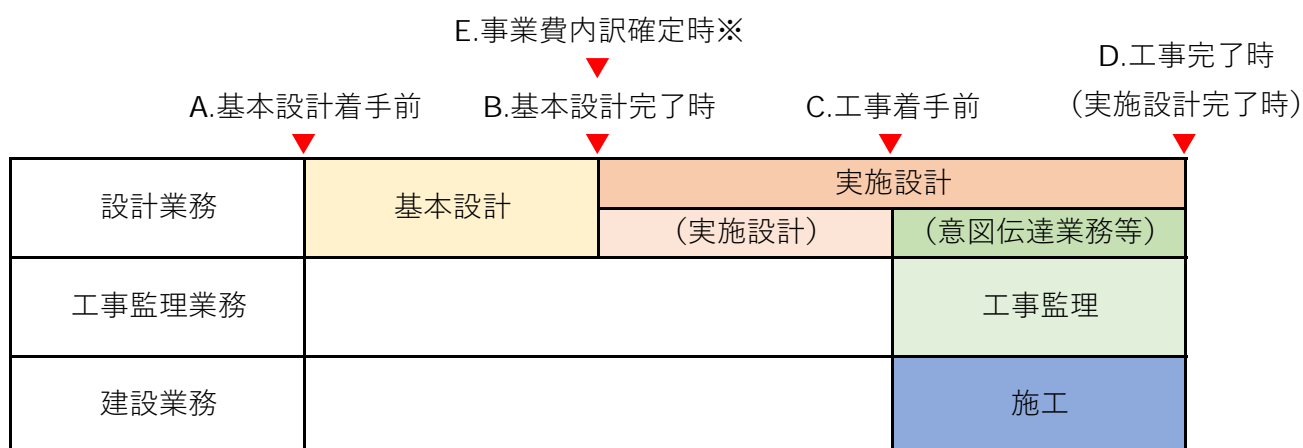
添付資料4-14 建設工事費コスト管理計画書の内容及び提出時期

・建設工事費コスト管理計画書の内容

	内容	提出時期
総括表	防災棟新築工事及び既存棟改修工事について、建設工事費の金額を「建築」「電気設備」「機械設備」「外構（建築、電気設備、機械設備）」「その他」に区分して記載し、国に提出する。	A.基本設計着手前
工種別内訳表	各工種別の内訳金額を記載する。 各工種の項目については、【参考資料4-5】「工種別内訳表の参考例」を参照のこと。	B.基本設計完了時 C.工事着手前
内訳明細書	構成、区分については、「公共工事内訳書標準書式」（建築工事編・設備工事編）によるものとし、適宜内訳が分かるように区分を行う。	D.工事完了時 E.事業契約書に規定する内訳書確定時
変更金額一覧表	変更該当部分の変更前後の数量・単価・金額を含む内容で、国と事前協議した上で、速やかに作成し提出する。構成、区分については、「公共工事内訳書標準書式」（建築工事編・設備工事編）によるものとし、適宜内訳が分かるように区分を行う。	設計・施工過程において、コストの変動が生じた時及び変更金額の確認の必要が生じた時

※総括表、工種別内訳書、内訳明細書は、提出時以降の設計、施工工程において変更があった場合には、変更協議の内容に応じて修正を行う。

<提出時期イメージ>



※Eの時期は事業契約書による

**a. 周辺への配慮について**

工事期間中は周辺施設への騒音・振動、プライバシー保護、排煙、採光、換気等に十分な配慮を行う。また、周辺に対してイメージアップに努める。

**b. 施工時間について**

「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律第191号）に定める行政機関の休日に工事の施工を行わない。休日に工事を行おうとする場合は、国と事前に協議する。

**c. 周辺への影響について**

周辺の既存建物や道路、埋蔵文化財に影響を与えないようにする。  
※なお、影響がある場合は業務要求水準書 第2章第4節7による。

**d. 工事用電力、光熱水費等について**

工事用電力、光熱水費等については、事業者の負担とする。

**e. 夜間警備について**

工事場所における夜間警備を適切に行う。

**f. ダンプトラック等による過積載等の防止について**

(a)積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。

(b)過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

(c)資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

(d)さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプトラック及び「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律131号）」（以下「ダンプ規制法」という。）の表示番号の不表示車（以下「不表示車」という。）等へ土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。

(e)過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。

(f)取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

(g)「ダンプ規制法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

(h)下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

(i)以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

**g. 労働福祉の改善等について**

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

**h. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について**

(a)暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(b)(a)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により国に報告すること。

(c)暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、国と協議を行うこと。

(d)(a)による警察への通報等及び(b)による国への報告を怠った場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

#### i. 建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針（平成3年2月5日建設省経構発第2号）」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払い等の適正化（請負代金の支払をできる限り早くすること、できる限り現金払いとすること及び手形で支払う場合、手形期間は120日以内でできる限り短い期間とするここと等）、適正な施工体制の確立及び建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

#### j. 建設業退職金共済制度について

(a)事業者は建設企業に対し、自ら雇用する建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付させること。

(b)事業者は、建設企業が下請契約を締結する際、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付させること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。

(c)共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払い簿その他関係資料の提出を求めることがあること。

(d)建退共制度に加入せず、又は共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがあること。

(e)下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、建設企業においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

#### k. 「建設工事事故データベース」への登録について

工事の施工において事故（労働災害、もらい事故、負傷公衆災害、物損公衆災害）が発生した場合、国に速やかに報告し、「建設工事事故データベースシステム」（<https://sas.hrr.mlit.go.jp/>）への事故報告の登録を行うこと。

#### l. 工事实績情報の登録について

(a)事業者は、工事实績情報を（一財）日本建設情報総合センターの提供する「工事实績情報システム」（CORINS）に登録すること。また、工事实績情報システムにおける「登録のための確認のお願い」の提出方法は、「メール送信による提出」とする。

(b)登録は、工事着手前、工事完了後及び登録内容の変更時に行うこと。なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、費用のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。また、変更契約日と工事完了日の間が10日に満たない場合は、変更契約時の登録を省略できる。

(c)登録内容については、あらかじめ国の確認を受けること。

(d)確認を受けた後に登録手続を行い、登録機関発行の「登録内容確認書」が事業者が届いた際には、その写しを直ちに国に提示すること。

**m. 工事中の安全確保について**

(a) 施工中の安全確保については、関係法令等に定めるところによるほか、「建設工事災害対策防止要綱建築工事編（令和元年国土交通省告示第496号）」及び「建築工事安全施工技術指針（平成27年1月20日国営整第216号）」によるものとする。

(b) 通行者、一般車両のほか、高齢者、障害者等への危険防止や安全性の確保については、国及び関係機関と事前に協議し十分に対策を講ずること。

(c) 工事の施工にあたっては、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して、支障をきたさないような施工方法を定める。ただし、これにより難しい場合は国と協議する。

(d) はつり作業等においては、事前に既設埋設配管・配線の状況を調査し、損傷を与えないように十分注意する。また、穿孔機器を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知機により電源供給を停止できる付属装置を用いて施工すること。なお、消火設備が設けられている付近で改修工事（特にはつり作業等）を行う場合は、誤作動防止及び安全対策のため、当該消火設備に関する資格を有する消防設備士又は消防設備点検資格者を立ち会わせる。

(e) 工事材料、土砂等の搬送計画及び通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、国及び関係機関と十分協議の上、交通安全管理を行う。

**n. 作業員等について**

(a) 本工事現場に立ち入る者について、入退場を管理すること。

(b) 作業員について本工事に従事していることがわかるように方策を講ずること。

**o. 工事現場管理について**

(a) 自然災害（地震（震度4以上）、台風、大雨、津波、落雷等）が発生した際には点検し、国に報告すること。

**p. 足場について**

足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省平成21年4月24日）」の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立て、解体又は変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床について手すり、中棧及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。

**q. 材料の品質等について**

(a) 工事に使用する材料は、業務要求水準書に定める性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する材料は、新品でなくてもよい。

(b) 材質、仕上げの程度、色合い、柄等については、材料の見本を提出又は提示し、事前に国と協議する。

(c) 搬入した材料は、工事に使用するまで、変質等がないよう保管する。

**r. 塗装工事について**

塗装業者が当該工事の施工に当たり、品質管理や施工技術の向上を目的として専門工事業団体等の工事指導を希望した場合、現場管理上支障がないと判断すれば当該指導に協力することは差し支えない。

## S. ホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について

### (a)使用材料等

本事業の建物内部に使用する材料等は、原則として以下に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、以下の内容を満たすものとする。

- ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発生が極めて少ない材料とする。
- ② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料とする。
- ③ 接着剤は可塑性（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含むし難揮発性の可塑性剤を除く）が添加されていない材料を使用する。
- ④ ①の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台その他の什器等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
- ⑤ 材料等に規定する「ホルムアルデヒド放散量」の区分において規制対象外とは次の（ア）又は（イ）に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは（ウ）又は（エ）に該当する材料を指す。  
 （ア）建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発生建築材料以外の材料  
 （イ）建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料  
 （ウ）建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発生建築材料  
 （エ）建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

### (b)施工中の安全管理

接着剤及び塗料の塗布にあたっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとるものとする。また、施工時、施工後の通風、換気を十分に行い、室内に発生した化学物質等を室外に放出させる。

### (c)室内空気中の化学物質の濃度測定

本工事の引渡前に室内空気中の化学物質の濃度測定を行い、確認する。

#### ①測定対象物質

ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、スチレン、エチルベンゼン

#### ②測定方法

（ア）測定は入居官署が発注する別途工事又は家具の設置等が行われる前に行う。次の i）及び ii）を確認して、①の測定対象化学物質全てを同時に測定する。

i）内装又は塗装等の施工が終了し、その後十分な換気が行われていること。

ii）中央式空調設備のように換気を行いながら空調を行う設備がある場合は、設備の試運転が終了していること。

iii）測定結果が指針値を越えた場合、（ク）の措置を講じる時間を見込むこと。

（イ）パッシブ型採取機器により行う。

（ウ）測定を行う前に、測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む。）を開放し、30分間換気する。

（エ）（ウ）の後、測定対象室のすべての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする。

（オ）測定時は（エ）の状態のままで行い、測定時間は原則として24時間とする。ただし、工程の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。なお、8時間測定の場合は、午後2時から3時が測定時間帯の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で行う。

(カ)(ウ)から(オ)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。

(キ)測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。

(ク)測定対象室の測定対象物質濃度が指針値以下であることを確認する。なお、測定値が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定する。

(ケ)測定年月日、測定時刻、測定時の室温・湿度・天候、及び内装仕上げ工事の完了した年月日等を記録する。

**(d)測定対象室**

測定対象室は原則として全ての居室、及び常時換気をしない書庫、倉庫等とする。ただし、使用した材料、室の形状、換気設備等の仕様が類似しており、同様の測定結果となることが予測される複数の室については、そのうち1室とすればよい。詳細については、事前に国と協議する。

**t. 鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業について**

鉛等有害物質を含有する塗料の劣化状況により、塗料の剥離やかき落とし作業を行う場合は、鉛中毒予防規則関係法令を遵守する。

**u. 建設機械及び工事車両について**

(a)本工事に使用する建設機械は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年改正法律第100号）」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和5年2月24日変更閣議決定）における特定調達品目「公共工事」の「建設機械」の判断基準等を満たすものとする。（低騒音・低振動型のものとし、ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載したバックホウ、トラクタショベル（車輪式）、ブルドーザ、発動発電機（可搬式溶接兼用機を含む）、空気圧縮機（可搬式）、油圧ユニット（基礎用機械で独立したもの）、ローラ類、ホイールクレーンについては、排出ガス対策型建設機械を使用すること。）なお、排出ガス対策型建設機械については、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」において、既成対象となる建設機械を使用する際は、同法の技術基準に適合したものを使用すること。

(b)ディーゼル車排出ガス規制に適合した車両の使用については次のとおりとすること。

- ① 事業者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車両（以下「本工事関係車両」という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県 of ディーゼル車排出ガス規制条例（以下「関係法令等」という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車両を使用すること。
- ② 事業者は、本工事関係車両にディーゼル車を使用する場合には、自動車検査証や八都県市確認証明書等のコピーを保管し、本工事関係車両を把握しなければならない。
- ③ 事業者は、取締りにより本工事関係車両に違法行為等があった場合には、直ちに国に報告しなければならない。
- ④ 事業者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させること。

**v. 特定調達物品等の選択について**

(a)建設工事等に用いる資機材等の選択にあたっては、「グリーン購入法」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の特定調達品目をできる限り選択するように努めるものとし、これによりがたいときは国と協議する。ただし、業務要求水準書において示されたものは除く。

(b)東日本大震災の影響により、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく特定調達物品等の使用が困難な場合には、国と協議する。

(c)環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項（「資材（材料及び機材を含む）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担軽減に配慮されていること。」）に留意する。

(d)「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年改正法律第100号）」の特定調達品目についての判断の基準は、次のURLによりダウンロードすることができる。

・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月28日変更閣議決定）

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

**w. 木材の選定等について**

(a)木材の選定においては、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(令和3年10月1日施行)」第1条（目的）及び「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）」第1の1（建築物における木材の利用の促進の意義）の趣旨を踏まえる。

(b)製材等、フローリング、再生木質ボードを使用する場合は、あらかじめ、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月林野庁）」に準拠した証明書を国に提示する。

(c)なお、製材等、フローリング、再生木質ボードを使用する場合の木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインは、次のURLによりダウンロードすることができる。

・木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（林野庁 平成18年2月15日）

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/boutai/ihoubatu/pdf/gaido1.pdf>

**y. 建設発生土（又は建設汚泥処理土）の利用について**

盛土等を行う場合は、建設発生土（又は建設汚泥処理土）を利用すること。但し、購入土として建設汚泥処理土を利用する場合はグリーン購入法適用品の品質を満足するものとする。

**z. 発生材の処理及び建設副産物について****(a) 「コブリス・プラス」の活用について**

建設工事の建設副産物である建設発生土及び建設廃棄物を事業者が適正に処理するために「建設副産物適正処理推進要綱」を遵守すること。なお、本工事は「コブリス・プラス」（以下「システム」という）を活用する。事業者は総合施工計画書作成時、工事完了時及び登録情報に変更が生じた場合、速やかに当該システムにデータ入力を行う。システムにより作成した〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕により国に報告すること。

**(b) 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等について**

① 本工事は、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日 法第104号）」（以下「建設リサイクル法」という。）、同法施行令又は都道府県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずること。

② 本工事は、施工にあたっては、『公共建設工事における「リサイクル原則化ルール」』を適用し適切な処理に努めること。

**(c) 建設汚泥の発生が見込まれる場合は、「建設汚泥の再利用に関するガイドライン(平成18年6月12日)」により建設汚泥の発生量の抑制に努めること。****(d) セメント及びセメント系固化材を使用した改良土及び再生コンクリート砂について**

① セメント及びセメント系固化材を使用した地盤改良及び改良土を再利用する場合は、六価クロム溶出試験を行い、その結果について国に報告する。

② セメント及びセメント系固化材とは、セメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいい、これに添加物を加えたものを含める。

③ 根切り土又は他現場の建設発生土が埋戻し及び盛土に適さない場合で、場外から山砂等の購入を行う必要が生じた場合には、再生コンクリート砂（「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」の再生砂による。以下同じ。）の使用を検討し、その使用について国と協議する。

④ 再生コンクリート砂を使用するにあたり、浸透枿や未舗装部分の埋設配管まわり、取り壊し工事の埋戻し土等、透水性を有し、浸透した水が土壌又は公共用水域へ拡散するおそれのある場所に用いる場合には、六価クロム溶出試験を行う。試験の適用及び試験方法等については国と協議を行い、その結果について国に報告する。

⑤ 六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」により実施し、土壌環境基準を超えないことを確認する。

**(e) PCB含有シーリング材の処理**

PCB含有シーリング材が工事中に確認された場合、「PCB含有シーリング材の処理」により適切に処理すること。

**aa. BIM モデルの作成及び利用について**

(a) 本事業は、BIM 活用に係るEIR（発注者情報要件をいう。以下同じ。）を適用する事業である。EIR に基づき指定項目を実施すること。なお、推奨項目及びその他の項目の実施については、受注者の任意とする。

(b) 事業者は、「添付資料4-(仮)20 広島地方合同庁舎防災棟整備等事業EIR」に示す建設業務段階における推奨項目について、BIM活用を行うことができる。

bb. 仮設事務所の設置について

(a)事業者は、国が使用する100㎡程度の仮設事務所を設置する。なお、国及び全ての入居官署が出席する協議会を開催する会議室を含むものとする。

(b)仮設事務所の仕上げは一般事務室程度とし、仮設事務所には電灯、給排水及びその他設備を設け、また、事業者が設置・負担する備品は下表によるものとするが、数量については参考値とする。なお、備品等及び消耗品等は、特定調達品目を優先的に使用すること。

また、光熱水料、電話の使用料及び消耗品等は、事業者の負担とする。

切替電話（個）		1
備品	インターホン（個）	1
	衣類ロッカー（人用）	9
	書類ロッカー（台）	1
	机・椅子（組）	5
	長靴（足）	5
	雨合羽（着）	5
	保安帽（個）	7
	安全帯（フルハーネス型）（組）	7
	懐中電灯（個）	4
	ホワイトボード（個）	1
	掛時計（個）	1
	消火器（個）	3
	湯沸器（台）	1
	掃除具（組）	1
	会議用机（個）	20
	折りたたみ椅子（個）	40
	寒暖計（個）	1
冷暖房機（台）	2	

cc. 現場環境改善（快適トイレの設置）について

(a) 事業者は、現場環境改善の一環として、工事場所毎に設置するトイレのうち男女別に1基ずつ以下の①～⑪の仕様をすべて満たす快適トイレを設置することとする。ただし、快適トイレの設置が困難な場合は監督職員と協議する。⑫～⑰の仕様については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める標準仕様】

- ①洋式便座
- ②水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）
- ③臭い逆流防止機能（フラッパー機能）（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること）
- ④容易に開かない施錠機能（二重ロック等）（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
- ⑤照明設備（電源がなくても良いもの）
- ⑥衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）

## 【快適トイレとして活用するために備える付属品】

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ⑨サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- ⑩鏡付きの洗面台
- ⑪便座除菌シート等の衛生用品

## 【推奨する仕様、付属品】

- ⑫室内寸法900×900mm以上（半畳程度以上）
- ⑬擬音装置
- ⑭着替え台
- ⑮フラッパー機能の多重化
- ⑯窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場）

**dd. 公共事業労務費調査に対する協力について**

事業者は、本工事が国の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工事完成後においても同様とする。

- (a) 調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。
- (b) 調査票等を提出した事業所を国が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、事業者はその実施に協力しなければならない。
- (c) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、事業者は、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。
- (d) 事業者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が(a)から(c)までと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

**ee. 事業の一時中止に係る計画の作成**

(a) 事業の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を国に提出すること。

なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関する事、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにすること。

(b) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

**ff. 工事写真について**

(a) 工事写真については、原則デジタル写真とし、仕様は「営繕工事写真撮影要領（令和5年版国土交通省官庁営繕部制定）」とすると。

(b) 工事写真の提出は、原則「営繕工事写真撮影要領（令和5年版 国土交通省官庁営繕部制定）」に基づいて作成した電子媒体（CD-R 又はDVD-R）各1（原本及びアルバム）を国に提出する。

**gg. デジタル工事写真の小黑板情報電子化について**

事業者は、本工事においてデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う。対象範囲は電子小黑板の作成及び撮影までとし、小黑板情報を用いた工事写真アルバム等の自動作成機能（一部のソフトウェアにおいて実装されている。）の利用は事業者の任意とする。ただし、国の承諾を得たうえで、部分的に営繕工事写真撮影要領を満たす他の方法で工事写真を撮影しても良い。

**hh. 共通費実態調査について**

本工事は、事業者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握し、国における工事費積算に適切に反映することを目的とした、共通費実態調査の対象工事である。

なお、調査票は国から配布するものとする。

**ii. 試運転調整について**

建築設備等の試運転調整は、本施設等の引渡前までに行うものとする。

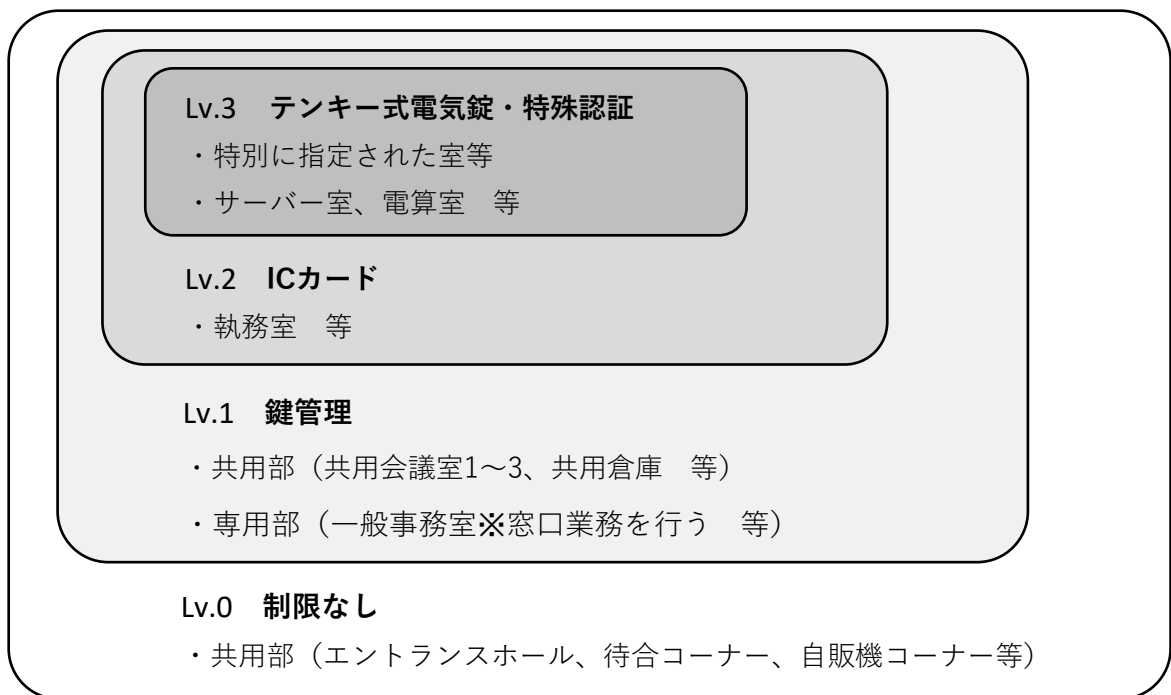
1. 基本的性能

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」(内閣サイバーセキュリティセンター)  
(以下、「統一基準群」)を満足すること。

- (1) 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一規範」
- (2) 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」
- (3) 「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」

2. 技術的事項

- (1) 要管理対策区域における対策の基準に基づき各クラスの考え及びレベル  
(Lv.)間に設けるセキュリティのイメージは次による。



Lv.0: 全職員・来庁者が自由に行き来できる空間

Lv.0⇒Lv.1: 鍵管理

Lv.1: 全職員・来庁者が利用可能時間帯に行き来できる空間

Lv.1⇒Lv.2: ICカード (セキュリティゲート)

Lv.2: 全職員・来庁者が手続きを行い行き来できる空間

Lv.1⇒Lv.2: ICカード (カードリーダー)

Lv.3: 職員の中で特別に限られた者のみ行き来できる空間

Lv.2⇒Lv.3: テンキー式電気錠

注) テンキー式電気錠・特殊認証は【添付資料4-2】「各室性能表」の「鍵の管理」による。

- (2) 防犯・入退館管理装置用設定端末及び各官署間セキュリティ

- a. 官署間のセキュリティはLv.0~Lv.1の部分以外は官署間をまたがない。  
(官署毎の独立とする。)
- b. 各官署毎に設定変更ができる。官署毎の管理部門において運用の確認等ができる。
- c. 設定用端末のログイン等はICカード+設定専用ICカード等による複数の  
組合せとすること。また、必要端末を各官署に設ける。

- d. 監視カメラ等の通信機器と連携する。  
監視カメラとの連携は、防犯・入退館管理装置側で異常を感知した際に、4号館中央監視室のモニターに優先的に異常箇所の映像を映し出すものとする。
- e. 設定用端末に必要な機能設定後は共用部運用とし各官署設定内容をマスク等した運用とする。また設定用端末のログイン等はICカード+設定専用ICカード等による複数の組合せとする。
- f. 設定用端末の不具合等によりシステム全体運用に影響を与えない構成とする。
- g. 防犯機器と連動により、機械警備等が行えるようにする。
- h. 瞬時電圧低下等により機能停止を招かぬよう、停電対策を行う。
- i. 商用電源途絶時においても機能を確保する。
- j. 電気錠等の異常情報を庁舎平面簡易地図化したもの表示できる。
- k. 必要なログの記録および設定情報等が保存できる。

### (3) 電気錠、ICカードリーダー

- a. 電気錠毎にICカードリーダーを設ける。(出入口両方)
- b. ICカードリーダーの種類は【添付資料4-2-4】「建築：扉の鍵の管理」の管理方式、管理方法による。
- c. ICカード毎及びICカードリーダー毎に設定が可能なこと。
- d. 最終退庁箇所で防犯設備と連動する場合は、機械警備のセット並びに解除ボタンを設ける。
- e. 機能の詳細及び運用方法は提案による。参考までに具体的な一例を以下に示す。
  - (a)入退室等の記録ができる。
  - (b)フラッパーゲートで、入館記録が無いICカードで執務室等に入室時は警報等を行い、当該扉の電気錠を解錠しないことができる。
  - (c)ICカードリーダー毎に設定できる
  - (d)グループ管理ができる。
  - (d) 火災報知装置と連動し電気錠をパニックオープン(パニッククローズ)等できる。
- f. ICカードリーダーは「ISO/IEC1443近接型TypeB」を読むことが可能なものを設ける。

(4) 鍵ボックス (鍵BOX)

- a. 鍵ボックス (鍵BOX) で管理を行う鍵の設置箇所は【添付資料4-2】「各室性能表」による。
- b. 鍵ボックス (鍵BOX) は各官署ごと (各階) に設置して管理する。
- c. 職員が鍵ボックス (鍵BOX) 用のキーを所有し、登退庁時に鍵ボックス (鍵BOX) を開閉し鍵の出し入れを行う。

(5) セキュリティゲート (フラッパーゲート)

- a. I Cカード等で開閉する。
- b. フラッパーゲートにガラス等を行う場合は衝突時の安全確保や飛散防止の措置を行い、必要に応じガラス面に衝突防止サインを設置する。
- c. 容易に乗り越えができない対策を行う。
- d. 参考までに具体的な一例を以下に示す。

フラッパーゲート通過時次の異常時等は当該画像を監視カメラで一定時間ロック、ポップアップ等の動作を行い、ゲート自身も警報等を発報する。

- (a)失効等している I Cカード等検知
  - (b)二人以上による道連れ通過
  - (c) I Cカード等をかざさずに通過
  - (d)通過時途中で逆戻り
  - (e)その他異常が発生した時等
- e. 共通発行管理システムと連携する。

(6) 設備諸室

- a. 通信系 E P S 管理は次による。
  - (a)出入口扉はL v. 2 管理とする。
  - (b)通信盤類は原則としてL v. 3 管理とする。
  - (c) 各官署専用通信ケーブル類は容易に切断、盗聴等できない対策をおこなう。
  - (d)通信用 E P S、M D F 室等に当たる部分は可能な限り官署毎に独立もしくは独立した専用盤等とする。
- b. 前項以外の設備諸室の扉の管理は原則としてL v. 2 入口とする。
- c. 扉近傍に電気錠及び I C カードリーダー (出入口) を設置し必要な設定を行う。
- d. 盤類等の鍵は (4) 鍵ボックス (鍵BOX) b. による。

添付資料4-17 附帯設備等に係る要求水準

設置場所	名称	所要数	仕様 ( ) は参考寸法等を示す。
中国総合通信局			
一般事務室 1	カウンター(PFI事業外)	適宜	
	壁面収納(PFI事業外)	適宜	両開き書庫。窓面以外の壁面に設置可能なだけ設置する。
	給湯スペース	適宜	局長来局時にお茶等準備出来る場所を総務部付近に希望
一般事務室 2	天吊モニター(PFI事業外)	4台 (各部1台)	60インチ。架台はPFI事業内。
	壁面収納(PFI事業外)	適宜	両開き書庫。窓面以外の壁面に設置可能なだけ設置する。
会議室 (机・椅子収納スペース含む)	移動間仕切り	1か所	45㎡程度と45㎡程度に分割。
	机 (PFI事業外)	18個	(W1,800×D600) 二つ折タイプ。
	椅子 (PFI事業外)	120脚 (最大)	(W580×D560) スタッキングタイプ。
	専用ドローリー (PFI事業外)	4台	(W630×L1,000) 30脚/台。
	プロジェクター (PFI事業外)	1か所	天吊り。架台、空配管はPFI事業内。
	スクリーン (PFI事業外)	1か所	天吊り。手動式150インチ。
	スクリーンボックス	1か所	
	モニター (PFI事業外)	1台	壁掛け。50～70インチ。架台、空配管はPFI事業内。
	スピーカー (PFI事業外)	適宜	架台、空配管はPFI事業内。
監測室	マイク (PFI事業外)	適宜	架台、空配管はPFI事業内。
	壁面収納	8台	(W900×D450×H2100 58kg/台) 両開き書庫。
	下足箱	1か所	(W1,200×D400×H1,200)12足分程度。
機器保管室	天吊モニター(PFI事業外)	3台	60インチ。架台はPFI事業内。
	壁面収納	4台	(W900×D450×H2100 58kg/台) 両開き書庫。
シールドルーム (前室のみ)	耐震ラック(PFI事業外)	適宜	数量は、部屋の大きさにより適宜とする。
	壁面収納	3台	(W900×D450×H2100 58kg/台) 両開き書庫。
図書室	移動式書架	適宜	6段2連、(D1,900)手動。 数量は部屋の大きさにより検討する。
男子更衣室 (ロッカールーム)	ロッカー(PFI事業外)	28か所	(W900×D515×H1,790)3連 28か所 (増減あり) 又は、(W900×D515×H1,790)4連 22か所 (増減あり) ※部屋のスペースにより決定。
女子更衣室 (ロッカールーム)	ロッカー(PFI事業外)	6か所	(W900×D515×H1,790) 3 連 6か所 (増加あり)
原簿保管室 1 (情報通室部/放送部)	移動式書架	10台	6 段 2 連 (W1,930×D852×H2,284) 手動。 数量は部屋の大きさにより変更あり。
原簿保管室 2 (無線通信部)	移動式書架	12台	6 段 2 連 (W1,930×D852×H2,284) 手動。 数量は部屋の大きさにより変更あり。
原簿保管室 3 (電波監理部)	移動式書架	5台	6 段 2 連 (W1,930×D852×H2,284) 手動。 数量は部屋の大きさにより可能な数を設置。
電算室 (3システム共用)	壁面収納	適宜	両開き書庫。窓面以外の壁面に設置可能なだけ設置する。
テレビ会議室	プロジェクター (PFI事業外)	1か所	天吊り。架台、空配管はPFI事業内。
	スクリーン (PFI事業外)	1か所	天吊り。手動式150インチ。
	スクリーンボックス	1か所	
倉庫(総務部総務課)	棚(PFI事業外)	適宜	固定式
倉庫(総務部財務課)	棚(PFI事業外)	適宜	固定式
倉庫 1	棚(PFI事業外)	適宜	固定式
倉庫 2	棚(PFI事業外)	適宜	固定式

添付資料4-17 附帯設備等に係る要求水準

設置場所	名称	所要数	仕様（ ）は参考寸法等を示す。
中国四国厚生局 健康福祉部等			
健康福祉部長室	壁面収納	厚生局全体で80個	両開き書庫。数量は部屋の大きさにより適宜とし、厚生局全体で80個となるように設置する。
年金管理官室	壁面収納	厚生局全体で80個	両開き書庫。数量は部屋の大きさにより適宜とし、厚生局全体で80個となるように設置する。
健康福祉部 (男女更衣室及び休憩室含む)	壁面収納	厚生局全体で80個	両開き書庫。数量は部屋の大きさにより適宜とし、厚生局全体で80個となるように設置する。
	移動式保管庫 (PFI事業外)		2列タイプ壁面収納のみ、既存庁舎より移設。
	ロッカー(PFI事業外)	67個	(W900×D520×H1950)3名用。男性45個、女性22個。
	カウンター(PFI事業外)	適宜	既存庁舎のものを移設。
年金部門	壁面収納	厚生局全体で80個	両開き書庫。数量は部屋の大きさにより適宜とし、厚生局全体で80個となるように設置する。
	カウンター(PFI事業外)	適宜	既存庁舎のものを移設。
	鍵付き扉(PFI事業外)	適宜	カウンターとの間。
社会保険審査官室	壁面収納	厚生局全体で80個	両開き書庫。数量は部屋の大きさにより適宜とし、厚生局全体で80個となるように設置する。
	移動式保管庫 (PFI事業外)		2列タイプ壁面収納のみ、既存庁舎より移設。
	カウンター(PFI事業外)	適宜	既存庁舎のものを移設。
審議会室	壁面収納	厚生局全体で80個	両開き書庫。数量は部屋の大きさにより適宜とし、厚生局全体で80個となるように設置する。
専用会議室	壁面収納	厚生局全体で80個	両開き書庫。数量は部屋の大きさにより適宜とし、厚生局全体で80個となるように設置する。
倉庫	壁面収納	厚生局全体で80個	両開き書庫。数量は部屋の大きさにより適宜とし、厚生局全体で80個となるように設置する。
広島労働局 職業安定部			
事務室A・B・C (相談コーナー・作業コーナーを含む)	金庫		(W620×D630×H1020) 重量不明：約300kgと推定。
大会議室	移動間仕切り	1か所	45㎡と50㎡程度に分割
	プロジェクター (PFI事業外)	1か所	天吊。
	スクリーン (PFI事業外)	1か所	サイズは適宜とする。
	スクリーンボックス	1か所	
	スピーカー (PFI事業外)	適宜	
	マイク (PFI事業外)	適宜	
書庫/倉庫	移動式書架	適宜	5段(H2, 100×W1, 800×D450) 200kg/段, 手動を可能な限り多数設置(ファイルメーターを多く確保)。固定書架は不要、通路幅指定なし。

添付資料4-17 附帯設備等に係る要求水準

設置場所	名称	所要数	仕様（ ）は参考寸法等を示す。
中国地方整備局 統括防災官室等			
高規格道路管理センター	パーティション (PFI事業外)	適宜	夜間は休憩室（60m2程度）を3等分し、昼間は複数の打合せスペースとするために設置する。
	モニター (PFI事業外)	未定	天吊。架台はPFI事業内。将来用。
災害対策室	壁面収納 (PFI事業外)	適宜	両開き書庫。
	モニター (PFI事業外)	14台	天吊もしくは壁掛。49インチ。架台はPFI事業内。
記者会見室	移動間仕切り	1か所	整備局会議室側。
	モニター (PFI事業外)	2台	天吊もしくは壁掛。49インチ。架台はPFI事業内。
河川情報管理室	壁面収納 (PFI事業外)	適宜	両開き書庫。
	移動間仕切り	1か所	災害対策室側。表装はホワイトボード(マグネット対応)仕様とする。
	モニター (PFI事業外)	未定	天吊。架台はPFI事業内。将来用。
道路情報管理室	壁面収納 (PFI事業外)	適宜	両開き書庫。
	移動間仕切り	1か所	災害対策室側。表装はホワイトボード(マグネット対応)仕様とする。
	モニター (PFI事業外)	未定	天吊。架台はPFI事業内。将来用。
電算室 (SE常駐場所)	ロッカー	7か所	ガラス引戸付き。2段積 (上段：W1,760×D500×H880 下段：W1,760×D500×H970(土台込み))
	収納ラック	1か所	(W880×D500×H1,805)
	下足入れ	1か所	40人分必要。
統括防災官室	カウンター (PFI事業外)	適宜	
	更衣ロッカー (PFI事業外)	適宜	
	金庫	1か所	(W370XD320XH463) 重量140kg (EIKO CSG-65E)
	モニター (PFI事業外)	3台	天吊。49インチ程度。架台のみPFI事業内。
	移動式書類保管庫 (PFI事業外)	1か所	11連・6段・(D800)横引 手動
	打合せテーブル	1か所	
統括防災官個室	モニター (PFI事業外)	1台	天吊もしくは壁掛。将来用。架台はPFI事業内。
総括防災調整官個室	モニター (PFI事業外)	1台	天吊もしくは壁掛。将来用。架台はPFI事業内。
用地部長室	書類保管庫 (PFI事業外)	1か所	2連・7段・(D450)
用地調整官室	書類保管庫 (PFI事業外)	1か所	2連・3段・(D450)
用地調査官室	書類保管庫 (PFI事業外)	1か所	2連・3段・(D450)
用地部事務室	移動式書類保管庫 (PFI事業外)	1か所	11連・6段・(D800)横引 手動
	書類保管庫 (PFI事業外)	3か所	9連・7段・(D450)：壁付け。 15連・3段・(D400)：通路の仕切り、事務机付近に設置。 12連・3段・(D450)：通路の仕切り、事務机付近に設置。
	打合せテーブル	1か所	
用地部書庫	移動式書架	1か所	4連・7段・(W380×H270×D520) 4列 手動
整備局会議室	プロジェクター (PFI事業外)	適宜	
	スクリーン (PFI事業外)	適宜	
	スクリーンボックス (PFI事業外)	適宜	
	スピーカー (PFI事業外)	適宜	
	マイク (PFI事業外)	適宜	
備蓄物品庫	スチール製収納棚 (PFI事業外)	適宜	

添付資料4-17 附帯設備等に係る要求水準

設置場所	名称	所要数	仕様（ ）は参考寸法等を示す。
広島東税務署			
署長室	壁面収納(PFI事業外)	適宜	両開き書庫。
	カーテンボックス	適宜	
筆頭副署長室	壁面収納(PFI事業外)	適宜	両開き書庫。
副署長室1	壁面収納(PFI事業外)	適宜	両開き書庫。
副署長室2	壁面収納(PFI事業外)	適宜	両開き書庫。
一般事務室1(個人ほか)	壁面収納	20台	スライド収納庫6段2連複式(D330mm)手動
一般事務室2 (窓口業務ほか)	壁面収納	16台	スライド収納庫6段2連複式(D330mm)手動
	カウンター	2箇所	(L1, 500)
一般事務室3(法人ほか)	壁面収納	20台	スライド収納庫6段2連複式(D330mm)手動
一般事務室4(総務ほか)	壁面収納	20台	スライド収納庫6段2連複式(D330mm)手動
男子更衣室	ロッカー(PFI事業外)	人数分	(W900×D515×H1,790)3名用。2段式6名/台でも可。
女子更衣室	ロッカー(PFI事業外)	人数分	(W900×D515×H1,790)3名用。2段式6名/台でも可。
給湯室	ミニキッチン	1か所	
会議室	移動間仕切り	1か所	136㎡と64㎡程度に分割。
	スクリーン(PFI事業外)	1か所	サイズは適宜とする。
	スクリーンボックス	1か所	
耐火書庫1	移動書架	34台	17台：6段6連複式(D330) 17台：6段4連複式(D330)
	金庫	1台	(W610×D630×H955)230kg
耐火書庫2	移動書架	34台	17台：6段6連複式(D330) 17台：6段4連複式(D330)

添付資料4-17 附帯設備等に係る要求水準

設置場所	名称	所要数	仕様（ ）は参考寸法等を示す。
共用部			
エントランスホール	カウンター	1か所	ハイカウンター+車いす対応用ローカウンター
共用会議室（大）	映像・音響設備等	—	【添付資料4-20】「映像・音響設備等一覧」による
	電話機	1台	
	スクリーン	1台	天井設置
	時計	1台	
共用会議室（中）	電話機	1台	
	時計	1台	
	移動間仕切り	1箇所	共用会議室（小）側
共用会議室（小）	電話機	1台	
	時計	1台	
授乳室	給湯設備	1台	授乳用温水器
	間仕切りカーテン	1か所	
	時計	1台	
備蓄倉庫	ネットフェンス	適宜	官署専用エリア（4官署）及び倉庫内通路を仕切る。
受付巡視・庁務員室	電話機	1台	内線電話含む
	インターフォン	1台	（外玄関との連絡用（閉庁日に開放しない入口があり、設置する必要がある場合のみ）。）
	個別空調設備	計画面積	
	メールボックス	適宜	鍵付き。（官署の郵便物保管用。）
	新聞入れ	適宜	（官署の新聞保管用。）
	キーボックス	適宜	（官署専用エリア及び共用会議室等の鍵の保管用。）
便所	便座クリーナー ディスペンサー	適宜	1か所/個室。手動。
	オストメイト	適宜	多目的便所に設置。
	ベビーシート	適宜	多目的便所に設置。
中央監視室（電気保守控室）	個別空調設備	計画面積	
設備保守控室	個別空調設備	計画面積	
屋上	洗濯機パン	1台	
	物干し竿釣りフック	2セット	

・共用部、専用部に消火器、消火器スタンドを適宜設置すること。

## 構内交換機要件

## 1. 共通事項

- (1) 防災棟用の構内交換機は官署用で一部設置し、それ以外は既設4号館共用構内交換機または既存棟の官署用構内交換機を流用する。
- (2) 既設4号館共用構内交換機は、防災棟建築時に更新予定があり、更新後は、防災棟構内交換機と、CCIS (Common Channel Interoffice Signaling) で、No.7 信号方式を利用した局間信号方式を使用し、局間の通話を行えること。
- (3) 既設4号館共用構内交換機は、既設4号館に入居している課と防災棟に入居する課において、外線内線相互転送できる仕様を有する。
- (4) 既設4号館共用構内交換機は、基本サービス機能・個別機能を有する。

## ・基本サービス機能

保留音送付、ハウラ音自動送付、内線代表、代理応答、固定短縮ダイヤル、局線着信転送、サービスクラス、コールバックトランスファ、警報表示、局線着信表示、番号通知機能

## ・個別機能

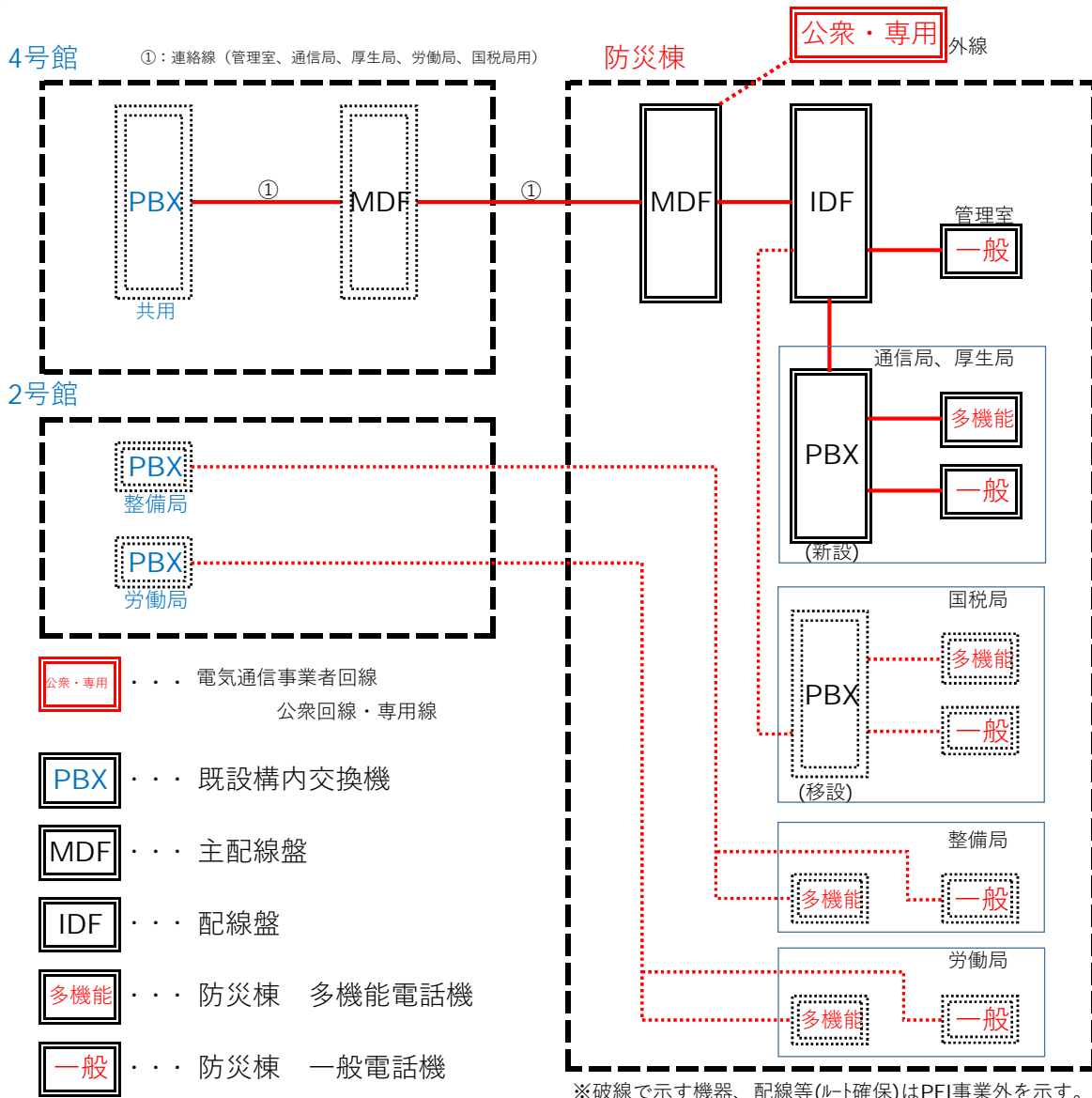
局線中継台方式  
 夜間切り替え機能(回線単位)  
 留守番電話機能  
 発信者番号通知対応  
 通話録音装置(回線単位)  
 課金装置  
 専用線特番対応

## 2. 機器・配線に関する事項

- (1) 既存構内交換機(4号館MDF)から防災棟(MDF)間はEM-CCPケーブルで接続する。
- (2) 防災棟(MDF)から防災棟(各IDF)間はEM-構内ケーブルで接続する。
- (3) 防災棟(各階IDF)から各階 電話機間はEM-ICTケーブルで接続する。

3. システム構成

(1) 基本構成イメージは次のとおりとする。



4. 入居官署電話契約局数

(1) 各入居官署の電話契約局数は次のとおりとする。

官署名		外線			内線(電話機)				備考
		アナログ	光回線	回線	多機能内線		一般内線	公衆	
					停電	多機能			
01	管理室	2		回線			3	回線	PFI事業内
02	通信局	10	24	回線	18	101		回線	PFI事業内 4号館と3回線接続
03	厚生局	14	16	回線	7	62	2	回線	PFI事業内 4号館と3回線接続
04	労働局	40		回線	3	22	100	回線	PFI事業外 4号館と3回線接続
05	整備局	23		回線				回線	PFI事業外
06	国税局	45		回線	19	104	25	回線	PFI事業外 4号館と4回線接続
07	共用部	1		回線				回線	
合計		175		回線	47	289	130	回線	

以下、入居官署工事の機器への電源供給のための、配線、スペースを確保する。ただし、専用盤より電源供給する機器の配線は、PFI事業外とする。

## 中国総合通信局

室名又は部位	負荷名称	負荷容量 (kVA)	台数	電気方式	コンセント形状又は機器直接接続	発電機回路	UPS回路	備考
局長室	プリンタ (モノクロ)	0.975	1	単相100V	2P15AE	○	×	
	PC	0.075	8	単相100V	2P15AE	○	×	
	テレビ	0.526	1	単相100V	2P15AE	○	×	
総務部長室	プリンタ (モノクロ)	0.975	1	単相100V	2P15AE	○	×	
	PC	0.075	5	単相100V	2P15AE	○	×	
	テレビ	0.161	1	単相100V	2P15AE	○	×	
情報通信部長室	プリンタ (モノクロ)	0.975	1	単相100V	2P15AE	○	×	
	PC	0.075	5	単相100V	2P15AE	○	×	
	テレビ	0.161	1	単相100V	2P15AE	○	×	
放送部長室	プリンタ (モノクロ)	0.975	1	単相100V	2P15AE	○	×	
	PC	0.075	5	単相100V	2P15AE	○	×	
	テレビ	0.161	1	単相100V	2P15AE	○	×	
無線通信部長室	プリンタ (モノクロ)	0.975	1	単相100V	2P15AE	○	×	
	PC	0.075	5	単相100V	2P15AE	○	×	
	テレビ	0.161	1	単相100V	2P15AE	○	×	
電波監理部長室	プリンタ (モノクロ)	0.975	1	単相100V	2P15AE	○	×	
	PC	0.075	5	単相100V	2P15AE	○	×	
	テレビ	0.161	1	単相100V	2P15AE	○	×	
一般事務室 1	複合機 (リコーMPC5504)	1.5以下	3	単相100V	2P15AE	×	×	
	複合機 (リコーMPC5004)	1.5以下	1	単相100V	2P15AE	○	×	総務部
	複合機 (リコーMPC8003)	2以下	3	単相100V (2本使用)	2P15AE	×	×	
	複合機 (リコーMPC7503)	1.5以下	1	単相100V	2P15AE	×	×	
	プリンタ (リコーSP6420M)	0.975以下	10	単相100V	2P15AE	×	×	
	電気ポット	0.950	3	単相100V	2P15A	×	×	
	電気ポット	0.950	1	単相100V	2P15A	○	×	総務部
	FAX	0.89以下	1	単相100V	2P15AE	○	×	総務部
	PC	0.075	20	単相100V	2P15AE	○	×	総務部
	テレビ	0.161	1	単相100V	2P15AE	○	×	総務部

## 中国総合通信局

室名又は部位	負荷名称	負荷容量 (kVA)	台数	電気方式	コンセント形状又は機器直接接続	発電機回路	UPS回路	備考
一般事務室2	複合機 (リコーMPC5504)	1.5以下	1	単相100V	2P15AE	×	×	
	プリンタ (リコーSP6420M)	0.975以下	3	単相100V	2P15AE	×	×	
	電気ポット	0.950	1	単相100V	2P15A	×	×	
	プリンタ (モノクロ)	0.975	1	単相100V	2P15AE	○	×	
	PC	0.075	5	単相100V	2P15AE	○	×	
	テレビ	0.161	1	単相100V	2P15AE	○	×	
会議室	複合機	1.500	1	単相100V	2P15AE	○	×	
	モニター	0.195	1	単相100V	2P15AE	○	×	壁掛け
	テレビ	0.161	1	単相100V	2P15AE	○	×	
	PC	0.075	25	単相100V	2P15AE	○	×	
監視室	監視装置用UPS	1.000	3	単相100V	L5-15R	○	○	
電算室 (3システム 共用)	DEURASサーバー	30.000	1	AC100V	L5-30R	○	×	200kg
	PARTNER回線接続ルータ	0.370	2	単相100V	2P15A	○	×	8.2kg
	PARTNERコアスイッチ	0.250	2	単相100V	2P15A	○	×	4kg
	PARTNERファイアウォール	0.060	2	単相100V	2P15A	○	×	5kg
	PARTNER ONU	0.310	2	単相100V	2P15AE	○	×	数量：12コンセント
	総務省LAN拠点サーバー	0.671	1	単相100V	2P15AE	○	×	数量：15コンセント
	総務省LANプリンタ (免許状等印刷用高速印刷機)	1.5以下	1	単相100V	2P15AE	○	×	数量：12コンセント
印刷室	リコーMPC8003	2.000	1	単相100V 2本使用	2P15AE	×	×	
テレビ会議室	複合機	1.500	1	単相100V	2P15AE	○	×	
	モニター	0.195	1	単相100V	2P15AE	○	×	
	テレビ	0.161	1	単相100V	2P15AE	○	×	
	PC	0.075	16	単相100V	2P15AE	○	×	

## 注 記

「業務要求水準書」、【添付資料4-9】「主要諸室の性能特記事項」に数量及び仕様の記載がある場合は、「業務要求水準書」、【添付資料4-9】「主要諸室の性能特記事項」の数量及び仕様を優先する。

以下、入居官署工事の機器への電源供給のための、配線、スペースを確保する。ただし、専用盤より電源供給する機器の配線は、PFI事業外とする。

中国四国厚生局 健康福祉部等

室名又は部位	負荷名称	負荷容量 (kVA)	台数	電気方式	コンセント形状又は機器直接接続	発電機回路	UPS回路	備考
健康福祉部	業務PC	0.130	6	単相100V	2P15AELK	○	×	ノートPC
	プリンタ	1.500	1	単相100V	2P15AELK	○	×	卓上
	テレビ	0.042	1	単相100V	2P15AELK	○	×	小型
	電気ポット	0.985	1	単相100V	2P15AELK	○	×	
	ネットワーク機器（サーバー関係）	0.980	2	単相100V	2P15AELK	○	○	
年金部門	社会保険オンラインシステム関係機器	1.500	1	単相100V	2P15AELK	○	×	

注 記

「業務要求水準書」、【添付資料4-9】「主要諸室の性能特記事項」に数量及び仕様の記載がある場合は、「業務要求水準書」、【添付資料4-9】「主要諸室の性能特記事項」の数量及び仕様を優先する。

以下、入居官署工事の機器への電源供給のための、配線、スペースを確保する。ただし、専用盤より電源供給する機器の配線は、PFI事業外とする。

広島労働局 職業安定部

室名又は部位	負荷名称	負荷容量 (kVA)	台数	電気方式	コンセント形状又は機器直接接続	発電機回路	UPS回路	備考
職業安定部長室	職員端末	0.045	1	単相100V	3P(平行2PE)	○	×	
	大型プリンタ	1.3	1	単相100V	3P(平行2PE)	○	×	
	SHUB	0.0072	1	単相100V	2P15AE	○	×	
事務室A・B・C (相談コーナー・作業コーナーを含む)	職員端末	0.045	63	単相100V	3P(平行2PE)	×	×	ADAMS II 専用端末2台含む。
	職員端末	0.045	10	単相100V	3P(平行2PE)	○	×	事務室Aのみ
	後方端末	0.125	39	単相100V	3P(平行2PE)	×	×	
	大型プリンタ	1.3	4	単相100V	3P(平行2PE)	×	×	1台増設予定。
	大型プリンタ	1.3	1	単相100V	3P(平行2PE)	○	×	事務室Aのみ
	小型プリンタ	0.9	13	単相100V	3P(平行2PE)	×	×	
	大型ディスプレイ	0.03	1	単相100V	3P(平行2PE)	×	×	
	SHUB	0.0072	12	単相100V	前掲	×	×	HPE 5140 8G 2SFP 2GT E1 SW R8J42A
	SHUB	0.0072	13	単相100V	前掲	○	×	事務室Aのみ
大会議室	職員端末	0.045	8	単相100V	3P(平行2PE)	×	×	事務室内のPCを持ち運び使用。
	SHUB	0.0072	2	単相100V	前掲	×	×	HPE 5140 8G 2SFP 2GT E1 SW R8J42A (1台増設予定)
通信機械室	メインラック	20A×4回路	1	単相100V	NEMA5-15(平行2PE)	○	○	災害時も稼働する。
	統合ネットワーク (上段)	0.0677	1	単相100V	不明	○	×	災害時も稼働する。機器8台、コンセント8口。
	都道府県LAN (下段)	0.09	1	単相100V	NEMA5-15(平行2PE)	○	×	L3スイッチ×2機及びL2スイッチ×1機
	個別エアコン	不明	1	200V	不明	○	×	壁・天井内の為不明。(H23設置。既存は使用せず、移転時新規調達予定。)
事務機械室	共用端末	0.125	3	単相100V	3P(平行2PE)	×	×	
	大型OCR	0.265	3	単相100V	3P(平行2PE)	×	×	
	ドットインパクトプリンタ	0.465	3	単相100V	3P(平行2PE)	×	×	
	大型プリンタ	1.3	2	単相100V	3P(平行2PE)	×	×	
	SHUB	0.0072	2	単相100V	前掲	×	×	HPE 5140 8G 2SFP 2GT E1 SW R8J42A
雇用保険電子申請センター	職員端末	0.045	5	単相100V	3P(平行2PE)	×	×	
	後方端末	0.125	16	単相100V	3P(平行2PE)	×	×	
	大型プリンタ	1.3	1	単相100V	3P(平行2PE)	×	×	
	小型プリンタ	0.9	11	単相100V	3P(平行2PE)	×	×	
	大型ディスプレイ	0.03	21	単相100V	3P(平行2PE)	×	×	
	小型ラック	0.09	1	単相100V	NEMA5-15(平行2PE)	×	×	
	SHUB	0.0072	5	単相100V	前掲	×	×	HPE 5140 8G 2SFP 2GT E1 SW R8J42A

注 記

「業務要求水準書」、【添付資料4-9】「主要諸室の性能特記事項」に数量及び仕様記載がある場合は、「業務要求水準書」、【添付資料4-9】「主要諸室の性能特記事項」の数量及び仕様を優先する。

以下、入居官署工事の機器への電源供給のための、配線、スペースを確保する。ただし、専用盤より電源供給する機器の配線は、PFI事業外とする。

中国地方整備局 統括防災官室等

室名又は部位	負荷名称	負荷容量 (kVA)	台数	電気方式	コンセント形状又は機器直接続	発電機回路	UPS回路	備考
高規格道路管理センター	複合機	1.500	2	単相100V	2P20AE	○	×	
	床下共通コンセント (PC用)	3.000	6	単相100V	2P30AE	○	×	
	大型情報表示装置	1.000	30	単相100V	2P20AE	○	○	・大型情報表示装置： W8,558×D800×H3,262 (3,301kg)将来横方向に増設予定あり。 ・機器収容ラック： W600×D1,117×H2,000 (525kg)
	行政系LAN装置	1.000	4	単相100V	2P20AE	○	○	
	電気ポット	1.000	3	単相100V	2P15A	×	×	
	電子レンジ	0.700	1	単相100V	2P15A	×	×	
	冷蔵庫	0.200	1	単相100V	2P15A	×	×	
災害対策室	複合機	1.500	3	単相100V	2P15AE	○	×	
	電気ポット	1.000	3	単相100V	2P15A	×	×	
	電子レンジ	0.700	1	単相100V	2P15A	×	×	
	大型モニター	0.360	32以上	単相100V	2P15AE	○	○	W7,339×H3,262×D800 (55インチモニター18面分(縦3面×横6面))(機器質量合計約3,300kg想定)(将来増設予定あり)
	冷蔵庫	0.200	1	単相100V	2P15A	×	×	
	サーバー・通信機器	5.300	一式	要調査	2P15AE	○	○	将来を含め調査が必要。
記者会見室	大型モニター	0.360	2以上	単相100V	2P15AE	○	○	
	テレビ会議、PC等	1.000	一式	単相100V	2P15A	○	○	
	通信機器	1.000	一式	単相100V	2P15AE	○	○	
河川情報管理室	複合機	1.500	3	単相100V	2P15AE	○	×	
	冷蔵庫	0.200	1	単相100V	2P15AE	×	×	
	電気ポット	1.000	1	単相100V	2P15A	×	×	
	電子レンジ	0.700	1	単相100V	2P15A	×	×	
	大型モニター	0.360	6以上	単相100V	2P15AE	○	○	W7,339×H3,262×D800 (55インチモニター18面分(縦3面×横6面))(機器質量合計約3,300kg想定)(将来増設予定あり)
道路情報管理室	複合機	1.500	3	単相100V	2P15AE	○	×	
	冷蔵庫	0.200	1	単相100V	2P15AE	×	×	
	電気ポット	1.000	1	単相100V	2P15A	×	×	
	電子レンジ	0.700	1	単相100V	2P15A	×	×	
	大型モニター	0.360	6以上	単相100V	2P15AE	○	○	W5,000×H3,000×D1,000程度(機器質量合計約2,000kg想定)(今後更新する機材の変更等により、寸法の変更も想定される。)

## 中国地方整備局 統括防災官室等

室名又は部位	負荷名称	負荷容量 (kVA)	台数	電気方式	コンセント形状又は 機器直接接続	発電機 回路	UPS 回路	備考
電算室 (SE常駐場所)	複合機	1.500	2	単相100V	2P20AE	○	×	
	床下共通コンセント (PC用)	3.000	6	単相100V	2P30AE	○	×	
電算室 (サーバー 室等)	-	100KVA 3台分の負 荷容量とし、無停 電電源装置は発電 機回路とする。(3 台の内1台 は将来用 とする。)	-	-	-	○	○	【参考資料4-16】「中国 地方整備局統括防災官室等 電算室 電源管理」参照。
統括防災官室	複合機	1.500	2	単相100V	2P15AE	○	×	
	冷蔵庫	0.200	1	単相100V	2P15A	×	×	
	電気ポット	1.000	1	単相100V	2P15A	×	×	
	電子レンジ	0.700	1	単相100V	2P15A	×	×	
	大型モニター	0.360	4	単相100V	2P15AE	○	○	将来を含め調査が必要。
	PC・通信機器等	3.000	一式	単相100V	2P15AE	○	○	将来を含め調査が必要。
統括防災官個室	プリンタ	1.500	1	単相100V	2P15AE	○	○	
	シュレッダー	0.800	1	単相100V	2P15AE	○	○	
	会議用モニター	0.300	1	単相100V	2P15AE	○	○	
総括防災 調整官個室	プリンタ	1.500	1	単相100V	2P15AE	○	○	
	シュレッダー	0.800	1	単相100V	2P15AE	○	○	
	会議用モニター	0.300	1	単相100V	2P15AE	○	○	
用地部長室	プリンタ	1.500	1	単相100V	2P20AE	×	×	
	シュレッダー	0.800	1	単相100V	2P20AE	×	×	
	会議用モニター	0.300	1	単相100V	2P15A	×	×	
用地調整官室	プリンタ	1.500	1	単相100V	2P20AE	×	×	
	シュレッダー	0.800	1	単相100V	2P20AE	×	×	
用地調査官室	プリンタ	1.500	1	単相100V	2P20AE	×	×	
	シュレッダー	0.800	1	単相100V	2P20AE	×	×	
用地部事務室	プリンタ	1.500	3	単相100V	2P20AE	×	×	
	電気ポット	1.000	3	単相100V	2P20	×	×	
	シュレッダー	0.800	1	単相100V	2P20AE	×	×	
	PC・通信機器等	3.000	一式	単相100V	2P15AE	○	○	

## 注 記

「業務要求水準書」、【添付資料4-9】「主要諸室の性能特記事項」に数量及び仕様の記載がある場合は、「業務要求水準書」、【添付資料4-9】「主要諸室の性能特記事項」の数量及び仕様を優先する。

以下、入居官署工事の機器への電源供給のための、配線、スペースを確保する。ただし、専用盤より電源供給する機器の配線は、PFI事業外とする。

## 広島東税務署

室名又は部位	負荷名称	負荷容量 (kVA)	台数	電気方式	コンセント形状又は 機器直接統	発電機 回路	UPS 回路	備考
署長室	プリンタ	1.220	1	単相100V	2P15AE	○	×	
	シュレッダー	0.390	1	単相100V	2P15AE	○	×	
	Web用テレビ	0.100	1	単相100V	FL-50U3130	○	×	
	パソコン	0.100	1	単相100V	2P15AE	○	×	
筆頭副署長室	プリンタ	1.220	1	単相100V	2P15AE	×	×	
	シュレッダー	0.320	1	単相100V	2P15AE	×	×	
	Web用テレビ	0.100	1	単相100V	FL-43U3130	×	×	
副署長室1	プリンタ	1.220	1	単相100V	2P15AE	×	×	
	シュレッダー	0.320	1	単相100V	2P15AE	×	×	
	Web用テレビ	0.100	1	単相100V	FL-43U3130	×	×	
副署長室2	プリンタ	1.220	1	単相100V	2P15AE	×	×	
	シュレッダー	0.320	1	単相100V	2P15AE	×	×	
	Web用テレビ	0.100	1	単相100V	FL-43U3130	×	×	
一般事務室1 (個人ほか)	コピー	1.500	2	単相100V	2P15AE	×	×	
	シュレッダー	0.730	3	単相100V	2P15AE	×	×	
	プリンタ	1.220	12	単相100V	2P15AE	×	×	
一般事務室2 (窓口業務 ほか)	コピー	1.500	1	単相100V	2P15AE	×	×	
	コピー	1.500	1	単相100V	2P15AE	○	×	
	シュレッダー	0.620	2	単相100V	2P15AE	×	×	
	シュレッダー	0.620	1	単相100V	2P15AE	○	×	
	プリンタ	1.220	12	単相100V	2P15AE	×	×	
	プリンタ	1.220	1	単相100V	2P15AE	○	×	
	パソコン	0.100	2	単相100V	2P15AE	○	×	
一般事務室3 (法人ほか)	コピー	1.500	2	単相100V	2P15AE	×	×	
	シュレッダー	0.620	3	単相100V	2P15AE	×	×	
	プリンタ	1.220	14	単相100V	2P15AE	×	×	
一般事務室4 (総務ほか)	コピー	1.500	1	単相100V	2P15AE	×	×	
	シュレッダー	0.620	2	単相100V	2P15AE	×	×	
	プリンタ	1.220	3	単相100V	2P15AE	×	×	
KSK事務機械室	漢字ラインプリンタ	1.500	1	単相100V	2P15AE	×	×	W686×D700×H1050 115kg
	プリンタ	0.685	2	単相100V	2P15AE	×	×	

広島東税務署

室名又は部位	負荷名称	負荷容量 (kVA)	台数	電気方式	コンセント形状又は機器直接接続	発電機回路	UPS回路	備考
KSKサーバー室	局署NAS装置	1.500	1	単相100V	3極ストレート	×	×	床下
	局署NAS用UPS	1.500	1	単相100V	3極ストレート	×	×	床下
	インターネット通信機器	1.500	1	単相100V	3極ストレート	×	×	床下
	L2スイッチ（インターネット用）	1.500	1	単相100V	3極ストレート	×	×	床下
	L3スイッチ・基幹HUBラック電源ファン	1.500	1	単相100V	3極ストレート	×	×	床下
男子休養室	自販機	1.300	2	単相100V	2P15AE	×	×	
	電子レンジ	1.300	2	単相100V	2P15AE	×	×	
	電気ポット	0.950	2	単相100V	2P15AE	×	×	
給湯室	電子レンジ	1.300	1	単相100V	2P15AE	×	×	
	電気ポット	0.950	1	単相100V	2P15AE	×	×	

## 注 記

「業務要求水準書」、【添付資料4-9】「主要諸室の性能特記事項」に数量及び仕様の記載がある場合は、「業務要求水準書」、【添付資料4-9】「主要諸室の性能特記事項」の数量及び仕様を優先する。

## 添付資料4-20 映像・音響設備等一覧

室名称		共用会議室(大)
AV操作卓		○
アンプ		○
プロジェクター		○
スクリーン、スクリーンボックス		○ 天吊
スピーカー	メインスピーカー	○
	他スピーカー	適宜
ワイヤレスアンテナ		○
ワイヤレスマイク	ハンド形	○ 2台
有線マイク		○ 2台
マイクスタンド(スタンド形)		○ 1台
マイクスタンド(卓上形)		○ 1台
備考		AV機器収容架等は適宜設ける。

## 注 記

1. 個数、仕様の記載がないものは適宜とする。

広島合同防災棟 景観整備方針

①当該事業における景観形成の目標像				
基町地区における景観形成に配慮した施設整備を行う。				
②対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係に関する基本的な考え方				
②-1: 周辺の環境等への配慮の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島城周辺及び文化の道からの景観(遠景、中景、近景)に配慮する。(②-1-1)</li> <li>・外観デザイン等は既存建物との調和を図る。(②-1-2)</li> <li>・周辺環境とバランスの取れた空間配置とする。(②-1-3)</li> </ul>			
②-2: 住民等の利用を考慮した整備の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地の文化の道沿いについては、親しみと潤いのある外部空間となるよう配慮する。(②-2-1)</li> </ul>			
③(①と②を実現するための)施設や空間そのものの景観整備の具体的方針				
		評価の項目・尺度	予測・評価手法	
③-1: 施設や空間の規模・形状配置等の設定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>■建物の形状、立面&lt;②-1-1、②-1-2、②-1-3に対応&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺建物との調和に配慮する。</li> <li>・文化の道沿いに対する壁面後退距離は周辺に及ぼす影響が大きいため景観上特に考慮する。</li> </ul> </li> <li>■公共空間(パブリックスペース)の設置&lt;②-2-1に対応&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽等を配置し、人々が親しみやすく潤いのある外部空間とする。</li> <li>・庁舎管理にも配慮した外構計画を検討する。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の形状に景観面での違和感がないか。</li> <li>・人々から視覚的に親しみやすく、潤いを感じられる外部空間となっているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既往事例写真やパース、平面図、立面図を用いてイメージを確認し、様々な視点からの見え方を検討、予測する。</li> <li>・既往事例写真やパース、平面図、立面図を用いてイメージを確認し、検討を行い予測する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予測の結果を用い設計者が評価するが、必要に応じアドバイザーの意見を聴取する。</li> </ul>
③-2: 細部設計、材料等選定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>■建物の環境対策&lt;②-1-2&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓回りの形状、仕様は環境負荷低減に配慮する。</li> </ul> </li> <li>■建物の色彩、材料&lt;②-1-2に対応&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存建物の色彩等に配慮する。</li> </ul> </li> <li>■地域の樹種選定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・樹種は地域の樹木と調和したものを選定する。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境負荷低減の要素となる形状・仕様となっているか。</li> <li>・既存庁舎と色彩が調和しているか。</li> <li>・敷地周辺の樹木との調和が図られているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術検討資料により予測する。</li> <li>・色彩サンプルにて確認を行う。</li> <li>・既往事例により予測する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予測の結果を用い設計者が評価するが、必要に応じアドバイザーの意見を聴取する。</li> </ul>
③-3: コスト縮減、費用対効果を考慮した整備の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>■コスト縮減の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・イニシャルコストとランニングコストとのバランスに配慮する。</li> </ul> </li> </ul>			
③-4: その他				